

第2章

施策の取組

(1) 政策体系とは

政策体系は、「みえ県民力ビジョン」で示す基本理念を実現するために、県が行う取組を目的と手段の関係で整理したものです。

〈政策展開の基本方向〉(三つの柱)のもとに、〈政策〉―〈施策〉―〈基本事業〉―〈事務事業〉の階層で、県の取組等を網羅し、体系的に整理しています。

「みえ県民力ビジョン」でお示した〈政策展開の基本方向〉(三つの柱)に加え、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」(以下、「第二次行動計画」といいます。)では、〈政策〉と、〈施策〉の内容を、構成する〈基本事業〉とあわせてお示ししています。

〈施策〉には、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標(「県民指標」と、県(行政)が取り組んだことの効果がわかる指標(「県の活動指標」)を設定しています。

平成30年版成果レポートでは、平成29年度に県が取り組んだ事業の取組の成果と課題を、この政策体系で整理・検証しています。

また、成果と課題の検証結果をふまえた、各施策ごとの今後の取組方向について、今年度の改善のポイントと特に注力する取組を中心に明らかにしています。

【施策の指標の考え方】

〈施策〉の進行管理を的確に行うとともに、県民の皆さんに取組の進捗状況をお示しするため、「県民指標」、「県の活動指標」について、それぞれの性質をふまえた実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げ、数値目標としています。

○ 県民指標

「県民指標」は、各〈施策〉の目標(第一次行動計画の「平成27年度末での到達目標」及び第二次行動計画の「平成31年度末での到達目標」)をふまえ、当該〈施策〉において、さまざまな主体の取組によって得られる最終的な成果を、県民の皆さんの立場からあらわそうとしたものです。

〈施策〉の進行管理において、基本的な指標として活用します。

○ 県の活動指標

「県の活動指標」は、各〈施策〉の目標を達成するために、県が〈施策〉を構成する〈基本事業〉として取り組んだことの効果をあらわす指標です。

〈施策〉は複数の〈基本事業〉から成り立っていますので、〈基本事業〉の効果が相まって〈施策〉の成果につながります。このため、〈施策〉の進行管理において、「県民指標」を補足する指標として用います。

なお、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標に適切なものがない場合には、県(行政)が主体として取り組んだことの効果がわかる指標を設定しています。

(2) 政策体系一覧

	政策	施策	頁
「守る」く命と暮らしの安全・安心を実感できるために	1 防災・減災	111 災害から地域を守る人づくり	76
		112 防災・減災対策を進める体制づくり	80
		113 治山・治水・海岸保全の推進	88
	2 命を守る	121 地域医療提供体制の確保	92
		122 介護の基盤整備と人材の育成・確保	98
		123 がん対策の推進	102
		124 こころと身体の健康対策の推進	106
	3 共生の福祉社会	131 障がい者の自立と共生	110
		132 支え合いの福祉社会づくり	116
	4 暮らしの安全を守る	141 犯罪に強いまちづくり	120
		142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり	124
		143 消費生活の安全の確保	128
		144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等	132
		145 食の安全・安心の確保	136
		146 感染症の予防と拡大防止対策の推進	140
		147 獣害対策の推進	144
	5 環境を守る	151 地球温暖化対策の推進	148
		152 廃棄物総合対策の推進	152
		153 豊かな自然環境の保全と活用	156
154 大気・水環境の保全		160	

II 「創る」く人と地域の夢や希望を実感できるために	政 策	施 策	頁
	1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	211	人権が尊重される社会づくり
212		あらゆる分野における女性活躍の推進	168
213		多文化共生社会づくり	172
2 学びの充実	221	夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	176
	222	人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成	184
	223	健やかに生きていくための身体の育成	188
	224	自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進	192
	225	笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり	196
	226	地域に開かれ信頼される学校づくり	200
	227	地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実	204
	228	文化と生涯学習の振興	208
3 希望がかなう少子化対策の推進	231	少子化対策を進めるための環境づくり	212
	232	結婚・妊娠・出産の支援	218
	233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実	222
	234	児童虐待の防止と社会的養護の推進	228
4 スポーツの推進	241	競技スポーツの推進	232
	242	地域スポーツと障がい者スポーツの推進	238
5 地域の活力の向上	251	南部地域の活性化	242
	252	東紀州地域の活性化	246
	253	中山間地域・農山漁村の振興	250
	254	移住の促進	254
	255	協創のネットワークづくり	258
	256	市町との連携による地域活性化	260

	政策	施策	頁
Ⅲ「拓く」強みを生かした経済の躍動を実感できるように	1 農林水産業	311 農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出	264
		312 農業の振興	268
		313 林業の振興と森林づくり	274
		314 水産業の振興	280
	2 強じて多様な産業	321 中小企業・小規模企業の振興	284
		322 ものづくり・成長産業の振興	290
		323 「食」の産業振興	296
		324 地域エネルギー力の向上	300
		325 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進	304
	3 世界に開かれた三重	331 国際展開の推進	308
		332 観光の産業化と海外誘客の促進	312
		333 三重の戦略的な営業活動	316
	4 雇用の確保と多様な働き方	341 次代を担う若者の就労支援	320
		342 多様な働き方の推進	326
	5 安心と活力を生み出す基盤	351 道路網・港湾整備の推進	330
		352 公共交通の確保と活用	334
		353 安全で快適な住まいまちづくり	338
		354 水資源の確保と土地の計画的な利用	342

(3) 評価結果をふまえた進展度の判断基準及び目標達成状況の算出方法について

1 評価結果をふまえた施策等の進展度の判断基準

①平成 29 年度における施策等の進展度を、県民の皆さんに分かりやすくお示しするため、県民指標や活動指標等の達成状況、取組実績等をもとに、総合的に施策等の進展度を A～D で判断し、判断理由を記載しています。

②A～D の判断は、施策等を所管する部長、副部長、次長の判断によるものですが、判断に際しては次の表 1 の考え方を目安としています。

[表 1]

適用 区分	①県民指標 の達成率	②活動指標 の平均達成 率	進展度の算出方法
A. 進んだ	100%	100%	1. ①の結果により A～D を区分する。 ↓ 2. ②の状況により、①の区分のまま でよいか検討する。 ↓ 3. 活動指標や構成する基本事業の中 身と施策目標との相関関係（活動指標 ごとの重みや取組実績）を考慮し、総 合的に判断する。
B. ある程度進んだ	85%以上 100%未満	85%以上 100%未満	
C. あまり進まなかった	70%以上 85%未満	70%以上 85%未満	
D. 進まなかった	70%未満	70%未満	

2 目標達成状況の算出方法

① 目標達成状況は、第二次行動計画の目標項目の欄に「(累計)」と記載の無い目標項目については、平成 29 年度の実績値を平成 29 年度の目標値で割って算出しています。また、目標項目が減少を目指すものである場合には、分子・分母を逆とし、目標値を実績値で割って算出しています。

$$\text{目標達成状況} = \frac{\text{平成 29 年度実績値}}{\text{平成 29 年度目標値}}$$

(例 1) 平成 29 年度の目標値が 130、実績値が 120 の場合

$$= \frac{120}{130} = 0.92 \quad (\text{小数点第 3 位以下四捨五入})$$

0.995～0.999 の場合は 0.99 と記載)

- ② 第二次行動計画の目標項目の欄に「(累計)」と記載のある目標項目については、平成 28 年度の実績値を平成 29 年度目標値及び実績値から差し引いて計算しています。(下記* 参照)

$$\text{目標達成状況} = \frac{\text{平成 29 年度実績値} - \text{平成 28 年度実績値}}{\text{平成 29 年度目標値} - \text{平成 28 年度実績値}}$$

(例 2) 平成 28 年度の実績値が 100 で、平成 29 年度の目標値が 130、実績値が 120 の場合

$$= \frac{120 - 100}{130 - 100} = \frac{20}{30} = 0.67 \quad (\text{小数点第 3 位以下四捨五入} \\ 0.995 \sim 0.999 \text{ の場合は } 0.99 \text{ と記載})$$

* 第二次行動計画の目標項目の欄に「(累計)」と記載のある目標項目について、このような算出方法を用いているのは、成果レポートが単年度の評価や実績を報告するものであることからです。過去の取組の成果である実績値を差し引いて算出することにより、単年度の成果(目標達成状況)を表せるようにしています。

(4) 施策数値目標等一覧

施策	数値目標					進展度	県民一人あたりのコスト(円)				
	目標項目	29年度目標値	29年度実績値	目標達成状況							
111 災害から地域を守る人づくり	県民指標	率先して防災活動に参加する県民の割合	54.0%	48.2%	0.89	B	152				
	活動指標	「みえ防災人材バンク」登録者の活動件数【創】	200件	271件	1.00						
112 防災・減災対策を進める体制づくり	県民指標	「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると感じる県民の割合	89.0%	86.1%	0.97	B	4,675				
		「三重県新地震・津波対策行動計画」等の計画における主要な行動項目の進捗率	100%	集計中	未確定						
	活動指標	県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練の回数	12回	13回	1.00						
		「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合	23.0%	17.2%	0.75						
		災害拠点病院の災害派遣医療チーム(DMAT)数	22	26	1.00						
		地震等の災害時において避難所として活用される建築物の耐震化率	66.7%	66.7%	1.00						
		学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	県立学校 65棟 市町立学校 25棟 私立学校 3棟	県立学校 63棟 市町立学校 13棟(速報値) 私立学校 3棟	県立学校 1.00 市町立学校 1.00 私立学校 1.00						
		緊急輸送道路上の橋梁のうち良好な状態である橋梁の割合	95.6%	96.0%	1.00						
		消防団員の条例定数充足率	95.6%	94.2%	0.99						
		高圧ガス等施設における事故発生防止率	100%	99.5%	0.99						
		113 治山・治水・海岸保全の推進	県民指標	自然災害への対策が講じられている人家数	240,000戸			240,100戸	1.00	A	13,978
			活動指標	浸水想定区域図作成河川数	10河川			14河川	1.00		
121 地域医療提供体制の確保	県民指標	地域医療安心度指数	63.2%	61.2%	0.97	B	35,485				
		地域医療構想の達成度	28.0%	35.6%	1.00						
	活動指標	保健医療圏別人口あたり病院勤務医師数乖離度	78.9% (28年度)	72.5% (28年度)	0.92						
		県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数【創】	225人	230人	1.00						
		県内看護系大学卒業者の県内就職者数【創】	195人 (28年度)	162人 (28年度)	0.83						
		救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	676機関	651機関	0.96						
		医療安全対策加算届出医療機関数	55機関	46機関	0.84						
		県立病院患者満足度	93.0%	88.7%	0.95						
		県内市町の国民健康保険料の収納率	92.20% (28年度)	92.24% (28年度)	1.00						
		122 介護の基盤整備と人材の育成・確保	県民指標	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数【創】	238人			239人	0.99	B	15,557
活動指標	主任ケアマネジャー登録者数(累計)		1,057人	1,101人	1.00						
123 がん対策の推進	県民指標	75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)	68.4人 (28年)	69.0人 (28年)	0.99	B	97				
		がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん 43.4% 子宮頸がん 50.0% 大腸がん 36.0% (28年度)	乳がん 43.4% 子宮頸がん 50.0% 大腸がん 28.5% (28年度)	乳がん 1.00 子宮頸がん 1.00 大腸がん 0.79						
	活動指標	がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携拠点病院指定数	8か所	6か所	0.75						
		がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数(累計)	887人	1,073人	1.00						
		がん患者等の就労について理解を得られた企業数(累計)	712社	794社	1.00						
		124 こころと身体の健康対策の推進	県民指標	健康寿命(健康寿命の延び)	男 78.3歳 女 80.9歳 (28年)			男 78.3歳 女 81.0歳 (28年)	男 1.00 女 1.00	B	1,869
活動指標	特定健康診査受診率		52.7% (28年度)	51.6% (28年度)	0.98						
	活動指標	在宅訪問歯科診療実施施設歯科医療機関数	234機関	249機関	1.00						
		関係機関や民間団体と連携して自殺対策事業を実施した市町・県保健所数	22か所	20か所	0.91						
		指定医療機関(診療所)指定数	990か所	992か所	1.00						

施 策	数値目標					進展度	県民一人あたりのコスト(円)
	目標項目	29年度 目標値	29年度 実績値	目標達成 状況			
131 障がい者の自立と共生	県民指標	グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数(累計)	1,719人	1,759人	1.00	B	8,383
	活動指標	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	7,963人	集計中	未確定		
		一般就労へ移行した障がい者数	415人	417人	1.00		
		農林水産業と福祉との連携取組数(累計)	83件	94件	1.00		
		相談支援事業における支援件数	64,450件	66,074件	1.00		
		精神障がい者の入院後1年以内に地域移行できた割合	91.0%	87.6%	0.96		
		障害者差別解消法で努力義務等とされている県・市町等および関係団体の職員対応要領策定率	86.8%	91.9%	1.00		
132 支え合いの福祉社会づくり	県民指標	日常生活自立支援事業の利用者数	1,720人	1,776人	1.00	B	2,724
	活動指標	民生委員・児童委員の相談支援件数	107,000件	90,874件 (速報値)	0.85		
		第三者評価を受審した福祉施設の数	30施設	33施設	1.00		
		「おもいやり駐車場」の登録施設数	2,080施設	2,122施設	1.00		
		地域で社会参加や生活支援サービスの担い手として活動する高齢者団体数(累計)	57団体	78団体	1.00		
		就労支援を行う生活困窮者の人数	430人	251人	0.58		
		県および全国職労者追悼式への若年世代の参加者数	44人	21人	0.48		
141 犯罪に強いまちづくり	県民指標	刑法犯認知件数	15,178件未満	13,346件	1.00	A	2,672
	活動指標	防犯ボランティア団体数	650団体	653団体	1.00		
		重要犯罪の検挙率	70.0%以上	94.1%	1.00		
		交番・駐在所の機能強化数	年2か所以上	2か所	1.00		
142 交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	県民指標	交通事故死者数	70人以下	86人	0.81	B	1,658
	活動指標	交通事故死傷者数	8,600人以下	7,199人	1.00		
		高齢者交通事故死者数	35人以下	37人	0.95		
		飲酒運転事故件数	33件以下	34件	0.97		
		老朽化した信号制御機の更新数(累計)	88基	103基	1.00		
		運転者のシートベルト着用率	98.3%	97.0%	0.99		
143 消費生活の安全の確保	県民指標	消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用した人の割合	55.2%	63.8%	1.00	B	135
	活動指標	消費生活講座等で消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られたとする人の割合	99.0%	99.0%	1.00		
		消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合	93.1%	92.7% (速報値)	0.99		
144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等	県民指標	危険ドラッグの販売店舗数(インターネット販売店舗を含む)	0件	0件	1.00	B	346
	活動指標	薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた人数(累計)	569,000人	583,901人	1.00		
		犬・猫の殺処分数	270匹以下	138匹	1.00		
		県内の医薬品等製造施設のうち不良品を出さなかった施設の割合	100%	98.1%	0.98		
		生活衛生営業施設のうち健康被害が発生しなかった施設の割合	100%	100%	1.00		
145 食の安全・安心の確保	県民指標	食品の基準適合の確認率(累計)	67%	68%	1.00	A	863
	活動指標	食品事業者の自主点検実施件数	18,400件	20,743件	1.00		
		高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の感染拡大阻止率	100%	100%	1.00		
146 感染症の予防と拡大防止対策の推進	県民指標	危険性の高い感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合	100%	98.4%	0.98	B	417
	活動指標	感染予防を普及啓発する推進者の総数(累計)	200人	288人	1.00		
		感染症危機管理に関する訓練実施率	60%	60%	1.00		
		保健所におけるHIV(エイズの原因となるウイルス)検査受診者数	1,560件	1,478件	0.95		
147 獣害対策の推進	県民指標	野生鳥獣による農林水産業被害金額	508百万円 (28年度)	461百万円 (28年度)	1.00	B	246
	活動指標	獣害対策の体制づくりに取り組む集落数(累計)	536集落 (28年度)	542集落 (28年度)	1.00		
		被害が大きい集落の割合	42% (28年度)	43% (28年度)	0.98		
		ニホンジカの推定生息頭数	47,400頭	49,000頭	0.97		
		みえジビエとして活用された野生獣の頭数(ニホンジカ、イノシシ)	1,100頭	1,029頭	0.94		
151 地球温暖化対策の推進	県民指標	家庭での電力消費による二酸化炭素排出量	1,150千t-CO ₂	1,157千t-CO ₂ (速報値)	0.99	B	411
	活動指標	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	+1.2%以下 (28年度)	+1.2% (28年度)	1.00		
		電気自動車等を活用した温暖化対策に取り組む地域の数(累計)	6地域	6地域	1.00		
		地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合	98.0%	98.8%	1.00		
		環境教育講座等参加者の満足度	100%	98.3%	0.98		

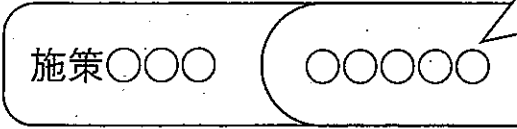
施策	数値目標					進展度	県民一人あたりのコスト(円)
	目標項目	29年度目標値	29年度実績値	目標達成状況			
152 廃棄物総合対策の推進	県民指標	廃棄物の最終処分量	283千t以下	290千t (速報値)	0.98	B	2,350
	活動指標	1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量)	957g/人日以下	936g/人日 (速報値)	1.00		
		産業廃棄物の再生利用率	43.3%	45.8% (速報値)	1.00		
		不法投棄等不適正処理事業の改善着手率 不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率	100% 68.8%	100% 68.8%	1.00 1.00		
153 豊かな自然環境の保全と活用	県民指標	自然環境の保全活動団体数	80団体	82団体	1.00	A	196
	活動指標	希少野生動植物種の保全活動や貴重な生態系の維持回復活動の実施率	75.0%	75.0%	1.00		
		自然とのふれあい体験の満足度	74.0%	74.2%	1.00		
154 大気・水環境の保全	県民指標	大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	94.0%	90.2% (速報値)	0.96	B	8,161
	活動指標	大気・水質の排出基準適合率	100%	100%	1.00		
		NOx・PM法対策地域全体の大気環境基準達成率	100%	100% (速報値)	1.00		
		生活排水処理施設の整備率	84.5%	84.4% (速報値)	0.99		
		海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数 大気環境および水環境の保全に関する調査研究成果を公表した研究事業数	31,500人 6件	26,272人 7件	0.83 1.00		
211 人権が尊重される社会づくり	県民指標	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	40.5%	36.8%	0.91	B	607
	活動指標	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数	35団体	35団体	1.00		
		人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度	99.0%	97.3%	0.98		
		人権教育カリキュラムを作成している学校の割合 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度	90.1% 98.0%	90.5% 97.7%	1.00 0.99		
212 あらゆる分野における女性活躍の推進	県民指標	あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合	43.4%	39.8%	0.92	B	191
	活動指標	県・市町の審議会等における女性委員の割合【創】	28.0%	27.3%	0.98		
		男女共同参画センター開催事業の新規参加者の数・満足度	新規参加者数: 337人 満足度: 97.0%	新規参加者数: 347人 満足度: 98.0%	1.00		
		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数(累計)【創】 性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数(累計)	441団体 24団体	494団体 30団体	1.00 1.00		
213 多文化共生社会づくり	県民指標	多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合	31.1%	31.1%	1.00	B	97
	活動指標	多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度 医療通訳者が常勤している医療機関の数(累計) 日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合	99.0% 8機関 100%	98.6% 9機関 業計中	0.99 1.00 未確定		
221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	県民指標	全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数【創】	4	1	0.25	C	73,521
	活動指標	授業内容を理解している子どもたちの割合	小学校: 国語85.0% 算数85.0% 中学校: 国語78.0% 数学76.2%	小学校: 国語83.4% 算数83.3% 中学校: 国語77.6% 数学75.0%	小学校: 国語0.98 算数0.98 中学校: 国語0.99 数学0.98		
		海外留学(短期留学を含む)や海外研修等に参加した高校生の数	460人	476人	1.00		
		地域等の人材を招へいた授業等を行っている学校の割合【創】	小学校: 85.0% 中学校: 67.0% 高等学校: 100%	小学校: 90.4% 中学校: 75.8% 高等学校: 100%	小学校: 1.00 中学校: 1.00 高等学校: 1.00		
222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成	県民指標	自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	小学生 78.0% 中学生 72.2%	小学生 77.4% 中学生 73.2%	小学生 0.99 中学生 1.00	B	38
	活動指標	人の役に立ちたいと思う子どもたちの割合	小学生 94.5% 中学生 94.6%	小学生 92.8% 中学生 92.5%	小学生 0.98 中学生 0.98		
		地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることができる子どもたちの割合	小学生 51.6% 中学生 40.0%	小学生 40.1% 中学生 31.6%	小学生 0.78 中学生 0.79		
		授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	小学生 63.5% 中学生 51.8%	小学生 61.8% 中学生 47.7%	小学生 0.97 中学生 0.92		
223 健やかに生きていくための身体の育成	県民指標	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果【創】	49.5	48.8	0.99	B	494
	活動指標	1学校1運動プロジェクトに取り組んでいる小学校の割合	100.0%	100%	1.00		
		毎日、規則正しく寝起きている子どもたちの割合	小学生 寝る40.2% 起きる61.5% 中学生 寝る33.4% 起きる58.3%	小学生 寝る37.0% 起きる58.6% 中学生 寝る30.1% 起きる54.6%	小学生 寝る0.92 起きる0.95 中学生 寝る0.90 起きる0.94		
		朝食を毎日食べている子どもたちの割合	小学生 88.5% 中学生 86.0%	小学生 86.9% 中学生 83.8%	小学生 0.98 中学生 0.97		

施 策	数値目標					進 展 度	県民一人あたりのコスト(円)
	目 標 項 目	29年度 目 標 値	29年度 実 績 値	目 標 達 成 状 況			
224 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進	県民指標	特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	100%	100%	1.00	A	8,023
	活動指標	特別支援学級においてパーソナルカルテを活用している小中学校の割合	74.7%	80.9%	1.00		
		特別支援学校版キャリア教育プログラムを作成した特別支援学校の割合(累計)	68.0%	82.4%	1.00		
		「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき整備された特別支援学校数(累計)	2校	2校	1.00		
225 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり	県民指標	学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	93.4%	92.8%	0.99	B	468
	活動指標	いじめの認知件数に対して、年度内に解消したものの割合	95.0%	集計中	未確定		
		小・中・高等学校における1,000人あたりの暴力行為発生件数	小学校 2.2件 中学校 7.2件 高等学校 2.4件	集計中	未確定		
		児童等が交通安全マップを作製している小学校の割合	90.0%	95.0%	1.00		
		小・中・高等学校における1,000人あたりの不登校児童生徒数	小学校 4.3人 中学校 27.4人 高等学校 14.6人	集計中	未確定		
226 地域に開かれ信頼される学校づくり	県民指標	コミュニティ・スクール等に取り組んでいる市町の割合	72.4%	72.4%	1.00	B	4,275
	活動指標	コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合	21.0%	21.1%	1.00		
		学校支援地域本部に取り組んでいる小中学校の割合	49.4%	55.9%	1.00		
		地域の活性化に向けて特色ある教育活動に取り組んでいる県立高等学校の数(累計)	25校	25校	1.00		
		授業で主体的・協働的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合	小学生 75.4% 中学生 74.0%	小学生 72.8% 中学生 74.1%	小学生 0.97 中学生 1.00		
私立学校における特色ある教育・学校運営の取組事例数	108件	118件	1.00				
227 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実	県民指標	県内高等教育機関卒業生の県内就職率【創】	53.0%	48.7% (速報値)	0.92	B	38
	活動指標	県内高等教育機関への県内からの入学者の増加数	20人	△28人	0.00		
228 文化と生涯学習の振興	県民指標	参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	97.0%	96.8%	0.99	B	1,921
	活動指標	県立文化施設の利用者数	138万人	156.0万人	1.00		
		文化財情報アクセス件数	216,000件	218,189件	1.00		
		みえ生涯学習ネットワーク登録会員数(累計)	150会員	156会員	1.00		
地域の教育関係者のネットワークへの参画者数(累計)	300人	305人	1.00				
231 少子化対策を進めるための環境づくり	県民指標	地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合【創】	60.0%	52.2%	0.87	B	258
	活動指標	みえ子どもスマイルネットの月間平均アクセス数	29,000件	28,854件	0.99		
		子育て家庭応援クーポン協賛店舗数	1,680店舗	1,485店舗	0.88		
		青少年が使用する携帯電話等のフィルタリングサービス利用率	65.0%	65.6%	1.00		
		ライフプラン教育を実施している市町の数【創】	23市町	25市町	1.00		
県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合【創】	75.0%	69.0%	0.92				
「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業、団体数(累計)【創】	180企業・団体	209企業・団体	1.00				
232 結婚・妊娠・出産の支援	県民指標	妊娠前から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数【創】	27市町	29市町	1.00	A	742
	活動指標	出産の場の情報提供数【創】	200件	205件	1.00		
		県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数【創】	16市町	16市町	1.00		
妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携をした市町数	29市町	29市町	1.00				
233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実	県民指標	保育所の待機児童数【創】	48人	100人	0.48	C	13,169
	活動指標	放課後児童クラブの待機児童数【創】	42人	43人	0.98		
		生活困難家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数【創】	25市町	25市町	1.00		
		「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合【創】	55.0%	50.8%	0.92		
		家庭教育を支援する市町・団体数(累計)【創】	43市町・団体	45市町・団体	1.00		
小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合【創】	84.2%	58.0%	0.69				
234 児童虐待の防止と社会的養護の推進	県民指標	里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合【創】	23.2%	26.4%	1.00	B	3,005
	活動指標	児童虐待により死亡した児童数【創】	0人	調査中	調査中		
		新規養育里親登録数(累計)	49世帯	62世帯	1.00		
グループホームでケアを受けている要保護児童の割合【創】	14.2%	14.2%	1.00				
241 競技スポーツの推進	県民指標	国民体育大会の男女総合成績	10位台	27位	0.00	B	3,741
	活動指標	全国大会の入賞数	127	117	0.92		
		団体開催に向けた広報ボランティアの延べ活動人数	190人	297人	1.00		
県営スポーツ施設年間利用者数	725,800人	842,648人	1.00				

施策	数値目標						
	目標項目	29年度 目標値	29年度 実績値	目標達成 状況	進展度	県民一人 あたりのコ スト(円)	
242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進	県民指標	成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率	59.0%	43.2%	0.73	C	299
	活動指標	総合型地域スポーツクラブの会員数	27,150人	27,012人	0.99		
		全国障害者スポーツ大会への出場率	91.7%	83.3%	0.91		
251 南部地域の活性化	県民指標	南部地域における転出超過数	1,566人	1,768人	0.89	B	51
	活動指標	南部地域の人びとによる創業件数(累計)	9件	9件	1.00		
		南部地域において将来的に戻りたいと考えている高校生の割合	74.0%	74.1%	1.00		
252 東紀州地域の活性化	県民指標	東紀州地域における観光消費額の伸び率	106	集計中	未確定	B	295
	活動指標	地域づくりに取り組む語り部人数	92人	92人	1.00		
		熊野古道の来訪者数【創】	438千人	337千人	0.77		
253 中山間地域・農山漁村の振興	県民指標	中山間地域・農山漁村の活性化に取り組む新規団体数(累計)	40団体	53団体	1.00	A	3,314
	活動指標	中山間地域等において持続可能なコミュニティづくりに取り組む地域数(累計)	3地域	3地域	1.00		
		複数集落のネットワークにより新たに活動している事例数(累計)【創】	2事例	2事例	1.00		
		農山漁村の交流人口【創】	1,430千人(28年度)	1,440千人(28年度)	1.00		
		多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率	49.9%	51.2%	1.00		
		ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	2,922ha	2,922ha	1.00		
254 移住の促進	県民指標	県および市町の相談窓口等で把握した県内への移住者数【創】	160人	322人	1.00	A	56
	活動指標	移住相談センターにおける相談件数	1,000件	1,332件	1.00		
		県外の移住相談会等への参加市町数	42市町	52市町	1.00		
255 協創のネットワークづくり	県民指標	地域活動等を行っている県民の割合	21.7%	22.3%	1.00	A	60
	活動指標	NPO法人活動への支援としての会費収入等	433,000千円	446,117千円	1.00		
		若者との協創により地域活動に取り組んだ件数(累計)	4件	4件	1.00		
256 市町との連携による地域活性化	県民指標	県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数(累計)	73取組	75取組	1.00	A	1,256
	活動指標	県と市町の連携により全県的な課題の解決に成果があった取組数(累計)	7取組	7取組	1.00		
		財政健全化計画策定市町数	0市町	0市町	1.00		
311 農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出	県民指標	魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感ずる県民の割合	46.0%	43.5%	0.95	B	1,347
	活動指標	「みえフードイノベーション」から生み出される商品等の売上額(累計)	26億円	33億円	1.00		
		農林水産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	235件	239件	1.00		
		魅力発信により生み出された企業との連携(累計)	100社	152社	1.00		
312 農業の振興	県民指標	農業産出等額【創】	1,149億円(28年)	1,194億円(28年)	1.00	A	5,447
	活動指標	米、小麦、大豆の自給率(カロリーベース)	78%(28年度)	79%(28年度)	1.00		
		産地改革に取り組む園芸等産地増加数(累計)	30産地	30産地	1.00		
		高収益型畜産連携体数(累計)	12連携体	12連携体	1.00		
		農畜産経営体における法人経営体数(累計)	475経営体	487経営体	1.00		
基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	41.1%	41.1%	1.00				
313 林業の振興と森林づくり	県民指標	県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量【創】	387千m ³	集計中	未確定	B	4,821
	活動指標	「三重の木」認証材等の製材出荷量に占める割合	23.0%	集計中	未確定		
		森林経営計画認定面積(累計)	52,000ha	54,462ha	1.00		
		新規林業就業者数	42人	36人	0.86		
		公的森林整備面積	2,000ha	1,974ha	0.99		
森林づくりおよび森林環境教育などの活動の進展度	62,000人	62,869人	1.00				
314 水産業の振興	県民指標	漁業者1人あたり漁業生産額【創】	630万円(28年)	759万円(28年)	1.00	A	1,972
	活動指標	県産水産物の海外販路拡大件数(累計)	6件	6件	1.00		
		新規漁業就業者数(45歳未満)	36人	42人	1.00		
		資源管理に参加する漁業者の割合	26.0%	26.6%	1.00		
耐震岸壁の整備を行った防災拠点漁港数(累計)	3漁港	4漁港	1.00				
321 中小企業・小規模企業の振興	県民指標	県内中小企業・小規模企業のうち、収益等が向上または維持した企業の割合【創】	66.0%	集計中	未確定	B	2,416
	活動指標	企業が三重県販経管向上計画や経営革新計画の認定を受けた件数(累計)	1,660件	2,135件	1.00		
		商業・サービス産業における高付加価値な商品・サービス等の創出件数(累計)	30件	30件	1.00		
		地域資源を活用した新商品を開発、商品化し、販売につながった企業数(累計)	26社	45社	1.00		
「三重県オープンデータライブラリ」に登録したオープンデータの数(累計)	56データ	59データ	1.00				

施策	数値目標					進展度	県民一人あたりのコスト(円)
	目標項目	29年度 目標値	29年度 実績値	目標達成 状況			
322 ものづくり・成長産業の振興	県民指標	ものづくり中小企業における、従業者1人あたりの付加価値額	10,983千円 (27年)	11,382千円 (27年)	1.00	A	505
	活動指標	県内で新たに航空宇宙産業へ参入・事業拡大をした企業数(累計)	20社	20社	1.00		
		医療・健康・福祉分野の製品・サービス開発数(累計)	15件	15件	1.00		
		ものづくり中小企業が自らの経営戦略に基づき取り組み、事業化を進めた件数(累計)	70件	70件	1.00		
		共同研究等による企業の課題解決数(累計)	54件	62件	1.00		
企業等の技術交流会等により成約に至った商談数と共同研究に進んだ件数(累計)	26件	30件	1.00				
323 「食」の産業振興	県民指標	県内における飲食品の製造品出荷額および販売額の合計【創】	6,676億円 (27年)	7,534億円 (27年)	1.00	A	115
	活動指標	商談会等に出展した県内食関連事業者が商談に至った件数	650件	757件	1.00		
324 地域エネルギー力の向上	県民指標	新エネルギーの導入量(世帯数換算)	478千世帯 (28年度)	559千世帯 (28年度)	1.00	A	2,039
	活動指標	事業者等による新エネルギーの普及啓発の取組数(累計)	20回	33回	1.00		
		創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりへの支援件数(累計)	22件	25件	1.00		
		エネルギー関連技術に関する企業との共同研究の件数(累計)	24件	24件	1.00		
		次世代の地域エネルギー等の利活用に向けた研究テーマ数(累計)	29テーマ	30テーマ	1.00		
325 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進	県民指標	県内への設備投資目標額に対する達成率	88%	98.5%	1.00	B	2,026
	活動指標	企業立地件数(累計)【創】	236件	422件	1.00		
		外資系企業の立地件数(累計)	4件	4件	1.00		
		操業環境の向上に向けた取組件数(累計)	10件	12件	1.00		
		四日市港における外資コンテナ取扱量	24万TEU	19.7万TEU	0.82		
331 国際展開の推進	県民指標	海外の政府・自治体等との連携取組件数(累計)	60件	66件	1.00	A	290
	活動指標	県内市町、関係団体等が新たに国際展開に取り組んだ件数(累計)	6件	6件	1.00		
332 観光の産業化と海外誘客の促進	県民指標	観光消費額【創】	4,900億円	集計中	未確定	B	427
	活動指標	県内の延べ宿泊者数	990万人	819万人 (速報値)	0.83		
		県内の外国人延べ宿泊者数【創】	410,000人	277,080人 (速報値)	0.68		
		国際会議開催件数(累計)	8件	25件	1.00		
		観光客満足度【創】	23.5%	集計中	未確定		
333 三重の戦略的な営業活動	県民指標	三重が魅力ある地域であると感じる人の割合	59.0%	62.7%	1.00	A	141
	活動指標	三重ファンとなった企業等と連携した三重の魅力発信件数(累計)	845件	1,105件	1.00		
		首都圏営業拠点「三重テラス」の来館者数	600,000人	668,847人	1.00		
		関西圏での企業等と連携した「三重の認知度向上」に向けて取り組んだ実践数(累計)	255件	490件	1.00		
341 次代を担う若者の就労支援	県民指標	県内新規学卒者等が県内に就職した割合【創】	74.7%	集計中	未確定	B	940
	活動指標	おしごと広場みえに登録した若者の就職率	57.6%	58.6%	1.00		
342 多様な働き方の推進	県民指標	多様な就労形態を導入している県内事業所の割合	52.4%	72.8%	1.00	B	294
	活動指標	民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合【創】	62.0%	61.3%	0.99		
		民間企業における障がい者の実雇用率	2.25%	2.08%	0.92		
		女性が長く働ける環境づくりに取り組む意向を持つ企業の割合	88.0%	89.9%	1.00		
		ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる県内事業所の割合【創】	53.5%	66.9%	1.00		
351 道路網・港湾整備の推進	県民指標	県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長	20.1km	22.0km	1.00	A	18,607
	活動指標	高規格幹線道路および直轄国道の新規供用延長	1.9km	1.9km	1.00		
		県管理道路の新規供用延長	18.2km	20.1km	1.00		
		舗装の維持管理指数	5.0以上	5.0	1.00		
		県管理港湾における岸壁の更新・大規模修繕実施延長	192m	192m	1.00		
352 公共交通の確保と活用	県民指標	県内の鉄道とバスの利用者数	117,034千人	115,933千人 (28年度)	0.99	B	575
	活動指標	地域公共交通網形成計画を策定し、事業に着手した地域数(累計)	10地域	11地域	1.00		
		モビリティ・マネジメント力の向上を促進する取組件数(累計)【創】	9件	13件	1.00		
353 安全で快適な住まいまちづくり	県民指標	伊勢鉄道区間(普通、快速みえ、特急南紀)の利用者数	1,620千人	1,701千人	1.00	B	1,931
	活動指標	生活サービス施設が身近に存在するまちづくりを推進する事業に着手した数(累計)	1件	1件	1.00		
		緊急輸送道路となっている街路で無電柱化された箇所数(累計)	12か所	13か所	1.00		
		県営および市町営住宅の長寿命化工事達成割合	70.0%	77.9%	1.00		
		防火設備等が適正に維持保全されている建築物の割合	74.8%	78.2%	1.00		
市町、県が制定した景観計画等の件数および市町に屋外広告物の権限移譲を行った件数(累計)	16件	15件	0.94				
354 水資源の確保と土地の計画的な利用	県民指標	地籍調査の実施面積	12km ²	4.7km ²	0.39	C	12,621
	活動指標	富路の耐震適合率	61.8%	61.8%	1.00		
		地籍調査の実施市町数	26市町	25市町	0.96		

(5) 施策評価表の見方



平成 30 年版成果レポートでは、平成 29 年度の県の取組について、第二次行動計画の政策体系で整理し、取組の結果、得られた成果と課題を検証しています。

【主担当部局：〇〇〇〇〇】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんとめざす、平成 23 年度からおおむね 10 年後の長期的な目標を記載しています。

平成 31 年度末での到達目標

第二次行動計画に掲げる施策の計画期間内（31 年度末）の目標を記載しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由			
進展度 *	施策の進展度を A～D の 4 段階で評価しています。	判断理由	左欄の判断理由を記載しています。

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
第二次行動計画における県民指標を記載しています。※1	/	28 年度の目標値※2	29 年度の目標値※2	29 年度の目標の達成状況※3	30 年度の目標値※2	31 年度の目標値※2、※4
	27 年度の現状値※2	28 年度の実績値※2	29 年度の実績値※2		/	
目標項目の説明と平成 30 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。					
30 年度目標値の考え方	この目標項目に設定した、平成 30 年度における目標設定の考え方、理由などを記載しています。					

- ※1 「創」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標および重要業績評価指標 (KPI) と同一の指標を示しています。
- ※2 当該年度の取組結果を評価する時点で、当該年度の現状値・実績値が把握困難な指標は、把握可能な最新年(度)の数値を用い、「(〇〇年(度))」と併記しています。これに関連する目標値も同様に、評価に用いる対象年(度)を「(〇〇年(度))」と併記しています。なお、計画策定以降、最新の実績が明らかになったものは当該数値を掲載しています。
- ※3 29 年度における目標達成の状況を 1.00（達成）～0.00 までの数値で表記しています。
- ※4 31 年度の目標値に変更があった場合は、上段に変更後の目標値を記載し、下段に変更前の目標値を<>書きで記載しています。

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
基本事業名を記載しています。	基本事業の目標項目名(活動指標)を記載しています。		28年度の目標値	29年度の目標値	29年度の目標の達成状況	30年度の目標値
		27年度の現状値	28年度の実績値	29年度の実績値		

事業費(「予算額等」欄)には、平成28年度、平成29年度欄は決算額、平成30年度欄は予算額(6月補正後額)を記載しています。また、概算人件費は施策ごとの配置人員を基礎として算出しています。

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
概算人件費		〇〇〇	〇〇〇		
(配置人員)		(〇〇人)	(〇〇人)		

平成29年度を取組概要と成果、残された課題

「*」の付いている語句は、巻末(参考)の用語説明のページに説明を掲載しています。

平成29年度を取組内容(県を取組(活動)結果)を具体的に明らかにするとともに、平成31年度末までの到達目標をふまえ、県民にとっての成果を検証する観点から、取組の成果と残った課題や、環境変化に伴い発生している新たな課題を明らかにしています。

平成30年度を取組方向

【〇〇部 次長 〇〇 〇〇 電話：059-224-0000】

検証結果をふまえ、平成30年度における取組の方向を明らかにしています。

施策111

災害から地域を守る人づくり

【担当部署：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿

多くの防災人材が地域で活躍する中、県民の皆さん一人ひとりの防災意識が防災行動へと結びつき、助け合いや支え合いによる災害に強い地域づくりが進んでいます。

平成31年度末での到達目標

防災人材の活躍によって、「自助」「共助」が促進されることにより、近い将来に発生が予想される地震や年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害発生に備えた、人的被害を最小限に抑えることのできる環境づくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、年度目標及び昨年度の実績値には及びませんでした。活動指標については、ほぼ目標を達したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度		29年度		30年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	31年度 目標値 実績値
率先して防災活動に参加する県民の割合	47.4%	50.5%	54.0%	0.89	57.0%	60.0%
		49.4%	48.2%			
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方						
目標項目の説明	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合（防災に関する県民意識調査）					
30年度目標値の考え方	防災活動に参加する県民の割合を、毎年度3%程度高めることを目標として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11101 防災人材の育成・活用（防災対策部）	「みえ防災人材バンク」登録者の活動件数（創19）		150件	200件	1.00	250件	300件
		91件	158件	271件			
11102 学校における防災教育の推進（教育委員会）	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合		90.0%	93.5%	0.99	97.0%	100%
		88.3%	90.3%	92.1%			

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11103 災害ボランティアの活動環境の充実(環境生活部)	「みえ災害ボランティア支援センター」に参画する団体数(累計)		9 団体	10 団体	1.00	11 団体	12 団体
		8 団体	9 団体	10 団体			

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	81	68	64	58	
概算人件費		265	210		
(配置人員)		(29 人)	(23 人)		

平成 29 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「みえ防災・減災センター」において、みえ防災コーディネーター*を 36 名養成したほか、「みえ防災塾」では 44 名が修了し、「みえ防災人材バンク」への登録を進めました。また、医療・看護、保健・福祉・介護分野等で活躍する人材を対象とした専門職防災研修のほか、市町職員向け研修、自主防災組織リーダー研修などを開催し、地域で活躍する防災人材の育成に取り組みました。防災等に関して知識や技能をもち、防災意識の高い人が地域の防災啓発活動等を支えていることから、今後も防災人材の育成を図るとともに、こうした人材の地域での活動を促進する必要があります。津地方気象台と連携して、防災講演会やみえ風水害対策の日シンポジウム(9月24日)等を共同で開催しました。気象台の持つ専門性が行政の防災対策や災害対応の意思決定等に大いに役立つことなどから、今後も気象台と連携して、県民の防災意識の啓発を進める必要があります。(創19)
- ②「津波避難に関する三重県モデル」に基づく「Myまっぷラン」や「避難所運営マニュアル」作成などの地域住民主体の防災対策について、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局の支援のほか、県防災技術指導員や「みえ防災人材バンク」の登録者の参画を得ることで、県内各地での取組が進みました。これらの取組がさらに広がるよう、地域に応じた支援を進める必要があります。
- ③発災後であっても企業等で必要となる業務が継続できるよう、「みえ防災・減災センター」の「みえ企業等防災ネットワーク*」と連携して、企業等のBCP*作成支援や防災人材の育成など企業防災の取組を支援するとともに、四日市コンビナート企業の強靱化の取組にあわせて、雇用経済部と連携し、BCPの作成などソフト面での取組を働きかけました。また、「みえ防災・減災センター」の企業防災アドバイザーによる相談も実施しました。行政や地域、企業等との連携を深め、職場における防災活動を推進することで、地域の防災力の向上を図るとともに、災害発生後の迅速で確かな復旧、復興のため、引き続き、企業防災の取組を進める必要があります。
- ④「みえ防災・減災アーカイブ」について、地域の人材育成や防災活動などに活用するため、昭和東南海地震などの体験談や県内の防災紙芝居を追加収集するとともに、各種イベント等でPRを行いました。引き続き、「防災の日常化」に向けて、「みえ防災・減災アーカイブ」の利活用の促進を図る必要があります。
- ⑤防災・減災対策の進捗状況について、関係者や市町へのヒアリング、アンケートを実施した結果、特に「共助」に関する取組について進んでいない項目があることが明らかになりました。一方、県民意識調査によると、半数以上の方が県の政策として「防災・減災」対策が重要としていることもあり、県、「みえ防災・減災センター」、市町が連携し、「共助」の取組の活性化について取り組む必要があります。

- ⑥学校における防災教育の効果を高めるため、防災ノートを新入生等に配付するとともに、外国人児童生徒に外国語版（5か国語）を配付しました。引き続き、防災学習教材の活用や教職員の防災に関する知識の向上等に取り組み、防災教育を推進する必要があります。
- ⑦教職員を対象とした防災に関する研修については、初任者、6年次、11年次、新任管理職の研修に防災教育の内容を盛り込んで実施したほか、学校防災リーダー等教職員研修を4回（7～8月）、「みえ防災・減災センター」と連携して体験型防災学習の実践研修を5回（10月）実施しました。また、学校の要請に応じて職員を派遣し、学校が実施する防災学習、防災研修、家庭や地域と連携した防災訓練等の取組を支援しました。学校における防災教育の推進に継続して取り組む必要があります。
- ⑧県内の中高生が、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献できるよう、35名が8月に、東日本大震災の被災地を訪問しボランティア活動や交流学習に取り組みました。また、訪問後は参加した中高生が在籍する学校や県内で開催されたイベント等で、被災地での経験などを発表・報告しました。被災地で得られた教訓や経験を、県内の防災教育・防災対策につなげていく必要があります。
- ⑨平成29年度に策定した「三重県広域受援計画」に、大規模災害時に県内外のボランティア団体や県・市町が情報共有、連絡調整する場である「協働プラットフォーム」を立ち上げていくことなどを盛り込んでおり、今後、市町・社会福祉協議会・NPO等と連携し、地域において円滑にボランティア等を受け入れる体制の実効性を高めていく必要があります。

・県民指標については、平成27年度実績値からは上昇したものの、平成28年度と比べ1.2ポイント低く、また目標達成状況は0.89となり、目標を達成できませんでした。

地域や職場での防災活動への参加状況について、平成28年度と比較すると、地域の防災活動に参加した県民の割合は伸びたものの、職場の防災活動に参加した県民の割合が2.1ポイント落ち込んだことが主な要因と考えられます。

このため、「みえ防災・減災センター」の企業防災に関するアドバイザー機能の充実など、防災活動の取組支援を積極的に働きかけ、より多くの人々が防災活動に参加できる機会を増やす必要があります。

平成30年度の取組方向

【防災対策部 副部長 坂三 雅人 電話：059-224-2181】

- ①防災人材の育成・活用について、「みえ防災・減災センター」を中心として、みえ防災コーディネーターの育成や「みえ防災塾」の運営、「みえ防災人材バンク」への登録を進めるとともに、地域との顔の見える関係づくりの構築に向けて、地域や住民による自主的な取組に対して人材派遣等の支援を行います。また、津地方気象台から「みえ防災・減災センター」に職員の派遣を受けることで連携を強化することに加え、市町の派遣職員も受け入れることで、「みえ防災・減災センター」のハブ機能、シンクタンク機能の充実を図ります。（創19）
- ②「津波避難に関する三重県モデル」に基づく「Myまっぷラン」や「避難所運営マニュアル」の作成などの地域住民主体の防災対策について、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、地域の取組を支援するとともに、特に、市町とともに各地域における避難所開設訓練やHUG（避難所運営ゲーム）の実施を推進することで、多くの地域で「避難所運営マニュアル」が作成されるよう取り組みます。
- ③企業の防災力の向上に向けて、「みえ防災・減災センター」が実施する企業防災に関するアドバイザー機能のさらなる充実や「みえ企業等防災ネットワーク」による企業間の連携、企業内研修の支援のほか、企業のBCP作成や防災人材の育成を支援します。

- ④「みえ防災・減災アーカイブ」や防災紙芝居を活用した防災・減災対策の啓発を促進するため、新たに児童館などと連携して次世代を担う子どもたちへの普及啓発の充実を図ります。
- ⑤「三重県防災・減災対策行動計画」策定にあたって実施した防災・減災対策の検証結果によると、「共助」の取組に課題があることから、県、「みえ防災・減災センター」、市町が連携して、「避難行動要支援者の支援体制の構築」や「消防団、自主防災組織の取組の活性化」等をテーマとした「共助」の取組の活性化のための手引書の作成を行う「地域防災課題解決プロジェクト」により、効果的な解決手法の検討、地域での実践・検証に取り組み、県内市町への水平展開を図ります。
- ⑥学校での防災学習をより効果的に実施するため、防災ノートなど防災学習教材の活用を一層進めます。また、学校での防災学習を家庭での防災対策につなげるため、家庭における防災ノートの活用を促進します。
- ⑦家庭や地域と連携した体験型防災学習等の実施を支援するとともに、「みえ防災・減災センター」と連携して、学校防災リーダー等教職員を対象とする防災研修を行い、学校における防災教育を推進します。
- ⑧県内の中高生が、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献できるよう、東日本大震災の被災地でのボランティア活動や交流学习等の防災教育に取り組みます。また、参加した中高生が被災地での活動内容等を発表・報告する機会を設け、東日本大震災の教訓を県内で伝え、防災教育・防災対策につなげる取組を進めます。
- ⑨大規模災害時において県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、みえ災害ボランティア支援センターの運営に参画します。また、「協働プラットフォーム」構築のための実践的な訓練等を通じ、市町・社会福祉協議会・NPO等と連携して受援体制を整備していきます。

* 「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な取組方向のめざす姿の達成に資する主な取組であり、検証レポートにも記載しています。

施策112

防災・減災対策を進める体制づくり

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿

県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、防災・減災対策に向け、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、「協創」の取組が進むことにより、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

平成31年度末での到達目標

南海トラフ地震の発生や、年々勢力を増す台風、集中豪雨などの自然災害やコンビナートにおける事故等の災害発生に備え、県、市町、消防その他防災関係機関の連携体制の強化が図られ、それぞれの主体の取組により、災害対応力が充実・強化されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標について、年度目標には及びませんでした。昨年度と比べ、実績値は上昇しており、ほぼ目標値を達成したこと、また、活動指標についても、ほぼ目標を達成したことから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標 目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
「公助」による 防災・減災対策 の取組が進ん でいると感じ る県民の割合	/	88.2%	89.0%	0.97	89.5%
	87.4%	85.8%	86.1%		/

目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方

目標項目 の説明	県をはじめとする防災関係機関の「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると実感している県民の割合（防災に関する県民意識調査）
30年度目標 値の考え方	「公助」による防災・減災対策に関心を持ち、それを評価する県民の割合を90%以上とすることを目標に、平成30年度の目標値を89.5%と設定しました。

活動指標 基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11201 防災・減 災対策の推進 (防災対策部)	「三重県新地 震・津波対策行 動計画」等の計 画における主要 な行動項目の進 捗率	/	100%	100%	未確定	100%
		92.6%	94.1%	集計中		/

基本事業	目標項目	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度			
		現状値		目標値 実績値		目標値 実績値		目標達成 状況		目標値 実績値			
11202 災害対策活動体制の充実・強化（防災対策部）	県・市町・防災関係機関が連携した実動訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練の回数	10回		11回		12回		1.00		13回			
				13回		13回							
11203 迅速な対応に向けた防災情報の共有化（防災対策部）	「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合	16.0%		19.5%		23.0%		0.75		26.5%			
				16.4%		17.2%							
11204 災害医療体制の整備（医療保健部）	災害拠点病院の災害派遣医療チーム(DMAT)数	21		21		22		1.00		23			
				21		26							
11205 安全な建築物の確保（県土整備部）	地震等の災害時において避難所として活用される建築物の耐震化率	28.6%		42.9%		66.7%		1.00		83.3%			
				50.0%		66.7%							
11206 教育施設の防災対策（教育委員会）	学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数			県立学校	83棟	県立学校	65棟			県立学校	39棟	県立学校	0棟
				市町立学校	29棟	市町立学校	25棟			市町立学校	11棟	市町立学校	8棟
				私立学校	4棟	私立学校	3棟			私立学校	2棟	私立学校	2棟
		県立学校	83棟	県立学校	82棟	県立学校	63棟	県立学校	1.00				
		市町立学校	42棟	市町立学校	27棟	市町立学校	13棟 (速報値)	市町立学校	1.00				
		私立学校	8棟	私立学校	5棟	私立学校	3棟	私立学校	1.00				
11207 緊急輸送道路*の機能確保（県土整備部）	緊急輸送道路上の橋梁のうち良好な状態である橋梁の割合	94.8%		95.2%		95.6%		1.00		96.0%			
				95.0%		96.0%							
11208 消防救急体制の充実・強化（防災対策部）	消防団員の条例定数充足率	95.3%		95.5%		95.6%		0.99		95.7%			
				94.3%		94.2%							
11209 高圧ガス等の保安の確保（防災対策部）	高圧ガス等施設における事故発生防止率	99.5%		100%		100%		0.99		100%			
				99.3%		99.5%							

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	7,723	10,184	7,306	11,066	
概算人件費		986	1,104		
(配置人員)		(108人)	(121人)		

平成 29 年度の取組概要と成果、残された課題

【防災・減災対策の推進】

- ①「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」に基づき取組を進めました。また、両計画が最終年度を迎えたことから、両計画の理念を継承し、三重県のこれからの防災・減災対策の方向性と道筋を示す「三重県防災・減災対策行動計画」を策定しました。計画策定にあたっては、県内全市町へのヒアリングなどによりこれまでの取組の検証を行い、取り組むべき7つの重点的取組等を定めました。今後は、本計画に基づき着実に取組を進めていく必要があります。
- ②発災前から予測できる風水害に対し、「いつ、誰が、何をするか」を時系列で整理し、事前対策として被害を最小化することをめざした「三重県版タイムライン」について、県災害対策本部総括部隊で使用するタイムラインの試行と検証を経て、関係機関と調整を図った結果、総括部隊を含む6部隊のタイムラインを策定しました。今後は、「三重県版タイムライン」をもとに、県内各地方災害対策部や市町での取組に広げていく必要があります。
- ③どのような災害があっても停止できない、または早期の再開が必要とされる県の業務の継続体制を定めた「三重県業務継続計画（三重県BCP*）」について、各部局における検証と見直しを行うとともに、市町の業務継続計画の策定を支援しました。今後、計画未策定の6市町に対して、事例提供や策定研修等の実施により、計画策定を促進する必要があります。
- ④国立研究開発法人海洋研究開発機構が開発・整備した、南海トラフ地震を海底で即時検知するためのD O N E T*を活用して、伊勢志摩地域において、津波予測・伝達システムの運用を行いました。また、このシステムの本格運用に向け、県南部地域7市町にかかる津波被害想定データの作成を開始しました。今後、各市町に津波予測情報等を提供するためには気象業務法に基づく津波予報業務の認可取得が必要となります。あわせて、伊勢湾岸地域全体への導入についても、関係市町の意見を聴きながら検討する必要があります。
- ⑤避難所の総合的な整備や被災によって孤立した地域への対策などを講ずる市町の取組に対して、地域減災力強化推進補助金により、市町の防災・減災対策を支援しました。また、県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金により、桑名市や木曾岬町が取り組む津波避難施設の建設や避難用ゴムボートの整備を支援しました。今後も、市町の防災・減災対策をより促進する必要があります。

【災害対策活動体制の充実・強化】

- ①災害対策活動体制の充実・強化について、「訓練でできないことは、いざという災害の時に絶対にできない」との考え方のもと、救出救助・道路の機能別図上訓練および総合図上訓練を実施しました。また、三重県・伊賀市・尾鷲市・紀北町総合防災訓練では、直下型地震と南海トラフ地震の連続発生を想定した実動訓練を実施しました。近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震では、県内全域で大きな被害が想定されることから、今後も、県・市町・防災関係機関等が連携した訓練を通じて、充実・強化を図っていく必要があります。
- ②大規模災害時に国や他県、関係機関等の支援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげるため、関係機関とともに受援に係る活動内容を整理し、「三重県広域受援計画」を策定しました。今後は、本計画をふまえ、避難所までのラストワンマイルの物資輸送やボランティアの地域での受け入れ、他県等から市町への応援職員の受け入れなど、市町の受援体制の整備を進める必要があります。

- ③物資の備蓄について、「三重県備蓄・調達基本方針」に基づき、セーフティネットとしての食料や飲料水、生活必需品の現物備蓄を進めました。今後、現物備蓄以外の民間事業者の協力を得て行う流通備蓄については、平成 28 年度に調査した調達可能物資の品目や数量をふまえ、流通備蓄の拡充を進めていく必要があります。
- ④北勢広域防災拠点を一日市市内に平成 30 年 3 月に整備するとともに、災害時に各拠点の運用を円滑にできるよう、広域物資輸送拠点（県物資拠点）の運用マニュアルを作成しました。今後は、北勢広域防災拠点を含め、各拠点を災害時に円滑に運用できるよう、県の各地方災害対策部と連携して、三重県内の受援体制整備に向けた活動実験をはじめ、各種訓練を実施し、検証していく必要があります。
- ⑤広域避難について、海拔ゼロメートル地帯対策の取組として、平成 28 年度に桑員地域 2 市 2 町が締結した「浸水時における広域避難に関する協定」を実効性あるものにするため、2 市 2 町と県が避難方法の検討を進めました。今後、さらに具体的な対応ができるよう、広域避難に係る検討を進める必要があります。
- ⑥大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震の予知を前提とした防災対応については、確度の高い予知は困難との判断から、国が今後新たな防災対応を定めることとしています。それまでの間、南海トラフ沿いで大規模地震に関連する異常な現象が発生した場合、気象庁から「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表されることから、本県では、当面の対応として、県民への広報や市町および防災関係機関との連絡体制を取り、災害等に備えることとしました。引き続き、国等の動向を注視しながら防災対応について検討する必要があります。
- ⑦防災ヘリコプター「みえ」について、平成 29 年 9 月から新しい機体による運航を開始しました。今後は、新しいヘリコプターの安全運航に努めるとともに、ヘリテレステム等新たな装備について災害時に有効に活用できるよう、訓練等での活用を進める必要があります。
- ⑧危機事案の対応について、弾道ミサイル発射に伴う Jアラート作動時の「三重県危機対策本部」の設置など初動体制の立ち上げと県民への情報提供について速やかに対応できる体制に整えました。また、Jアラート作動時における住民避難訓練について、国および津市と共同で実施し、弾道ミサイル落下時の取るべき行動や避難訓練実施状況をホームページなどにより啓発を行いました。引き続き、市町と連携し、迅速かつ的確な対応ができる体制の維持と県民への情報提供を行う必要があります。
- ⑨災害対応力の充実・強化を図るため、他県警察との合同災害警備訓練や警察本部と各警察署が連携した図上訓練などを実施しました。引き続き、各種訓練を実施するとともに、必要な資機材等についても整備を進める必要があります。

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ①防災通信ネットワークについて、常に通信が可能となるよう適正な維持管理を行うとともに、劣化している有線系機器の更新を行うほか、津地方气象台等との連携を強化するための情報通信設備の整備を行いました。引き続き、適正な維持管理を行うとともに、2022 年 11 月末までとされている地上系防災行政無線設備の新しい技術基準への適合等に向けて、設備の更新を行う必要があります。

- ②防災情報プラットフォームにより、収集した気象情報や災害情報等をホームページやメール配信等により県民に情報提供を行いました。また、災害対策本部において的確な対応が行えるよう、新しい防災情報システムを追加したほか、幅広い方が利用できるよう6月からツイッターによる気象情報等の提供を開始しました。引き続き、防災情報プラットフォームについて、県民にわかりやすい情報の提供を行うとともに、災害対応への活用を図るため、運用により明らかになった課題に対応できるよう、機能の改善を図る必要があります。
- ③震度情報ネットワークシステムにより、県内の震度情報等を収集、活用しました。今後も震度情報ネットワークシステムの機能を維持するため、設備の更新を行う必要があります。

【災害医療体制の整備】

- ①国が主催する南海トラフ地震の発生を想定した大規模地震時医療活動訓練に参加し、国、他県、医療機関等との連携強化を図りました。南海トラフ地震等、大規模災害発生時における災害医療体制の整備を進める必要があることから、「三重県広域受援計画」を策定し、受援体制の強化を図るとともに、災害拠点病院等におけるBCPの考え方に基づく災害医療マニュアル策定を促進するため、研修会を2回開催しました。また、災害医療に精通した人材の育成を進めるため、災害医療コーディネーター等を養成する研修の充実を図る必要があります。

【安全な建築物の確保】

- ①耐震診断が義務化された避難所として活用される大規模建築物（ホテル、旅館等）の耐震改修1棟が完了しました。また、耐震診断が義務化された第一次緊急輸送道路を閉塞するおそれのある避難路沿道建築物の耐震診断14棟、補強設計1棟が完了しました。引き続き、避難路沿道建築物の耐震診断の実施や、個々の所有者の状況に応じた耐震改修への働きかけや相談対応を行うなど、早期の耐震化事業の実施に向けたより一層の取組を行う必要があります。
- ②木造住宅の耐震化について、無料耐震診断や設計、補強工事等の補助事業を実施するとともに、市町が行う未耐震の住宅所有者への戸別訪問を支援しました。熊本地震を受け国が創設した補助額加算のために必要となる戸別訪問計画については、未策定市町への支援を行い、全市町で策定済となりました。また、国が示した昭和56年から平成12年の間に建築された木造住宅の耐震性能の検証方法について、住宅相談等の場において住宅所有者等へ周知しました。建築関係団体等と協力しながら、戸別訪問の効果を更に高めるとともに、国が創設した新たな耐震改修補助制度を平成30年度から活用できるよう市町を支援する必要があります。

【教育施設の防災対策】

- ①県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、10校17棟の対策工事と17校32棟の対策工事に係る設計を実施しました。すべての屋内運動場等の対策完了に向け着実に取組を進める必要があります。
- ②公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、3市14棟の対策が完了しました。引き続き、天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材*の耐震対策を促進する必要があります。
- ③屋内運動場等の天井等落下防止対策が必要な私立学校を設置する学校法人に対し、耐震対策を促したところ、平成29年度中に2件（高等学校1件、幼稚園1件）の耐震対策が完了しました。引き続き、未完了の施設について耐震対策を促す必要があります。

【緊急輸送道路の機能確保】

- ①大規模災害発生後の救助活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、緊急輸送道路に指定されている県管理道路等の橋梁点検を実施するとともに、点検結果に基づく修繕計画を策定し、計画的な修繕に取り組みました。また、緊急輸送道路の橋梁耐震化や架替えを進めました。引き続き、緊急輸送道路に指定されている県管理道路等の修繕や整備を進める必要があります。

【消防救急体制の充実・強化】

- ①消防団の充実・強化に向けて、市町および三重県消防協会と連携し、平成29年10月1日から「みえ消防団応援の店」制度を開始しました。また、平成30年2月には入団促進キャンペーンを実施しました。引き続き、消防団員の入団促進、消防団の活性化に向けた取組を進める必要があります。さらに、消防本部間の連携・強化について、引き続き市町の実情をふまえながら、連携・協力等の推進を支援する必要があります。

【高圧ガス等の保安の確保】

- ①高圧ガス等の保安について、自主保安の徹底を図るため、取扱事業者等に対して保安検査、立入検査等を実施しました。引き続き、適正な保安管理等の徹底を図る必要があります。また、コンビナートの防災対策について、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、保安に係る人材育成を支援する「産業安全塾」などの研修を実施しました。引き続き、コンビナート事業者の防災対策を促進する必要があります。

県民指標について、平成28年度実績値に比べて上昇したものの、平成27年度を下回りました。これは、平成28年の熊本地震や鳥取中部地震、平成29年7月の九州北部豪雨といった災害により、全国のどこでも地震や風水害が発生し、深刻な被害をもたらすことが改めて認識され、さらなる防災対策を求める県民の意識が高まっていることが要因の一つであると考えられます。このため、「三重県広域受援計画」および「三重県版タイムライン」の市町への水平展開をはじめ、新たな「三重県防災・減災対策行動計画」に基づく防災・減災対策を着実に実施するとともに、これらの取組をより積極的に県民に情報提供する必要があります。

平成30年度の取組方向

【防災対策部 副部長 坂三 雅人 電話:059-224-2181】

【防災・減災対策の推進】

- ①新たな行動計画である「三重県防災・減災対策行動計画」について、計画のスタート時から防災・減災対策を着実に推進するため、市町へのアンケート調査等に基づき、行動計画の市町にかかる重点項目等の推進状況の把握や支援を行う際の参考とするための「市町防災カルテ」をとりまとめるとともに、県、市町、県民など様々な主体による防災活動に取り組みます。
- ②「三重県版タイムライン」について、津地方気象台をはじめとする関係機関と連携して、訓練や災害時での運用を重ねながら改善を図ります。また、市町のタイムライン策定を促進するとともに、各地方災害対策部におけるタイムライン策定を進めます。
- ③「三重県業務継続計画（三重県BCP）」について、引き続き各部局における検証と見直しを行い、継続的な更新を進めます。また、未策定の市町に対して業務継続計画の策定を支援します。

○④南海トラフ地震による津波の早期検知に向けて、「DONETを活用した津波予測・伝達システム」を伊勢志摩地域で運用するとともに、県南部地域への早期導入を関係市町と連携して進めます。また、対象となる市町への情報提供を行うため、気象業務法に基づく津波予報業務の認可を取得するほか、伊勢湾岸地域全体への導入についても検討します。

⑤地域減災力強化推進補助金および県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金について、市町の防災・減災に向けた主体的な取組の促進を図るため、有効活用を進めます。

【災害対策活動体制の充実・強化】

○①災害対策活動体制について、「三重県広域受援計画」を検証する活動実験を実施するとともに、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震などを想定し、引き続き、県・市町・防災関係機関等が連携した訓練等を通じて、充実・強化を図ります。

○②市町において、避難所までの物資輸送、他県等から市町への応援職員やボランティアの受け入れ等が円滑に進むよう、「三重県広域受援計画」をふまえた受援体制の整備支援を行います。

③物資の備蓄について、現物備蓄の適切な管理を行います。また、民間事業者の協力を得て行う流通備蓄について、平成28年度に調査した調達可能物資の品目や数量をふまえ、流通備蓄の確保に向けて協定締結先の拡大などを進めます。

④広域防災拠点について、適切に維持管理を行うとともに、災害時において有効に機能を発揮できるよう訓練等を通じて運用方法を検証します。

⑤広域避難について、海拔ゼロメートル地帯対策の取組として、引き続き、桑員地域2市2町と連携し、広域避難に係る具体的な検討を進めます。

⑥南海トラフ地震に関しては、国の中央防災会議に設置された「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」における新たな防災対応の検討状況等について注視しながら、適時的確な対応を行います。

⑦新防災ヘリコプター「みえ」について、安全運航に努めるとともに、訓練等を通じてヘリテレステム等の活用について検証を重ねます。

⑧危機事案の対応について、対応力の強化を図るため、関係機関と連携した国民保護訓練を実施します。また、県民へのわかりやすい情報提供を行います。

⑨県警察では、大規模災害発生時における救出救助等の活動を迅速かつ的確に実施するため、引き続き、実戦的な訓練を実施するとともに、必要な資機材等の整備を進めます。

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

①防災通信ネットワークについて、適正な維持管理を行うとともに、地上系防災行政無線設備や有線系設備の更新のための設計を行います。

○②防災情報プラットフォームに関して、適正な維持管理のほか、「三重県広域受援計画」に対応した新機能の追加等システムの改修を行い、県民にとってわかりやすい防災、災害対応情報の提供に努めます。

③県内の震度情報を確実に収集するため、震度情報ネットワークシステムのサーバーの更新を行います。

【災害医療体制の整備】

- ①南海トラフ地震の発生等、大規模災害発生時の受援体制を強化するため、「三重県広域受援計画」に基づき、医療活動に関する受援体制の充実・強化を図ります。また、災害拠点病院等において、災害時における適切な医療提供体制が確保できるよう、BCPの考え方に基づく災害医療マニュアル策定について支援します。さらに、災害医療に精通した人材育成を進めるため、災害医療コーディネーター研修の充実を図るとともに、DMATの国研修への参加促進や、災害看護研修等を実施します。

【安全な建築物の確保】

- ①建築物の耐震化を促進するため、耐震診断が義務化された建築物の所有者へ耐震改修事例や補助制度の拡充を周知するなど、一層の働きかけを行うとともに、耐震診断や耐震改修等の支援を継続します。また、避難路沿道建築物の耐震改修に加えて、建替え・除却に対して補助を行う市町への県の支援制度の拡充を平成30年度に行い、引き続き、市町へ早期の補助制度の創設を働きかけます。
- ②耐震化の普及啓発のため、市町や建築関係団体と協力しながら、これまで以上に効果的な戸別訪問等の支援を行います。平成30年度に創設される国の耐震改修補助制度を全ての市町が活用できるよう支援するとともに、近年ニーズが高まっている空き家の除却に対する補助事業により木造住宅の耐震化を促進します。

【教育施設の防災対策】

- ①県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、平成31年度末に全棟の対策工事が完了するよう、計画的に取組を進めます。
- ②公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材の耐震対策について、引き続き、市町等教育委員会に国の財政的支援制度などの情報提供を積極的に行うとともに、財政的支援制度が拡充されるよう国に対して要望していきます。
- ③私立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、引き続き、学校法人に対し耐震対策を促すとともに、耐震対策に取り組む学校法人への支援を行います。

【緊急輸送道路の機能確保】

- ①緊急輸送道路に指定されている県管理道路等の計画的な修繕や整備を進め、非常事態に対応した輸送機能の確保を図ります。

【消防救急体制の充実・強化】

- ①地域防災力の充実・強化に向けて、市町および三重県消防協会と連携し、「みえ消防団応援の店」制度の充実や消防団員の入団促進の取組を実施するとともに、消防本部間の連携・強化等について、関係市町の意向をふまえながら各地域の実情に応じた取組を進めます。

【高圧ガス等の保安の確保】

- ①高圧ガス等の保安について、適正な保安管理等を徹底するため、引き続き保安検査、立入検査等を実施するとともに、自主保安の推進を支援するための研修を行います。また、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者の防災対策を促進します。

* 「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 113

治山・治水・海岸保全の推進

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

洪水、土砂災害、高潮、地震、津波等からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

平成 31 年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための施設整備や、施設の適切な維持管理が行われ、自然災害への対策が講じられている人家数が増加しています。また、河川の浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域等の指定などの取組が進み、県民の皆さんの主体的な警戒避難への支援が行われています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で平成 29 年度目標値を達成しており、自然災害からの被害を軽減する取組が進んだことから「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
自然災害への対策が講じられている人家数	237,700 戸	238,900 戸	240,100 戸	1.00	241,100 戸	242,300 戸
目標項目の説明と平成 30 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数					
30 年度目標値の考え方	過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して平成 30 年度の目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11301 洪水対策の推進（県土整備部）	浸水想定区域図作成河川数	—	5 河川	10 河川	1.00	20 河川	20 河川
		—	6 河川	14 河川		—	—

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		11302 土砂災害対策の推進 (県土整備部)	基礎調査実施箇所数	7,520 か所	9,220 か所	11,550 か所
11303 高潮・地震・津波対策の推進(県土整備部)	堤防耐震化延長	33.6km	34.1km	34.6km	1.00	35.1km
11304 山地災害対策の推進 (農林水産部)	山地災害危険地区整備着手地区数	2,089 地区	2,112 地区	2,135 地区	1.00	2,157 地区

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	27,771	24,985	22,708	46,901	
概算人件費		2,573	2,437		
(配置人員)		(282人)	(267人)		

平成29年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①激甚化、頻発化する洪水・土砂災害・高潮からの被害を軽減するため、河川、砂防、海岸の施設整備を推進しました。また、川上ダム of 早期完成を引き続き促進するとともに、鳥羽河内ダム of 用地取得を進めました。ソフト対策としては、県内全域で設立した水防災協議会 with 減災のための取組を協議しました。平成29年7月の九州北部豪雨や10月の台風21号等により、甚大な被害が発生したことをふまえ、引き続き施設整備を推進するとともに、確実な避難に資するソフト対策に重点的に取り組む必要があります。特に、洪水浸水想定区域図 of 作成や水位・雨量情報システム of 更新、洪水に特化した低コスト of 危機管理型水位計 of 設置を進めるとともに、平成31年度 of 完了をめざし土砂災害警戒区域 of 指定に必要な基礎調査を計画的に進める必要があります。
- ②河川堆積土砂撤去等については、異常な出水に伴う堆積土砂には災害復旧事業で、経年 of 堆積土砂および河川内 of 雑木 of 伐採には、関係市町と共に優先度等を検討しながら、県単事業により対応しました。また、これらに加え、砂利採取制度も活用しながら対応しています。堆積土砂撤去や雑木伐採が必要な河川が多く残っていることから、引き続き継続した取組が必要です。また、土砂 of 発生抑制に向けた取組を促進していく必要があります。
- ③南海トラフ地震等の地震・津波による被害を軽減するため、国直轄事業を引き続き促進し、県管理 of 河川・海岸堤防や河口部 of 大型水門、ダム等の耐震対策を進めました。海岸堤防については、津波に対して粘り強い構造とする「海岸堤防強靱化対策」を進めました。また、河川堤防 of 脆弱箇所 of 補修については、平成29年度に完成しました。引き続き、地震・津波対策を計画的に進めていく必要があります。
- ④河川 of 大型水門、排水機場やダム等において、定期点検などにより施設 of 状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めました。引き続き、定期点検とその結果に基づく適切な予防保全対策を進めていく必要があります。

- ⑤平成 28 年の台風や平成 29 年 10 月の台風 21 号等により被災した公共土木施設の早期復旧に取り組みました。引き続き、未完成の事業箇所について、早期復旧に向けて取り組む必要があります。
- ⑥農地・漁港海岸堤防については、南海トラフ地震や津波・高潮等に対する安全性の確保を図るため、海岸堤防等の耐震対策や老朽化対策を進めました。引き続き、防災・減災対策の取組を計画的に進めていく必要があります。
- ⑦台風や集中豪雨により発生した山地災害や治山施設の災害復旧に取り組むとともに、土砂流出防止機能が低下した保安林内の森林整備を進めました。引き続き、山地災害の復旧や被災した治山施設の機能回復を早期に進める必要があります。
- ⑧県民の生命・財産等を守るため、山地災害危険地区の施設整備未着手箇所で治山事業を実施し、災害の未然防止を進めました。引き続き、取組を進めていく必要があります。

・「県民指標」については目標を達成できました。これは河川、砂防、海岸、治山事業を計画的に実施した結果です。

平成 30 年度の取組方向

【県土整備部 次長 高橋 建二 電話：059-224-2651】

- ①台風 21 号による災害や九州北部豪雨災害など、激甚化、頻発化する洪水・土砂災害・高潮からの被害を軽減するため、河川、砂防、海岸の施設整備を推進します。河川については橋梁架替等による治水安全度の向上を、砂防については要配慮者利用施設、避難所、国道および県道等の保全を、海岸については高潮・侵食対策による堤防背後住民の生命・財産の保全を重点的に進めます。また、本体工事に着手した川上ダムの早期完成を促進します。鳥羽河内ダムについては用地取得の完了をめざすとともに本体工事の着手に向けた工事用道路の整備を進めます。これらのハード対策と合わせて、確実な避難に資するソフト対策に取り組むこととしており、危機管理型水位計の設置、洪水浸水想定区域図の作成や水位・雨量情報システムの更新、高潮浸水想定区域図の作成、土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査を計画的に進めます。
- ②河川堆積土砂および河川内の雑木については、河積阻害により浸水被害を助長する恐れがあることから、関係市町と共に優先度等を検討しながら、県単事業により撤去や伐採を進めるとともに、砂利採取制度の活用および災害復旧事業で堆積土砂撤去を進めます。また、土砂の発生抑制に向けた取組を促進していきます。
- ③地震・津波による被害軽減のため、国直轄事業を引き続き促進し、県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門、宮川ダムの洪水吐ゲート等の耐震対策を進めます。また、短時間で大きな津波に襲われることが想定される県南部を中心に、海岸堤防を津波に対して粘り強い構造とする「海岸堤防強靱化対策」を進めます。
- ④河川の大型水門、排水機場やダム等において、定期点検などにより施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。
- ⑤台風 21 号等により被災した公共土木施設の早期復旧に取り組めます。
- ⑥農地・漁港海岸堤防については、海岸堤防等の耐震対策や老朽化対策を進め、早期の事業効果発現に取り組めます。
- ⑦台風により被災した治山施設等の早期復旧に取り組むとともに、土砂流出防止機能が低下した保安林内の森林整備を進めます。
- ⑧引き続き、山地災害危険地区の施設整備未着手箇所で治山事業を実施し、災害の未然防止を進めるほか、過去に整備した治山施設の機能を強化するなど、防災・減災機能の向上を図ります。

* 「○」のついた項目は、平成 30 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策121

地域医療提供体制の確保

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿

県内の全ての地域において、急性期の医療から、回復期、慢性期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを確保するとともに、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと合わせて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要なときに安心して質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

平成31年度末での到達目標

病床の機能分化・連携、医療従事者の確保等、地域の医療提供体制の整備を進めるとともに、県民の皆さんとの将来のあるべき医療提供体制の共有に向けた取組を通じ、地域の医療提供体制に対する県民の安心度が高まっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標はほぼ達成しており、活動指標の平均達成率も約94%であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
地域医療安心 度指数		59.7%	63.2%	0.97	66.7%	70.0%	
	56.2%	58.5%	61.2%				

目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方

目標項目 の説明	地域医療に対する安心感を構成する重要な要素と考える、医療へのアクセスのしやすさ、かかりつけ医の有無、地域医療に対する理解度の3つの項目の複合指標（県民へのアンケート結果について、重みづけ（アクセスのしやすさ0.5、かかりつけ医の有無0.25、地域医療に対する理解度0.25）した合計値）
30年度目標 値の考え方	アンケートに回答した県民の7割の方が、医療に対する安心感を持っている状態をめざして、現状値を把握するために行ったe-モニターの結果をもとに、70%の数値目標を達成するため、毎年度3.5%増加させていく目標を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12101 地域医療 構想の実現（医 療保健部）	地域医療構想 の達成度		6.0%	28.0%	1.00	28.0%	28.0%
		0%	27.4%	35.6%			

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12102 医療分野 の人材確保(医療保健部)	保健医療圏別 人口あたり病 院勤務医師数 乖離度		77.9% (27年度)	78.9% (28年度)	0.92	79.9% (29年度)	80.9% (30年度)
		76.9% (26年度)	76.2% (27年度)	72.5% (28年度)			
12102 医療分野 の人材確保(医療保健部)	県内の病院で 後期臨床研修 を受ける医師 数(創19)		218人	225人	1.00	237人	243人
		211人	219人	230人			
	県内看護系大 学卒業者の県 内就業者数 (創19)		177人 (27年度)	195人 (28年度)	0.83	213人 (29年度)	231人 (30年度)
		159人 (26年度)	140人 (27年度)	162人 (28年度)			
12103 救急医療 等の確保(医療 保健部)	救急医療情報 システムに参 加する時間外 診療可能医療 機関数		662機関	676機関	0.96	688機関	704機関
		651機関	654機関	651機関			
12104 医療安全 体制の確保(医 療保健部)	医療安全対策 加算届出医療 機関数		51機関	55機関	0.84	59機関	62機関
		47機関	45機関	46機関			
12105 県立病院 による良質で 満足度の高い 医療サービス の提供(病院事 業庁)	県立病院患者 満足度		92.0%	93.0%	0.95	94.0%	95.0%
		90.5%	91.2%	88.7%			
12106 適正な医 療保険制度の 確保(医療保健 部)	県内市町の国 民健康保険料 の収納率		91.80% (27年度)	92.20% (28年度)	1.00	92.60% (29年度)	93.00% (30年度)
		91.41% (26年度)	91.79% (27年度)	92.24% (28年度)			

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	56,497	57,260	60,676	218,455	
概算人件費		3,139	3,158		
(配置人員)		(344人)	(346人)		

平成 29 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、三重県医療審議会及び各関係部会等で検討を行い、平成 30 年度から平成 35 年度を計画期間とした「第 7 次三重県医療計画」の策定に取り組みました。併せて、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（平成 37）年を見据えた、地域のあべき医療提供体制を示す地域医療構想の実現に向け、県内 8 地域の地域医療構想調整会議及び病床を有する医療機関等の意見交換会において関係者による協議を進めました。引き続き、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、不足する医療機能の整備に対する支援を行い、病床の機能分化・連携を推進する必要があります。
- ②平成 28 年度に実施した在宅医療フレームワークヒアリングで明らかとなった、市町の在宅医療・介護連携体制の構築にかかるノウハウ不足や連携不足等を解決するため、在宅医療介護連携アドバイザーを活用した在宅医療介護連携の推進や、在宅医療介護連携コーディネーター養成研修に取り組みました。今後も、在宅医療の質と量の確保、多職種による連携体制の構築、地域の実情・特性に応じた在宅医療・介護の連携体制の構築に資する取組を支援していく必要があります。
- ③医師の確保については、平成 26 年度から三重専門医研修プログラムの募集を行い、若手医師のキャリア形成支援等の取組を進めています。平成 29 年度に県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数は 230 名となっており、そのうち、72 名がプログラムを利用しています。今後も地域偏在・診療科偏在の課題がある中、へき地等で地域医療を実践できる幅広い臨床能力を有する総合診療医を育成していく必要があります。また、平成 30 年度から開始する新たな専門医制度については、地域偏在・診療科偏在を助長しないよう、引き続き、専門医の確保に向けた環境整備を進めていく必要があります。（創 19）
- ④看護職員の確保については、「看護職員確保対策検討会」での議論をふまえ、確保対策、定着促進、資質向上、助産師確保の 4 本柱で取組を進めました。平成 27 年 10 月より免許保持者の離職時の届出が努力義務になり、平成 30 年 3 月末までに 1,329 名の届出がありました。また、助産師については、助産師出向システムの取組を進め、平成 29 年度は新たに 2 組の取組実績がありました。引き続き、関係機関と連携しながら対策を推進する必要があります。（創 19）
- ⑤医師や看護職員の勤務環境改善については、医療勤務環境改善支援センターを通じて、各医療機関の取組を支援するとともに、平成 27 年度には「女性が働きやすい医療機関」認証制度を創設し、平成 29 年度に新たに 2 医療機関の認証を行いました。引き続き、これらの取組を通じて、医療機関の勤務環境改善の取組を支援していく必要があります。
- ⑥ICTを活用した遠隔医療は、政府の「未来投資戦略 2017」に「かかりつけ医等による対面診療と組み合わせた効果的・効率的な遠隔診療の促進」が盛り込まれ、診療報酬上の評価がされるとともに、厚生労働省から適切な実施に関するガイドラインが示されました。生活習慣病にかかる本県の課題解消をめざし、ICTを活用した遠隔医療の取組について検討が必要です。
- ⑦医療分野の国際連携については、MOU（覚書）締結病院である英国のロイヤルフリーホスピタルへの看護職員等の派遣研修として、平成 29 年度に 5 名を派遣し、平成 27 年度からの 3 年間で累計 15 名の研修生を派遣しました。引き続き、看護職の魅力向上につなげるため、看護分野における国際的な視野を持ったリーダーの育成等を図る必要があります。
- ⑧休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システムの運営を行うとともに、かかりつけ医の必要性や適切な受診行動の普及啓発を行っています。救急医療情報システムを平成 29 年 10 月に更新したことから、新たなシステムを活用し、より適切な救急医療情報の提供に努めるとともに、引き続き、救急医療に対する県民の理解を深め、一人ひとりの受診行動等を変えるための継続した啓発活動を行う必要があります。

- ⑨重症患者の救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航等を支援しています。奈良県が平成29年3月にドクターヘリの運航を開始したことから、三重、奈良、和歌山の三県によるドクターヘリの運航体制について、検討する必要があります。ICTを活用した救急患者搬送情報共有システムについては、検証結果に基づき、モデル事業は一旦終了することとしますが、今後の救急搬送におけるICTの活用について、検討していく必要があります。
- ⑩安心して産み育てる環境づくりのため、周産期母子医療センターや小児救急医療機関の運営に対する支援を行うとともに、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用、「みえ子ども医療ダイヤル（#8000）」による電話相談を実施しています。平成28年の周産期死亡率が全国ワースト1位まで下がったことから、周産期死亡率の改善に向けた取組を実施していく必要があります。小児在宅医療について、多職種による連携体制やレスパイト体制の構築が県内全域で進められることとなり、今後多職種連携による取組を進めていく必要があります。
- ⑪消防職員26名の救急救命士養成機関への入校を支援し、救急救命士の養成に取り組むとともに、救急救命士を指導できる指導救命士を新たに20名養成し、認定救命士のブラッシュアップ研修を実施するなど救急救命士の資質向上に取り組みました。引き続き、三重県救急搬送・医療連携協議会によるメディカルコントロール体制のもと、救急救命士の養成や資質向上に取り組む必要があります。
- ⑫三重県医療安全支援センターの相談窓口において、医療に関する相談や苦情に対応するほか、医療事故調査制度や院内感染対策等に対応するため、県内の支援体制の整備を進めました。引き続き、相談対応を通じ、患者・家族等と医療機関との信頼関係の構築を支援していくとともに、医療安全推進協議会等での検討を進め、県内医療機関における医療安全体制の強化を図っていく必要があります。
- ⑬県立こころの医療センターについては、精神科救急・急性期医療等の政策的医療や、認知症治療、アルコール依存症治療等の専門的医療を提供するとともに、デイケアプログラムや訪問看護の充実など地域生活支援に向けた取組を積極的に進め、入院から退院、在宅まで切れ目のない治療を提供しています。引き続き、多様な医療ニーズに応じたサービスの提供に努めていく必要があります。
- ⑭県立一志病院については、幅広い臨床能力を有する総合診療医を中心とした医療サービスを安定的に提供するとともに在宅医療ニーズに対応するための在宅療養支援にも取り組みました。また、診療圏の地域包括ケア*システムの構築に寄与するため、保健・医療・福祉の多職種とともに事例検討会やシンポジウム等を開催しました。さらに地域医療を担う人材を育成するため、研修医や医学生、看護実習生等を積極的に受け入れるとともに、「三重県プライマリ・ケアセンター」への支援も行っています。引き続き、地域ニーズをふまえた医療を推進するとともに、多職種連携の取組や人材育成機能のより一層の充実を図っていく必要があります。
- ⑮県立志摩病院については、外来診療の充実や稼働病床の増床、回復期機能を有する地域包括ケア病棟の運用、内科系救急患者の24時間365日の受入れなど、診療機能の段階的な回復・充実を図っています。引き続き、志摩地域の中核病院としての役割・機能を担っていけるよう、診療機能の回復・充実に取り組んでいく必要があります。
- ⑯財政基盤が脆弱な市町国保の財政の安定化を図るため、三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、収納率の向上や医療費適正化に向けた市町の取組の支援を行いました。また、平成30年度の国保財政運営の都道府県化に向けて、三重県国民健康保険運営方針の策定や関係条例の整備など、市町及び関係団体と協議を重ねながら、準備を進めました。今後は、策定した運営方針等に基づき、持続可能な国保制度の運営に向けた安定的な財政運営や効率的な事業の実施等に取り組んでいく必要があります。

- ⑰子ども・一人親家庭等・障がい者が、経済的理由から必要な医療を受けられないことにより、疾病が重症化することを防ぎ、安心して必要な医療を受けられるようにするため、29市町が実施する福祉医療費助成事業を支援しています。また、一時的な医療費負担も困難な家庭の存在が指摘されていることから、家庭の経済状況に関わらず子どもが安心して医療を受けることができるよう、制度を拡充する必要があります。

・「県民指標」については、目標値に到達していないものの、97%と概ね達成しています。しかし、当該指標の基礎となる3項目のうち、「医療へのアクセスのしやすさ」については、課題の重要性に鑑み、他の項目に比べて倍の重み付けをしています。不便を感じているとの回答が45%と高止まりしていることから、今後も医師の地域偏在等の課題解決の取組を一層進めていく必要があります。

平成30年度の取組方向

【医療保健部 副部長 加藤 和浩 電話:059-224-2321】

- ①平成30年度から6年間の医療行政推進の基本方針となる「第7次三重県医療計画」の推進に取り組めます。計画の推進にあたっては、「三重の健康づくり基本計画」や「三重県介護保険事業支援計画」など、その他の関連する施策と連携を図りつつ、地域医療構想を医療計画の一部として位置づけ、効率的で質の高い医療提供体制の構築に向けて一体的に取り組めます。また、地域医療構想の実現に向け、県内8地域の地域医療構想調整会議及び病床を有する医療機関等の意見交換会において関係者による協議を進めるとともに、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、不足する医療機能の整備に対する支援を行い、病床の機能分化・連携を推進します。
- ②地域における在宅医療体制の構築に向け、人材育成、普及啓発等の事業や在宅医療・介護連携推進事業による体制整備の推進、在宅医療介護連携アドバイザーの派遣、地域連携体制の推進等に取り組めます。
- ③医師の確保に向けて、新たな専門医制度に対応しながら、より多くの医師修学資金貸与者等に三重専門医研修プログラムの活用を促し、若手医師のキャリア形成を支援することで、県内定着の促進や地域偏在等の解消に向けた取組を進めます。また、総合診療医の育成を図るため、県立一志病院を総合診療医育成拠点施設とし、三重大学と連携しながら必要な支援を行います。(創19)
- ④看護職員の確保に向けて、三重県ナースセンターにおいて求人側の勤務環境を十分把握し、ハローワーク等と連携して求職者への就業斡旋を実施します。さらに、免許保持者の届出制度に基づき把握した情報をもとに、きめ細かな情報発信や就業相談など再就業に向けた支援を行います。また、在宅医療を担う看護職員の育成のため、地域でプライマリ・ケアが実践できる看護職員の育成を推進するとともに、特定行為研修の受講促進にも取り組めます。助産師については、就業先の偏在是正等に向けて、助産師出向システムの取組を進めます。(創19)
- ⑤医師や看護職員の勤務環境改善に向けて、医療勤務環境改善支援センターの医療労務管理アドバイザーによる医療機関への助言、支援に取り組めます。また、引き続き、「女性が働きやすい医療機関」認証制度により、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図ります。
- ⑥生活習慣病の発生予防・重症化対策等における本県の課題を解決するため、ICT機器を用いた受診勧奨等に取り組めます。
- ⑦医療分野の国際連携に向けて、県内の関係大学の連携による国際医療技術連携体制(M-MUSCLE*)協議会での議論をふまえ、各大学間の連携を図りながら、海外大学等への短期研修による人材育成等の取組を進めます。

- ⑧三重県医師会等の関係機関と連携し、新規開業医を中心に救急医療情報システムへの参加を働きかけるとともに、平成29年10月に更新した新しい救急医療情報システムを活用し、より適切な救急医療情報の提供に努めます。また、かかりつけ医の必要性や適切な受診行動の普及啓発を行います。
- ⑨重症患者の救急医療体制を確保するため、引き続き、救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航等に対し支援します。また、奈良県がドクターヘリの運航を開始したことから、三重、奈良、和歌山の三県によるドクターヘリの運航体制について検討します。ICTを活用した救急搬送患者情報共有システムについて、モデル事業の検証結果に基づき、本県における今後のICTを活用したシステムのあり方について検討します。
- ⑩安心して産み育てる環境づくりのため、引き続き、周産期母子医療センターや小児救急医療機関の運営に対する支援を行うとともに、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用、「みえ子ども医療ダイヤル（#8000）」による電話相談を実施します。周産期死亡率の改善に向け、周産期医療に係る機能分担を進めるとともに、周産期医療関係者の連携強化を図ります。小児在宅医療については県内全域で構築された多職種連携によるネットワーク間の連携強化を支援します。
- ⑪救命率の向上を図るため、引き続き、消防職員の救急救命士養成機関への入校を支援し、救急救命士の養成に取り組むとともに、指導救命士の養成講習や救急救命士が行う特定行為を円滑に行うための講習等を実施するなど救急救命士の資質向上に取り組めます。
- ⑫医療に関する患者・家族等からの相談や苦情に引き続き対応していくとともに、医療安全推進協議会等において医療安全体制の強化に係る具体的な取組内容の検討を進めながら、医療事故調査制度への対応も含め、県内医療機関における医療安全体制の整備について必要な支援を行います。
- ⑬県立こころの医療センターについては、政策的医療や専門的医療に取り組むとともに、訪問看護やデイケア等の地域生活支援の充実を図り、多様な医療ニーズに応じたサービスを提供していきます。
- ⑭県立一志病院については、幅広い臨床能力を有する総合診療医を中心とした医療サービスの提供や地域医療を担う人材の育成に取り組むとともに、地域に最適な包括的で全人的な医療の安定的な提供を行っていきます。
- ⑮県立志摩病院については、引き続き、志摩地域の中核病院としての役割を果たせるよう、指定管理者と密接に連携し、地域の医療ニーズをふまえながら、診療機能のさらなる充実強化に取り組んでいきます。
- ⑯平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることから、市町や関係団体と連携し、安定的な財政運営や効率的な事業の実施に努めます。三重県国民健康保険運営方針等に沿って、市町の国保事業の安定的な運営を支援しながら、保険者努力支援事業等の制度を最大限活用し、特定健診受診率の向上、後発医薬品の使用促進などの医療費適正化や収納率の向上等に資する市町の取組を促進します。
- ⑰引き続き、市町が実施する子ども・一人親家庭等・障がい者医療費助成事業を支援します。また、家庭の経済状況に関わらず、全ての子どもが安心して医療を受けることができるよう、セーフティネットを拡充するため、子どもの医療費の窓口無料（現物給付）化に対応していきます。

* 「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な取組方向のめざす姿の達成に資する主な取組であり、検証レポートにも記載しています。

施策122

介護の基盤整備と人材の育成・確保

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿

利用者のニーズに応じた介護サービス等が一体的に提供されるとともに、地域住民等による見守りや多様な生活支援が行われるなど、地域の特性に応じた地域包括ケア*システムが構築され、高齢者が介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしています。

平成31年度末での到達目標

施設整備や、在宅医療・介護連携の強化等により、地域包括ケアシステムの構築が進み、特別養護老人ホームへの入所待機が解消されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を概ね達成しており、活動指標の目標達成率の平均が85%以上であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	27年度	28年度		29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数（創19）	/	481人	238人	0.99	0.99	119人	0人
	596人	639人	239人			/	/
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方							
目標項目の説明	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数（入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数）						
30年度目標値の考え方	施設利用者数の見込みや市町の意向等をふまえつつ、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう特別養護老人ホームを整備するとともに、入所基準の適正な運用により、平成31年度において、待機者が解消されることを目標に数値を設定しました。						

活動指標

基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
12201 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上（医療保健部）	主任ケアマネジャー登録者数（累計）	/	971人	1,057人	1.00	1,181人	1,261人 <1,057人>	
		942人	1,010人	1,101人		/	/	

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	目標達成状況	30年度	31年度
		現状値	目標値実績値	目標値実績値		目標値実績値	目標値実績値
12202 介護従事者の確保(医療保健部)	県福祉人材センターにおける相談・支援による介護職場等への就職者数		680人	690人	0.73	700人	710人
		521人	537人	507人			
12203 介護基盤の整備促進(医療保健部)	特別養護老人ホーム施設整備定員数(累計)		10,129床	10,647床	0.52	10,647床	10,647床
		9,643床	9,980床	10,329床			
12204 在宅生活支援体制の充実(医療保健部)	地域包括支援センター*が開催する地域ケア会議*の開催回数		359回(27年度)	440回(28年度)	1.00	440回(29年度)	440回(30年度)
		339回(26年度)	484回(27年度)	529回(28年度)			
12205 認知症施策の充実(医療保健部)	認知症サポーター数(累計)		145,000人	160,000人	1.00	167,500人	175,000人
		124,746人	142,300人	162,190人			

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	25,365	26,194	27,703	26,506	
概算人件費		274	283		
(配置人員)		(30人)	(31人)		

平成29年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「みえ高齢者元気・かがやきプラン(第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画)」(平成27年度～29年度)に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めるとともに、平成30年度から平成32年度を計画期間とする新たな計画の策定に取り組みました。計画策定に際しては、同時に策定される医療計画と介護保険事業(支援)計画との整合性を確保するための協議の場を各地域で開催しました。
- ②平成28年度から拡充した研修制度に基づき、主任介護支援専門員更新研修(104人)等を実施しました。また、認定調査員の育成のため、新任認定調査員研修(175人)を実施するとともに、要介護認定の適正化を図るため、介護認定審査会運営適正化研修(56人)を実施しました。さらに、介護サービス情報の公表や苦情処理体制の整備に取り組みました。引き続き、介護支援専門員の資質向上や、要介護認定の適正な実施に向けて取り組む必要があります。
- ③介護従事者を確保するため、県福祉人材センターによる無料職業紹介、マッチング支援等の取組や、介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、市町・介護関係団体等の取組を支援しました。また、地域の元気な高齢者が、介護職場において補助的な業務を担う「介護助手」として就労することで、介護職場の環境整備等を図る取組を支援しました。引き続き、これらの取組を実施し、介護従事者の確保を図る必要があります。

- ④特別養護老人ホームへの入所待機者を解消するため、入所基準の適正な運用に向けた施設の訪問調査（年間 25 施設）を行うとともに、広域型特別養護老人ホーム（300 床）の整備を進めました。また、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域密着型特別養護老人ホーム（2 施設）や認知症高齢者グループホーム（5 施設）、小規模多機能型居宅介護（3 施設）等の地域密着型サービスの整備について、市町を支援しました。引き続き、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、認知症高齢者や中重度の要介護者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービスを整備する市町を支援する必要があります。（創 19）
- ⑤地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センター職員への研修（175 人）を実施するとともに、市町や地域包括支援センターの要請を受けて地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣（33 人）しました。また、各市町が介護予防・日常生活支援総合事業*（総合事業）を円滑に実施できるよう勉強会や介護予防市町・事業者担当者研修を開催し、市町を支援しました。さらに、在宅医療・介護連携を強化するとともに、医療計画と介護保険事業（支援）計画との整合性を確保するための協議の場を各地域で開催（12 回）し、市町、地域包括支援センター、郡市医師会、訪問看護ステーション連絡協議会、介護支援専門員協会と意見交換等を行いました。引き続き、地域ケア会議や総合事業の充実に向けて市町を支援するとともに、在宅医療・介護連携の推進を図る必要があります。
- ⑥認知症の早期発見・早期治療を図るため、専門医療を提供する認知症疾患医療センターについて、新たに 4 医療機関を指定し、県内 9 か所で設置・運営するとともに、認知症サポート医の養成研修への助成（10 人）や、かかりつけ医（60 人）、歯科医師（38 人）、薬剤師（169 人）、病院の指導的立場の看護職員（99 人）、病院勤務の医療従事者（94 人）を対象とした認知症対応力向上研修を実施しました。また、休日夜間にも対応する認知症コールセンターを設置するとともに、認知症サポーターを養成（162,190 人）することにより、認知症の方や家族への相談・支援体制の充実に取り組みました。引き続き、医療と介護の連携強化や地域での相談・支援体制の整備を図り、認知症施策のさらなる充実を進める必要があります。また、家庭や介護施設等での高齢者虐待を防止するため、市町や介護施設職員等を対象とした権利擁護研修等を実施しました。今後も、高齢者の権利擁護のための取組を強化する必要があります。

・「県民指標」については、平成 29 年度の特別養護老人ホーム待機者減少につながる平成 28 年度整備数が 337 床（前年比 59 床増）と前年に対し増加したことや、重度の方の入所率が低い施設に対し重点的な指導に取り組んだことにより、概ね目標を達成することができました。

平成 30 年度の取組方向

【医療保健部 副部長 加藤 和浩 電話：059-224-2321】

- ①次期「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第 7 期三重県介護保険事業支援計画・第 8 次三重県高齢者福祉計画）」（平成 30 年度～32 年度）に基づき、第 7 次三重県医療計画と一体となって、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- ②介護サービスを充実させるため、引き続き、介護支援専門員の資質向上に向けた研修を実施するとともに、要介護認定の適正化など介護給付の一層の適正化を図るため、認定調査員等を対象とした研修の実施や、アドバイザーの派遣などにより、市町の介護給付適正化の取組を支援します。また、介護サービス情報の公表等に取り組めます。

- ③介護従事者を確保するため、引き続き、県福祉人材センターによる無料職業紹介、マッチング支援等の取組や介護福祉士修学資金等の貸付、介護職場の魅力発信の取組を実施するとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、市町・介護関係団体等の取組を支援し、元気な高齢者など未経験者の参入促進や、資質向上・労働環境の改善等に取り組めます。また、新たに、職場環境の改善に積極的に取り組んでいる介護事業所が社会的に評価される仕組みづくりや、介護職場における「介護助手」の取組の導入・定着に向けた支援に取り組めます。
- ④施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、優先度の高い方が適正に施設へ入所できるよう、入所基準の適正な運用に向けた取組を行うとともに、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めます。また、住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるよう、地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援します。平成30年4月に介護医療院が新たに創設されたことから、療養病床から介護医療院等の介護保険施設への転換が円滑に行われるよう支援します。（創19）
- ⑤在宅生活支援の中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センター職員への研修を実施するとともに、地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣します。また、介護予防・日常生活支援総合事業などの介護予防・自立支援に向けた市町の取組の充実を図るため、研修の実施や事例の情報提供等により市町を支援します。さらに、在宅医療・介護連携の推進に向け、各市町において地域の状況をふまえた取組が推進されるよう、医療・介護に関するデータの分析や活用等に関する研修会を開催するなど、市町の取組を支援します。
- ⑥認知症の方や家族を支援するため、関係者間における情報共有ツールの普及・活用の推進、認知症サポート医の養成、医療・介護関係者への研修の実施等により、認知症の早期発見・早期治療のための体制整備を図ります。また、認知症サポーターの養成に加えて、さらなる活躍に向けた認知症サポーターステップアップ講座の開催、平成30年度から全ての市町に設置される認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の活動に対する支援を行うなど、地域における相談・支援体制の充実を図ります。さらに、県内のものづくり産業と連携し、介護現場や家族のニーズに沿った介護機器の普及を進めるなど、ソフトとハードの両面から認知症施策の拡充を図ります。また、高齢者虐待防止の研修会の開催や、成年後見制度の普及・利用促進等により、高齢者の権利擁護の充実に取り組めます。

*「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

*「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な取組方向のめざす姿の達成に資する主な取組であり、検証レポートにも記載しています。

施策 1 2 3

がん対策の推進

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

平成 31 年度末での到達目標

県民の生命と健康をがんから守るため、がんを予防し、また、がんを早期に発見し早期に適切な治療を行うことで、がんによる死亡者数が減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を概ね達成しており、活動指標の目標達成率の平均が 90%以上であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度		29 年度		30 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	31 年度 目標値 実績値
75 歳未満の人口 10 万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)	/	69.6 人 (27 年)	68.4 人 (28 年)	0.99	67.2 人 (29 年)	66.0 人以下 (30 年)
	70.8 人 (26 年)	75.2 人 (27 年)	69.0 人 (28 年)		/	/
目標項目の説明と平成 30 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	がんによる 75 歳未満の死亡状況について、年齢構成を調整した県の人口 10 万人あたりの死亡者数					
30 年度目標値の考え方	平成 28 年度実績値が平成 27 年度現状値より増加していますが、増減を繰り返しながら減少している経過から、平成 31 年度の目標値と現状値の差である 4.8 人を 4 年間で着実に解消することができるよう、現状値から 3.6 人減少となる 67.2 人を平成 30 年度の目標値に設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		12301 がん予防・早期発見の推進(医療保健部)	がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん 37.8% 子宮頸がん 54.2% 大腸がん 30.0% (26年度)	乳がん 41.0% 子宮頸がん 50.0% 大腸がん 34.0% (27年度)	乳がん 43.4% 子宮頸がん 50.0% 大腸がん 36.0% (28年度)
12302 がん医療の充実(医療保健部)	がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携拠点病院指定数	6か所	7か所	8か所	0.75	10か所
12303 緩和ケアの推進(医療保健部)	がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数(累計)	792人	846人	887人	1.00	1,148人 <929人>
12304 がん患者等への支援の充実(医療保健部)	がん患者等の就労について理解を得られた企業数(累計)	232社	472社	712社	1.00	952社 1,192社

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	160	125	128	181	
概算人件費		46	46		
(配置人員)		(5人)	(5人)		

平成29年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①がん対策のさらなる進展をめざし、平成30年度以降のがん対策を計画的に推進するため、国の第3期がん対策推進基本計画もふまえ、「三重県がん対策推進計画(第4期三重県がん対策戦略プラン)」(平成30年度～35年度)を策定しました。
- ②がん征圧月間(9月)における県立図書館での掲示等、あらゆる機会をとらえて、がんに関する正しい知識や生活習慣等について、広く県民に普及啓発するとともに、受動喫煙防止対策推進のため、「たばこの煙の無いお店」への登録を推進しました。また、児童期からのがんに関する正しい知識の習得に向け、医療関係者や教育関係者と連携し、児童生徒に対してがん教育を実施しました。引き続き、がんに関する正しい知識の普及啓発が必要です。

- ③市町の各種がん検診における受診率向上の取組が一層進展するよう、がん診療連携拠点病院等において「がん市民公開講座」を開催しました。また、市町の取組を把握し、好事例の情報共有や受診勧奨ツールの提供等を行い、受診率向上の取組を行う市町を支援しました。引き続き、各種がん検診の受診率向上を図るとともに、全国平均を下回っている精密検査受診率の向上を図る必要があります。
- ④がん医療提供体制の充実を図るため、県指定の準拠点病院及び連携病院の指定を行いました。また、がん治療に携わる医療機関に対して施設・設備整備等の支援を行いました。引き続き、がん治療の一層の充実を図るため、医療提供体制の整備や施設・設備整備等の支援を実施していく必要があります。
- ⑤がん対策をより効果的に推進するため、三重大学医学部附属病院等と連携してがん登録情報の提供体制の整備を行いました。また、平成25年の地域がん登録により得られたデータ(12,047件)をとりまとめ、市町、医療機関等に提供しました。平成28年1月から開始された全国がん登録の円滑な実施を促進するとともに、がん登録で得られた情報について利活用を図っていく必要があります。
- ⑥がん診療連携拠点病院等において、がんに関わる医師等に対する緩和ケア研修を実施しました。また、地域の緩和ケアネットワークにおいて、各医療機関の連携や医師等を対象とした研究会、地域住民を対象とした緩和ケアセミナーを行いました。引き続き、がんに関わる医師等への緩和ケア研修の実施や、緩和ケアに関する正しい知識について、広く県民に対する普及啓発が必要です。
- ⑦がん患者とその家族のための相談を実施しました。また、がん患者の治療と仕事の両立を支援できる環境を整備するため、事業者に対し、説明会等を通じて、がんに対する正しい知識の普及に努めました。今後も、三重県がん相談支援センターとハローワークとの情報交換会や、労働局が実施する三重県地域両立支援推進チーム等を通じ、関係機関が連携しながら、がん患者とその家族への支援や治療と仕事の両立を支援できる環境づくりに努めていく必要があります。

県民指標については、99.1%と概ね達成しています。過去の傾向をみると、平成23年度(平成22年)の77.4人から、増減を繰り返しながら推移しており、全国的にも同様の傾向がみられます。今後、目標を達成するために、生活習慣の改善等による予防やがん検診の受診等による早期発見・早期治療、医療提供体制強化等のがん対策を効果的かつ計画的に推進していく必要があります。

平成30年度の取組方向

【医療保健部 副部長 加藤 和浩 電話:059-224-2321】

- ①がん対策のさらなる進展をめざし、新たに策定した「三重県がん対策推進計画(第4期三重県がん対策戦略プラン)」に基づき、より効果的な事業の展開を図ります。
- ②イベント等のあらゆる機会をとらえて、がんに関する正しい知識や生活習慣等について、広く県民に普及啓発するとともに、児童期からのがんに関する正しい知識の習得に向け、医療関係者や教育関係者と連携し、小中学校におけるがん教育に取り組みます。
- ③各種がん検診や精密検査における受診率向上の取組が一層進展するよう、引き続きがん検診への理解を深める取組を多様な主体と連携して実施します。また、受診機会を確保するため、市町や保険者等の取組状況の情報提供や受診勧奨ツールの提供等により、がん検診や精密検査受診率向上の取組を行う市町に対して支援を行います。
- ④国のがん診療連携拠点病院の整備指針の見直しの動きを注視しつつ、県のがん医療提供体制の充実を図るとともに、がん治療に携わる医療機関の施設・設備等の充実を支援するなど、引き続きがん治療の一層の充実を図ります。

- ⑤がん対策をより効果的に推進するため、三重大学医学部附属病院等と連携してがん登録により得られた罹患率、死亡率等のデータをとりとまとめ、市町、医療機関等に提供するとともに、情報の利活用を図ります。
- ⑥緩和ケア研修会開催指針の改正を受けて、がん診療連携拠点病院等で実施されるがんに関わる医師等への緩和ケア研修に対して支援します。また、地域の緩和ケアネットワークにおける、緩和ケア体制の充実のための医師等への研修や情報交換、地域住民への緩和ケアの正しい知識の普及啓発等に対して支援します。
- ⑦がん患者とその家族のための相談を実施するとともに、医療機関や事業所及び労働局、労働関係団体、がん相談支援センター等の関係機関と連携し、がん患者の就労支援を実施します。また、がん患者の治療と仕事の両立を支援できる環境を整備するため、事業者に対し説明会や事業所訪問を通じて、がんに対する正しい知識の普及に努めます。

* 「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

施策124

こころと身体の健康対策の推進

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿

健康づくりから病気の予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、ソーシャルキャピタル*を活用しながら、県民一人ひとりが適正な生活習慣を身につけることにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等の病気の時も、適切な治療や支援を受けています。

平成31年度末での到達目標

日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送る県民が増加することで、県民一人ひとりの幸福感が増進するとともに、人びとの活動が活発化して人と人とのつながりをより強く感じています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については目標値を達成しており、また、活動指標についても目標値をほぼ達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度		29年度		30年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
健康寿命(健康 寿命の伸び)		男 78.2歳 女 80.8歳 (27年)	男 78.3歳 女 80.9歳 (28年)	男 1.00 女 1.00	男 78.5歳 女 81.0歳 (29年)	男 78.6歳 女 81.1歳 (30年)
	男 78.0歳 女 80.7歳 (26年)	男 77.9歳 女 80.7歳 (27年)	男 78.3歳 女 81.0歳 (28年)			
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	国の定める健康づくりの基本的方針である「健康日本21（第2次）」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間					
30年度目標 値の考え方	健康寿命の伸び率を過去10年間の平均寿命の平均伸び率（男性0.16歳、女性0.11歳）と同程度にすることをもとに、平成30年度目標値を設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達 成状況	目標値 実績値
12401 健康づくり・生活習慣病予防活動の推進(医療保健部)	特定健康診査受診率	/	50.8% (27年度)	52.7% (28年度)	0.98	54.5% (29年度)
		49.0% (26年度)	50.3% (27年度)	51.6% (28年度)		/
12402 歯科保健対策の推進(医療保健部)	在宅訪問歯科診療実施歯科医療機関数	/	216 機関	234 機関	1.00	252 機関
		198 機関	239 機関	249 機関		/
12403 こころの健康づくりの推進(医療保健部)	関係機関や民間団体と連携して自殺対策事業を実施した市町・県保健所数	/	15 か所	22 か所	0.91	29 か所
		8 か所	11 か所	20 か所		/
12404 難病対策の推進(医療保健部)	指定医療機関(診療所)指定数	/	967 か所	990 か所	1.00	999 か所
		909 か所	942 か所	992 か所		/

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	2,713	2,680	2,887	2,771	/
概算人件費	/	465	475	/	/
(配置人員)	/	(51 人)	(52 人)	/	/

平成 29 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「三重の健康づくり基本計画」(平成 25 年度～34 年度)の中間評価を行いました。ソーシャルキャピタル(人々の信頼関係や結びつき)を活用した健康づくりの取組が各地域で展開されるよう、「地域の健康づくり研究会」へ企業、関係機関・団体、市町等の幅広い参加を呼びかけるとともに、健康づくり活動の好事例等を情報共有し、先駆的な取組が各地で行われるよう支援しました。また、女性が健やかに輝き続ける社会づくりをめざし「ウイメンズ・ヘルス・アクション」宣言を行いました。今後も、県民一人ひとりが「自らの健康は自らがつくる」という意識をもち、具体的に行動を起こせるよう働きかけていく必要があります。
- ②県民の健康的な食生活の実現に向けて、みえの食フォーラムや食育フェス等において、企業、関係機関・団体と連携し、バランスのとれた食事をはじめ、野菜摂取や減塩を推進するための普及啓発を行いました。今後もさまざまな主体と連携し食育活動を推進するとともに、特に野菜摂取量が少ない 20 歳～40 歳代をターゲットに普及啓発を行っていく必要があります。
- ③糖尿病の発症予防や重症化予防等についての対策を推進するため、糖尿病対策懇話会を設置し、保健、医療に関わる関係者と取組について協議しました。糖尿病対策として、早期から介入し重症化予防の取組を進めるため、関係団体と締結した「糖尿病性腎症重症化予防に係る三重県連携協定」等により、地域と医療の連携の推進や、糖尿病の予防や支援に関わる多職種の人材育成を行っていく必要があります。

- ④受動喫煙防止対策については、「たばこの煙の無いお店」への登録や啓発等に取り組みました。国は「望まない受動喫煙」対策の基本的な考え方を示し、健康増進法の一部改正を検討しているところです。改正法施行後の制度の円滑な実施に向けて周知を行うとともに、禁煙を望む県民への支援が行えるよう人材育成を行っていく必要があります。
- ⑤「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に基づき、「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」（平成30年度～34年度）を策定しました。12歳児でむし歯のない者の割合が全国平均より低いため、関係機関・団体、市町と連携し、むし歯予防の効果的な取組の一つであるフッ化物洗口の実施に向けて取り組みました。また、障がい児（者）歯科診療の充実を図るとともに、医科歯科連携が推進されるよう連携会議や研修を行いました。さらに、在宅で歯科保健医療サービスが利用できるよう地域口腔ケアステーションを窓口として医療、介護関係者等の連携を図りました。引き続き、歯と口腔の健康づくりの取組を推進する必要があります。
- ⑥計画的に自殺対策を推進するため、「第3次三重県自殺対策行動計画」（平成30年度～34年度）を策定しました。うつ・自殺等のこころの健康問題について、正しい知識の普及啓発や関係機関・団体、市町と連携し、自殺対策に取り組みました。また、ひきこもりの本人や家族への支援のため、専門相談、家族のつどい、家族教室等を実施しました。引き続き、自殺対策を推進するとともに、平成30年度については市町の自殺対策計画の策定に向けて支援を行っていく必要があります。
- ⑦難病患者が適切な治療を安心して受けられるよう、新たな難病医療費助成制度において対象疾病が拡大されたこと等について周知を徹底し、医療費助成制度の円滑な運営に取り組みました（医療費受給者総数 13,390人）。また、難病医療拠点病院や協力病院など、難病患者を支える医療提供体制について検討を行いました。さらに、難病患者やその家族の療養生活のQOLの向上を図るため、三重県難病相談支援センターにおいて、ハローワーク等と連携し、生活・療養相談、就労支援等を実施しました。引き続き、医療費助成制度を円滑に運営するとともに、医療提供体制や相談支援体制の充実を図る必要があります。

県民指標については、男性、女性ともに今年度の目標値を達成しました。引き続き、策定した計画に基づき、企業、関係機関・団体、市町等とともに、健康づくりの取組を推進していくことで、健康寿命の延伸をめざし、平均寿命と健康寿命の差である「日常生活に制限のある期間」を縮めることが必要です。

平成30年度の取組方向 【医療保健部 副部長 加藤 和浩 電話:059-224-2321】

- ①健康づくり基本計画の中間評価をふまえ、効果的な健康づくり対策を推進します。ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりの取組が各地域で展開されるよう、引き続き、「地域の健康づくり研究会」への幅広い参加を呼びかけるとともに、健康づくり活動の好事例等を情報共有し、先駆的な取組が各地で行われるよう支援します。また、県民が行う日々の運動やがん検診の受診などに関して、企業、関係機関・団体、市町等と連携し、市町のインセンティブの取組を促進するための健康マイレージ推進事業を実施することにより、県民が主体的に行う健康づくりの取組を推進します。
- ②県民の健康的な食生活の実現に向け、さまざまな主体と連携して食育活動を推進するとともに、県民に対してバランスのとれた食事をはじめ、野菜摂取や減塩を推進するための普及啓発を行います。特に、企業等と連携し、20歳～40歳代の多くが利用する施設において啓発に取り組みます。
- ③糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症予防や重症化予防等について、関係機関・団体や市町と連携し、特定健康診査の受診率向上に関する取組を推進するとともに、糖尿病予防や支援ができる多職種の人材を育成します。

- ④健康増進法の一部を改正する法律案の動向に注視し、「望まない受動喫煙」対策の制度導入や県民への周知啓発、禁煙を望む県民への支援が円滑に行えるよう人材育成を行います。
- ⑤「みえ歯と口腔の健康づくり条例」および「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づき、関係機関・団体、市町と連携し、フッ化物洗口の普及拡大や、障がい児（者）歯科診療の充実を図るとともに、医科歯科連携を推進します。また、地域の歯科保健医療を推進するため、地域口腔ケアステーションの体制強化に取り組みます。
- ⑥「第3次三重県自殺対策行動計画」に基づき、関係機関・団体、市町との連携をさらに強化することにより、子ども・若者など対象を明確にした取組や、地域の実情に応じた自殺対策に取り組みます。加えて、平成30年度末までに市町に自殺対策計画の策定が義務づけられているため、市町の計画策定の支援を行います。また、ひきこもりへの支援として、本人や家族への専門相談、家族のつどい、家族教室や支援者の人材育成等に取り組みます。
- ⑦引き続き、医療費助成制度の円滑な運営に取り組むとともに、難病患者を支える医療提供体制の整備に努めます。また、難病患者やその家族の療養生活のQOLの向上を図るため、三重県難病相談支援センターにおいて、関係機関・団体と連携し、生活・療養相談、就労支援体制の充実を図ります。

* 「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

施策131

障がい者の自立と共生

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、主体的に社会づくりに関わりながら自立した生活を営み、全ての県民が障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

平成31年度末での到達目標

障害福祉サービス等の充実により、障がい者がどこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。

さらに、障がい者の権利擁護の取組が進められるとともに、障がい者が働くことを通じた自己実現の機会や文化活動などに参加する機会が確保され、地域社会で自立した生活をしている障がい者が増えています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成し、活動指標についてもほぼ目標を達成している（見込）ことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数（累計）	1,508人	1,616人 1,614人	1,719人 1,759人	1.00	1,795人	1,871人
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方						
目標項目の説明	グループホーム、福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活している障がい者数					
30年度目標値の考え方	「みえ障がい者共生社会づくりプラン」におけるグループホームの利用者見込数やこれまでの利用者数の実績等をふまえて、平成30年度目標値を設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		13101 障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実（子ども・福祉部）	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	/	7,543人	7,963人	未確定
		7,172人	7,672人	集計中	/	/	
13102 障がい者の就労促進（子ども・福祉部）	一般就労へ移行した障がい者数	/	405人	415人	1.00	446人	480人
		395人	389人	417人		/	/
13103 農林水産業と福祉との連携の促進（農林水産部）	農林水産業と福祉との連携取組数（累計）	/	74件	83件	1.00	98件	101件
		65件	79件	94件		/	/
13104 障がい者の相談支援体制の整備（子ども・福祉部）	相談支援事業における支援件数	/	61,006件	64,450件	1.00	64,450件	64,450件
		60,445件	67,744件	66,074件		/	/
13105 精神障がい者の保健医療の確保（医療保健部）	精神障がい者の入院後1年以内に地域移行できた割合	/	90.0%	91.0%	0.96	91.5%	92.0%
		86.8%	87.6%	87.6%		/	/
13106 障がい者の権利擁護と社会参加環境づくり（子ども・福祉部）	障害者差別解消法で努力義務等とされている県・市町等および関係団体の職員対応要領策定率	/	50.0%	86.8%	1.00	94.6%	100%
		26.3%	57.9%	91.9%		/	/

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	12,913	13,573	14,414	14,478	/
概算人件費	/	712	666	/	/
(配置人員)	/	(78人)	(73人)	/	/

平成29年度を取組概要と成果、残された課題

- ①「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(平成27～29年度)が最終年度を迎えたため、同プランに基づく取組や実績等をふまえながら、平成30年度から平成32年度を計画期間とする新たなプランを策定しました。

- ②障がい者の地域移行を進めるため、通所施設やグループホームの整備を支援するとともに、福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置し、過剰児の地域移行を支援しました。今後も、通所施設やグループホームの整備を進めるとともに、障がい児支援に関する課題の解決に向けて取組を進める必要があります。また、医療的ケアが必要な障がい児者とその家族が地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス提供のモデルとなる拠点を設置し、地域の支援体制の構築と受入体制の強化に取り組みました。今後も、医療と福祉が連携した、病院から地域までの途切れのない支援体制の構築に取り組む必要があります。
- ③福祉事業所における工賃向上等に向けて、受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行う共同受注窓口*の取組を支援しました。また、障害者優先調達推進法に基づく平成29年度調達方針を策定し、前年度と同額の73,000千円を調達目標額として、県の調達の拡大に取り組みました。さらに、県内4か所に設置されている社会的事業所*の運営の支援や、就労した障がい者の職場定着の支援に取り組みました。引き続き、障がい者の働く場の拡充や工賃向上等の取組を進める必要があります。
- ④農福連携では、障がい者の農作業への従事を支援する農業ジョブトレーナー*の育成、福祉事業所による農作業請負（施設外就労）の実証等に取り組みました。また、本県が主導して7月に「農福連携全国都道府県ネットワーク」を設立（45都道府県参加）するとともに、県内外において農福連携マルシェを民間の協議会等と開催しました。林福連携では、苗木生産事業者に対して、福祉事業者との連携による苗木生産の勉強会を開催しました。また、林業事業体や福祉事業所と連携し製作した木製コースターを平成30年3月に伊勢市で開催されたポッチャ国際大会にて各国選手などに配布しました。水福連携では、カキ養殖に係る作業等の現地研修会等の開催に取り組んだほか、カキ養殖業に参入した志摩市内の福祉事業所がカキの生産を開始しました。引き続き、福祉事業所や障がい者のニーズに的確に対応していくため、福祉事業所と農林水産事業者・関連企業等との連携機会の創出と、農林水産分野に参入した福祉事業所の経営発展に向けた支援に取り組む必要があります。
(創16)
- ⑤自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい等の専門的な相談支援を実施するとともに、障がい者就業・生活支援センター等の広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援しました。また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援専門員等の研修を実施し、人材育成に努めました。今後も引き続き、より効果的な相談支援体制となるよう見直しを進めるとともに、人材育成による相談支援の質の向上に努める必要があります。
- ⑥精神障がい者の地域移行や地域生活を支援するため、モデル的に鈴鹿・亀山圏域に地域移行コーディネーターを配置するとともに、3つの障害保健福祉圏域でピアサポーター*による地域移行支援の取組を実施しました。また、鈴鹿・亀山圏域および津圏域においてアウトリーチ*事業を実施しました。今後は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築に向けて、地域移行・地域生活支援の取組を一層進める必要があります。また、三重DPAT*について、DMAT*等と協働しての訓練を行いました。今後も、災害発生に備えて、体制を強化する必要があります。さらに、アルコール健康障害対策について、平成28年度に策定した「三重県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、早期発見・早期介入や啓発の取組を実施しました。今後も計画に基づき、対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。
- ⑦障害者差別に関する相談について、窓口を拡充して対応するとともに、三重県障がい者差別解消支援協議会を開催し、相談事例や合理的配慮の好事例の情報共有を図りました。また、フォーラムの開催等による啓発活動を行いました。障がい者虐待については、専門家チームの活用等により、市町や施設職員の対応力の向上を図りました。今後も、障がい者差別の解消や、障がい者の権利擁護に向けた取組を進める必要があります。

- ⑧平成 28 年度に策定した「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民向け手話講座（20 か所、458 人受講）や、県職員や市町担当者等に対する手話研修（10 か所、124 人受講）を行うとともに、手話を啓発する動画等の映像コンテンツを制作するなどの取組を進めました。今後も計画に基づき、手話を使用しやすい環境づくりに向けた施策を推進していく必要があります。
- ⑨障がい者の社会参加の観点から、平成 30 年 1 月に桑名市で「障がい者芸術文化祭」を開催しました。また、未婚障がい者の出逢いの支援を行いました。引き続き、障がい者の社会参加を推進するための取組を進める必要があります。
- ⑩神奈川県相模原市で発生した障がい者入所施設における殺傷事件を受けて、障害者支援施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置、防犯カメラ等の安全対策を行う法人に対して費用の一部を補助しました。また、施設の防犯体制のチェックや専門家によるアドバイスを行うなど、各施設の安全確保体制の強化を支援しました。
- ・通所支援やグループホームの整備の支援、過剰児の地域移行の支援などの取組により、県民指標である「グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数」は 1,759 人となり、目標を達成できました。

平成 30 年度の取組方向

【子ども・福祉部 次長 野呂 幸利 電話：059-224-2317】

- ①「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（平成 30～32 年度）に基づき、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現をめざして、権利の擁護や障がい者雇用、障がい者スポーツ、地域生活の支援等の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ②平成 30 年度社会福祉施設等整備方針に基づき、日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備を支援し、障がい者の地域移行を進めるとともに、福祉型障害児入所施設について、過剰児の地域移行や障がい児支援に関する課題の解決に向けて取り組めます。また、医療的ケアが必要な障がい児者とその家族が地域で安心して生活できるよう、各地域で構築された支援ネットワークを中心に、医療と福祉が連携した、病院から地域までの途切れのない支援体制の構築を進めます。
- ③共同受注窓口について、その運営を支援するとともに、民間企業等への営業活動の強化、受発注のマッチングについて取組を進めます。また、障害者優先調達推進法に基づく平成 30 年度調達方針を策定し、調達目標額の達成に向けて調達内容の多様化を進めるなど、一層の調達拡大に努めるとともに、社会的事業所について、その安定的な運営を支援するための取組を進めます。
- ④農福連携では、福祉事業所による農作業請負（施設外就労）の取組拡大を図るため、福祉事業所と農業経営体等をつなぎ、農福連携をコーディネートする人材を育成する仕組みづくり等を行うとともに、福祉事業所の農業経営の発展に向け、企業と連携した新商品の開発や販路開拓等を支援します。また、農福連携全国都道府県ネットワークと連携し、先進的な取組をふまえた国への政策提言やノウハウ商品の発信などに取り組めます。林業分野においては、新たな福祉事業所と木材加工事業者のコーディネートに取り組むとともに、林業用種苗生産において、福祉事業所と苗木生産事業者とのマッチングを進めます。水産分野においては、引き続き、障がい者に作業可能な漁業関連作業の掘り起こしを通じて、さらなる就労機会の拡大を図るとともに、海上において安全かつ効率的に作業を行うための障がい者育成プログラムの開発を行うなど、障がい者の漁業への就労を進めます。

（創 16）

- ⑤より効果的な相談支援体制となるよう見直しを図りながら、専門的な相談支援と広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援します。また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づいた研修を実施し、相談支援員等の人材育成を図り、相談支援の質の向上に努めます。
- ⑥相談窓口寄せられた事案への対応、三重県障がい者差別解消支援協議会での相談事例や合理的配慮の好事例等についての情報共有、啓発イベントの開催等による啓発活動等を通じて障がい者差別の解消を図るための取組を進めるとともに、障がい者虐待への適切な対応、事例集の活用や研修の実施による市町や施設職員への支援により、障がい者の権利擁護に向けた取組を進めます。
- ⑦精神障がい者の地域移行や地域生活を支援するため、アウトリーチ事業やピアサポーターを活用した地域移行・地域定着支援の取組を進めます。また、三重DPATについて、引き続きDMAT等の他機関との連携を強化しながら、さらなる体制強化を図ります。さらに、アルコール健康障害について、「三重県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、引き続き早期発見、早期介入の取組など、総合的かつ計画的に対策を推進します。
- ⑧「三重県手話施策推進計画」に基づき、引き続き、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行い、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現につなげる取組を推進します。
- ⑨障がい者団体等と協働して「障がい者芸術文化祭」を開催するとともに、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」に参加している都道府県との連携を図ることなどにより、障がい者の社会参加の促進に向けて取り組みます。

* 「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な取組方向のめざす姿の達成に資する主な取組であり、検証レポートにも記載しています。

施策132

支え合いの福祉社会づくり

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、生活困窮者などが、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって地域を支え、生きがいを感じて生活しています。

平成31年度末での到達目標

高齢者、障がい者、生活困窮者などが地域で安心して暮らすことができるとともに、高齢者が生きがいを感じて生活しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標は達成したものの、活動指標の目標達成状況が平均82%に留まっていることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度 現状値	28年度 目標値 実績値	29年度 目標値 実績値 目標達成 状況		30年度 目標値 実績値	31年度 目標値 実績値
日常生活自立支援事業の利用者数	/	1,620人	1,720人	1.00	1,820人	1,920人
	1,585人	1,687人	1,776人		/	/
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県社会福祉協議会の県日常生活自立支援センターが実施する日常生活自立支援事業の契約人数					
30年度目標値の考え方	日常生活自立支援事業のこれまでの利用者数の状況をふまえ、この事業の利用がさらに促進されるよう、平成30年度の目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度 現状値	28年度 目標値 実績値	29年度 目標値 実績値 目標達成 状況		30年度 目標値 実績値	31年度 目標値 実績値
13201 地域福祉活動の推進(子ども・福祉部)	民生委員・児童委員の相談支援件数	/	107,000件	107,000件	0.85	107,000件	107,000件
		102,078件	96,201件	90,874件 (速報値)		/	/

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値			目標達成 状況
13202 質の高い福祉サービスの提供（子ども・福祉部）	第三者評価を受審した福祉施設の数		25 施設	30 施設	1.00	35 施設	40 施設
		12 施設	37 施設	33 施設			
13203 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（子ども・福祉部）	「おもいやり駐車場」の登録施設数		2,040 施設	2,080 施設	1.00	2,160 施設	2,160 施設
		2,028 施設	2,075 施設	2,122 施設			
13204 高齢者の社会参加環境づくり（医療保健部）	地域で社会参加や生活支援サービスの担い手として活動する高齢者団体数（累計）		39 団体	57 団体	1.00	82 団体	87 団体
		29 団体	51 団体	78 団体			
13205 生活困窮者の生活保障と自立支援（子ども・福祉部）	就労支援を行う生活困窮者の人数		375 人	430 人	0.58	485 人	540 人
		270 人	280 人	251 人			
13206 戦没者遺族等の支援（子ども・福祉部）	県および全国戦没者追悼式への若年世代の参加者数		35 人	44 人	0.48	54 人	64 人
		31 人	20 人	21 人			

（単位：百万円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	4,372	4,145	4,389	4,192	
概算人件費		529	511		
（配置人員）		（58 人）	（56 人）		

平成 29 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの適切な利用や日常生活における金銭管理を支援する日常生活自立支援事業の取組を行いました。単身高齢者や認知症高齢者の増加等により、当事業の利用者は年々増加し、今後も増加が見込まれることから、引き続き、適切な実施体制を確保する必要があります。
- ②民生委員制度創設 100 周年を迎え、県民生委員児童委員協議会の主催による記念大会の開催を支援するとともに、地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員について、研修を実施するなど、その活動を支援しました。地域においてさまざまな課題を抱える人が増加する中、引き続き、住民の最も身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動を、市町とも連携しながら支援していく必要があります。

- ③社会福祉法人や介護保険・障がい福祉サービス事業者等への指導監査については、連絡会議や研修会の開催により、市町との連携を図りながら適切に実施するとともに、社会福祉法人制度改革についての研修会等により社会福祉法人に対する情報提供を行いました。引き続き、市町と連携して指導監査にあたりるとともに、増大する事業所に対しての効果的、効率的な監査を行う必要があります。また、社会福祉法人が新制度に基づき適切に運営されるよう支援する必要があります。
- ④質の高い福祉サービスが提供できるよう、福祉施設職員に対して職務経験等に対応したキャリアアップのための生涯研修等を実施するとともに、福祉施設に対して第三者評価の受審を促し、33施設が受審しました。今後も福祉サービスの質の向上が求められていることから、引き続き、福祉施設職員への研修や福祉施設の第三者評価等の取組を進めていく必要があります。
- ⑤ユニバーサルデザインをテーマとする学校出前授業や団体等への研修、「三重おもいやり駐車場利用証制度」普及啓発キャンペーン、「おもいやり駐車場」設置に係る事業者等への協力依頼等を実施し、当該施設は2,122施設となりました。また、平成30年2月にヘルプカードの配布を開始するとともに、ヘルプマークの普及のためヘルプマーク・アンバサダーを設置しました。引き続き、ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図るため、さまざまな主体と連携してユニバーサルデザインの意識づくりに取り組む必要があります。
- ⑥商業施設等のバリアフリー化を進めるため、ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準や適合証の取組等の普及啓発に取り組みました。また、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化を支援しました。引き続き、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備や駅舎等のバリアフリー化を促進する必要があります。
- ⑦高齢者の社会参加の促進や、地域における生活支援サービスの担い手となる高齢者団体の養成に向けて、老人クラブ(1,614クラブ)の活動費の助成や、地域シニアリーダー養成研修を実施しました。また、全国健康福祉祭(ねんりんピック)*へ選手・監督(118人)を派遣しました。一人暮らしの高齢者や認知症高齢者が増加し、ゴミ出し等の生活支援サービスのニーズが高まっている中で、元気な高齢者が生活支援の担い手となることが期待されています。
- ⑧生活保護受給者への支援が適切に行われるよう、福祉事務所職員の研修、指導監査に取り組むとともに、生活保護受給者の自立に向け、ハローワーク等との連携により就労支援を行いました。また、生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体の生活困窮者の相談窓口において把握した生活困窮者に対して、個々の状況に応じた支援計画を作成するなど、就労支援(251人)を行いました。引き続き、福祉事務所設置自治体に対して相談支援員の研修、情報提供等を実施するとともに、生活困窮者に対する生活の保障と自立に向けた支援を進めるため、ハローワークや地域関係者等との連携を強化していく必要があります。
- ⑨県戦没者追悼式を開催し、子どもの献花等を行うとともに、全国戦没者追悼式に子ども代表団を派遣しました。今後も、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承するため、若い世代の参加を促していく必要があります。

・単身高齢者や認知症高齢者の増加等により、当事業の利用者は年々増加し、1,776人となり、県民指標の目標を達成しました。今後も増加が見込まれることから、引き続き、適切な実施体制を確保する必要があります。

平成30年度の取組方向 【子ども・福祉部 副部長 森 靖洋 電話:059-224-2317】

- ①判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、日常生活自立支援事業の取組を進めます。

- ②地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員の活動を支援するため、市町とも連携しながら、制度の一層の周知や民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めます。
- ③社会福祉法人や介護保険・障がい福祉サービス事業者等への指導監査については、市町と連携しながら、引き続き効果的、効率的な指導監査を実施します。また、社会福祉法人が新制度に基づき適切に運営されるよう、所轄庁である市と連携して支援していきます。
- ④質の高い福祉サービスが安定的に提供されるよう、福祉施設の第三者評価の取組や福祉サービスに関する利用者からの苦情に対応する適切な体制の整備を進めます。
- ⑤福祉施設において、質の高い福祉サービスが安定的に提供されるよう、福祉施設職員への研修の取組を進めます。
- ⑥さまざまな主体と連携し、学校出前授業の実施や「三重おもいやり駐車場利用証制度」、「ヘルプマーク」の普及啓発など、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めます。
- ⑦事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、市町や関係機関等との連携のもと、ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準や適合証の取組等の普及啓発に取り組み、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を促進します。また、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化の支援等を行います。
- ⑧ユニバーサルデザインのまちづくりを計画的に進めるため、条例に基づき「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 2019-2022」の策定に取り組みます。
- ⑨元気な高齢者が生活支援サービスの担い手として活躍できるよう研修を実施するとともに、老人クラブによる地域貢献等の活動を支援します。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に三重県選手団を派遣します。
- ⑩生活困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、保護受給者の状況に応じ、就労による経済的自立や健康管理等による日常生活自立に向けた支援に取り組みます。生活困窮者支援対策については、引き続き、三重県生活相談支援センターを中心に関係機関との連携を図り、自立支援に取り組むとともに、福祉事務所設置自治体に対して研修や情報提供等を実施し、県内全体として生活困窮者支援の取組が充実、強化されるよう関係機関との連携を進めていきます。
- ⑪県戦没者追悼式および全国戦没者追悼式等の戦没者慰霊事業に若い世代の参加を促し、平和への思いを次世代に継承していきます。

* 「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

施策141

犯罪に強いまちづくり

【主担当部局：警察本部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した犯罪抑止活動が展開されるとともに、発生した犯罪が検挙されることで、県民一人ひとりの安全が保たれ、安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会が構築されています。

平成31年度末での到達目標

被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪等がさまざまな主体と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動により減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標と、全ての活動指標の目標を達成したため、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---------------------------------------

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	27年度	28年度		29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
刑法犯認知 件数		15,178件 未滿	15,178件 未滿	1.00	15,178件 未滿	15,178件 未滿	
	15,178件	14,112件	13,346件				

目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方

目標項目 の説明	刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理した件数
30年度目標値 の考え方	第二次行動計画策定時、平成27年中の刑法犯認知件数が平成になってから最少となる15,178件となり、ピークであった平成14年以降、ほぼ一貫して減少していたことから、過去の数値に基づいて単純に目標値を設定することは妥当ではないと考え、「平成27年の数値」を基準に1件でも減少させることを目標にすることとしました。

活動指標

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14101 みんなで 進める犯罪抑止 活動と犯罪被害 者等支援の充 実・強化（警察 本部）	防犯ボランティ アの団体数		630団体	650団体	1.00	670団体	690団体
		610団体	630団体	653団体			

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
14102 犯罪の徹底検挙のための活動強化（警察本部）	重要犯罪の検挙率		70.0%以上	70.0%以上	1.00	70.0%以上
			96.9%	94.1%		
14103 県民の安全を守る活動基盤の整備（警察本部）	交番・駐在所の機能強化数		年2か所以上	年2か所以上	1.00	年2か所以上
		2か所	2か所	2か所		

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	3,977	4,127	4,761	3,531	
概算人件費					
(配置人員)					

平成29年度の取組概要と成果、残された課題

- ①地域住民、事業者、関係機関・団体等と連携・協働し、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策に取り組んだ結果、平成29年中の刑法犯認知件数は、平成以降最少を更新しました。一方で、車上ねらいの連続発生や電子マネーを悪用した特殊詐欺の多発など、身近で発生する犯罪が県民に不安感を生じさせていることから、引き続き、地域住民等と連携・協働した犯罪抑止対策を推進する必要があります。
- ②関係機関・団体と連携し、新たな防犯ボランティア団体の結成促進と持続可能な防犯ボランティア活動に向けた支援を推進した結果、平成30年3月末現在の防犯ボランティア団体数は653団体となり、平成29年度中、23団体増加しました。引き続き、新たな防犯ボランティア団体の結成を促進するとともに、地域住民等による防犯ボランティア活動への各種支援を推進する必要があります。
- ③少年警察ボランティアや関係機関等の協力を得て、生産体験活動やスポーツ活動等少年の居場所づくりや学習支援、就労支援に取り組み、少年の立ち直りを支援しました。近年、非行少年は減少傾向にありますが、少年の再犯者率が8年連続で3割を超えているほか、少年による凶悪犯罪も後を絶たないことから、引き続き、少年の非行防止と健全育成に向けた取組を推進する必要があります。
- ④深刻化する特殊詐欺の被害に対し、小学生からのメッセージカードやコールセンターからの電話連絡を通じて県民等への注意喚起を図ったほか、声掛け訓練の実施や電子マネー被害防止封筒の配布など金融機関・コンビニエンスストア等と連携した水際対策の強化、自動通話録音警告機貸与事業による被害に遭わないための環境整備の促進に取り組みました。引き続き、特殊詐欺の被害を減少させるため、関係機関・団体等と連携した特殊詐欺予防対策を推進する必要があります。
- ⑤ストーカー・配偶者暴力事案等の人身安全関連事案の相談件数が高水準で推移する中、平成29年4月、「人身安全対策課」を新設し、部門間の連携による組織的対応を強化するとともに、積極的な加害者の検挙、ストーカー規制法に基づく警告や禁止命令等の行政措置を講ずるなど、被害者等の安全確保を最優先とした対策を推進しました。引き続き、被害者等の安全確保を最優先とした迅速・的確な対応を推進し、被害の未然防止を図る必要があります。

- ⑥サイバー空間の脅威に対し、知見を有する学術機関、民間事業者と連携し、官民一体となって被害防止対策を推進しました。また、サイバーセキュリティ対策に関し、情報共有、情報発信、啓発活動等を行うことを目的として構築した枠組みを通じて産学官の連携強化を図りました。サイバー犯罪に関する相談や、被害が増加傾向にあることから、引き続き、産学官の連携を強化し、仮想サイバー演習空間の整備により、サイバー犯罪への対処能力の強化を図る必要があります。
- ⑦社会全体で犯罪被害者等を支える機運を高めるため、(公社)みえ犯罪被害者総合支援センターと連携して「犯罪被害者支援を考える集い」(参加者約300人)、「命の大切さを学ぶ教室」(参加者12校、約5,800人)を開催したほか、県内を拠点に活動する女子ハンドボールチームと連携した広報啓発活動を実施しました。引き続き、関係機関、団体と連携して、積極的に犯罪被害者等への配慮や支援に対する意識を醸成するための広報啓発活動に取り組み、社会全体で犯罪被害者等を支える機運を高めていく必要があります。
- ⑧県民に強い不安を与える重要犯罪に対し、事件認知時には、迅速・的確な初動捜査を徹底するとともに、捜査支援システムや科学技術を活用した捜査を推進した結果、重要犯罪の検挙率は94.1%で、目標値(70.0%以上)を大きく(24.1ポイント)上回りました。引き続き、重要犯罪をはじめとする種々の犯罪の徹底検挙を図る必要があります。
- ⑨警察活動を支える基盤を強化し、各種警察活動の効率化を図るため、パトカー未配備の駐在所へパトカーを配備(2か所)し、交番・駐在所機能の充実・強化を図りました。引き続き、交番・駐在所の建て替え整備や装備資機材の配備など、その機能の充実・強化を図る必要があります。
- ⑩厳しい国際テロ情勢や伊勢志摩サミット終了後の国際的知名度の向上等をふまえ、テロ対策パートナーシップを中心としたテロ対策合同訓練の開催や広報啓発活動を推進したほか、各種部隊の練度向上に向けた訓練を実施するなどテロの未然防止に向けた諸対策を推進しました。引き続き、関係機関や民間事業者、地域住民の皆さんと緊密に連携した官民一体によるテロ対策を推進する必要があります。
- ⑪多様な主体との協創により、「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」の具現化に向け、隣接する市町の地域が行う防犯力向上の取組を支援するとともに、県民・事業者・関係団体等さまざまな主体が意見交換を行う座談会(4地域)や、次年度の効果的な推進につなげるための県民大会(参加者約150人)の開催など、同プログラムの浸透と方向性の共有を図りました。引き続き、プログラムを浸透させながら、具体的なアクションの喚起につなげていく必要があります。
- ・地域住民、事業者、関係機関・団体等と連携・協働し、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策に取り組んだ結果、県民指標の目標値を達成することができました。

平成30年度の取組方向 【警察本部 警務部首席参事官杉本 幸孝 電話：059-222-0110】

- ①安全で安心できる県民生活を確保するため、多様な主体と連携・協働し、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進します。
- ②地域における防犯ボランティア活動の持続的発展のため、関係機関・団体等と連携し、防犯活動用物品の配布や犯罪情報・地域安全情報の提供等の活動支援を推進するとともに、新たな防犯ボランティア団体の結成を促進します。
- ③少年警察ボランティアや関係機関、学校等と連携し、非行少年等の居場所づくり等の立ち直り支援活動や非行防止教室の開催等を通じ、「非行少年を生まない社会づくり」を推進します。

- ④特殊詐欺の被害を減少させるため、巧妙化する手口に柔軟に対応し、県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導・広報啓発や金融機関・コンビニエンスストア等と連携した水際対策を一層推進するほか、防犯機能を備えた電話用機器の普及促進を図ります。
- ⑤人身安全関連事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいことから、被害者等の安全を確保するため、関係部門が緊密な連携の上、事案の危険性・切迫性を判断し、加害者の検挙や被害者等の保護措置等の組織による迅速・的確な対応を徹底します。
- ⑥サイバー空間の脅威に的確に対処するため、知見を有する学術機関、民間事業者等と連携し、脅威に対する対処能力の強化を図るとともに、サイバー犯罪の取締り、県民等への広報啓発等の対策を一層強化するほか、産学官連携の枠組みを通じた情報発信や、仮想サイバー演習空間の整備に取り組みます。
- ⑦犯罪被害者等の置かれている現状に対する理解を深め、犯罪被害者等を社会全体で支える機運を高めるため、関係機関・団体と連携し、「命の大切さを学ぶ教室」、「犯罪被害者支援を考える集い」等の広報啓発活動を実施します。
- ⑧重要犯罪をはじめ、県民に不安を与える種々の犯罪の早期かつ徹底検挙を図るため、捜査力の強化、科学技術の活用はもとより、新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の構築に向けた取組を推進します。
- ⑨日々発生する警察事象に的確に対処するため、老朽化が進み、狭隘な交番・駐在所の建て替え整備や、装備資機材の充実・強化、各種捜査支援システムの整備など、警察活動を支える基盤の強化に取り組みます。
- ⑩今後の大規模な行事の開催等を見据え、県民の皆さんの理解と協力を得ながら、引き続き、テロ対策パートナーシップを中核とする各種テロ対策を推進します。
- ⑪さまざまな主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進していくため、「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」に基づき、市町等と密接な連携のもと市町の取組強化を図るとともに、県民・事業者・関係団体等が意見交換を行う座談会を各地（14地域）で開催するなど、同プログラムのさらなる具現化に取り組みます。

* 「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 142

交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」、「飲酒運転をしない、させない」という意識を持って行動することで、交通事故と飲酒運転が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

平成 31 年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故を無くすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値を達成できなかったものの、前年度より改善し統計が残る昭和 29 年以降過去最少とすることができ、また、活動指標の目標値はほぼ達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
交通事故死者数		75 人以下	70 人以下	0.81	65 人以下	60 人以下
	87 人	100 人	86 人			

目標項目の説明と平成 30 年度目標値の考え方

目標項目の説明	交通事故発生から 24 時間以内の死者数
30 年度目標値の考え方	平成 31 年 60 人以下の目標値達成へ向け、平成 29 年の実績や交通事故情勢を勘案し、65 人以下としました。

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進（環境生活部）	交通事故死傷者数	9,604人	9,100人以下 8,258人	8,600人以下 7,199人	1.00
	高齢者交通事故死者数	52人	38人以下 52人	35人以下 37人	0.95	33人以下	30人以下
14202 飲酒運転0（ゼロ）をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進（環境生活部）	飲酒運転事故件数	44件	38件以下 36件	33件以下 34件	0.97	28件以下	23件以下
14203 安全で快適な交通環境の整備（警察本部）	老朽化した信号制御機の更新数（累計）	25基	56基 34基	88基 103基	1.00	120基	152基
14204 交通秩序の維持（警察本部）	運転者のシートベルト着用率	96.6%	97.9% 96.9%	98.3% 97.0%	0.99	98.7%	99.0%

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	2,720	2,490	2,882	2,724	
概算人件費		91	100		
（配置人員）		（10人）	（11人）		

平成29年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①「第10次三重県交通安全計画」をふまえ、年間を通じて、交通ルールの遵守や正しい交通マナーの実践等に係る広報啓発に取り組み、交通事故死傷者数は12年連続で減少しました。引き続き、抑止効果の高い広報啓発に取り組み、交通事故防止につなげていく必要があります。
- ②県交通安全研修センターにおいて、地域や職域で活動する交通安全指導者の養成・資質向上研修を実施（156回）し、地域の交通安全教育に携わる人材を育成しました。また、幼児から高齢者までの幅広い県民に、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、特に高齢者に対しては、パークアンドバスライド方式を活用した高齢者重点プログラムを市町等との連携により実施し、加齢による身体機能の低下を自覚してもらい、運転免許証の自主返納（6,489件）にもつなげています。交通事故死者数に占める高齢者や交通弱者（歩行中、自転車乗用中）、シートベルト非着用者の割合が高いことから、引き続き、こうした特徴をふまえた取組を実施していく必要があります。

- ③地域で高齢者等に対する交通安全活動の中心的役割を担う「交通安全シルバーリーダー」を育成（144人）するとともに、警察や市町と連携した「シルバーリーダー連絡会議」の開催（11回）等を通じて、その活動を支援しました。引き続き、高齢者の交通事故防止に向け取り組んでいく必要があります。
- ④飲酒運転根絶に向け、規範意識の向上や知識の普及に取り組むとともに、再発防止のためのアルコール依存症に関する受診義務通知の発送や相談等に取り組みました。飲酒運転事故件数は減少傾向にあるものの、未だ根絶に至っていないことから、「第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」をふまえ、引き続き取り組んでいく必要があります。
- ⑤子どもの交通事故防止のため、「交通安全アドバイザー」による子どもを主対象とした出前方式等の参加・体験・実践型の交通安全教育・広報啓発活動を推進しました。その結果、平成29年中の子どもの交通人身事故については、177件（対前年比4件減）と減少しました。引き続き、子どもの交通事故防止のため、効果的な交通安全教育・広報啓発活動を実施する必要があります。（交通安全アドバイザーによる子どもを対象とした交通安全教室実施回数：87回、参加者数：7,168人）
- ⑥交通の安全と円滑を図るため、信号機（4基）を新設するとともに、老朽化した信号制御機（69基）や信号柱（185本）の更新、摩耗した横断歩道（1,827本）の塗り替えを行うなど、交通安全施設の整備を推進しました。安全・安心な交通環境を実現するため、引き続き、老朽化した信号制御機・信号柱、摩耗した横断歩道等の計画的な更新・塗り替えなど、交通安全施設の整備を推進する必要があります。
- ⑦交通ルール遵守意識の向上を図るため、飲酒運転、速度超過等の悪質・危険な交通違反やシートベルトの着用に重点を置いた交通指導取締りを行いました。その結果、飲酒運転による交通人身事故は減少しましたが、飲酒運転による死亡事故が5件（対前年比4件増）発生と大幅に増加するなど飲酒運転の根絶には至らなかったほか、シートベルト着用率についても97.0%（前年96.9%）と前年より上昇したものの、目標値に達しなかったことから、交通指導取締りや関係機関・団体等と連携した交通安全教育・広報啓発活動を推進する必要があります。

県民指標「交通事故死者数」については、目標値を達成することはできなかったものの、広報啓発活動による意識の高揚や、信号制御機、道路標識の更新等による交通安全施設の整備に取り組んだことなどにより、統計が残る昭和29年以降で過去最少の件数となりました。引き続き、ソフト、ハードの両面から効果的に取り組んでいきます。

平成30年度の取組方向

【環境生活部 次長 富田 康成 電話：059-224-2468】

- ①県交通対策協議会の構成機関・団体との連携・協力のもと、四季の交通安全運動などを中心に、交通安全教育や全ての座席のシートベルト着用の徹底などの広報啓発活動を展開し、県民の交通安全意識の高揚を図ります。また、「第10次三重県交通安全計画」をふまえ、効果的な啓発活動を推進します。
- ②県交通安全研修センターにおいて、交通安全教育を地域等に根づかせるため、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を育成します。また、交通安全教育機器を活用し、幼児から高齢者まで広く県民を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を展開します。
- ③高齢者の交通事故防止に向けて、「交通安全シルバーリーダー」の育成、資質向上に取り組めます。
- ④飲酒運転根絶に向け、規範意識の定着のための教育および知識の普及・啓発を行うとともに、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診促進および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を推進します。

- ⑤交通ルール遵守意識向上のため、関係機関・団体等と連携した参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動を推進します。
- ⑥安全・安心な交通環境の実現に向け、老朽化した信号制御機や摩耗した横断歩道等の道路標示について、緊急性や優先度を勘案しながら、計画的な更新・塗り替えを推進します。
- ⑦交通事故の発生状況の分析に基づき、飲酒運転、横断歩行者等妨害、速度超過等の悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りのほか、シートベルトの着用やチャイルドシートの正しい使用に係る交通指導取締りを推進し、被害軽減を図ります。

* 「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

施策143

消費生活の安全の確保

【担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

消費者団体、事業者団体、地域住民、県・市町等さまざまな主体が連携することにより、消費者一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を得て、事業者との契約トラブル等を回避する自主的かつ合理的な消費活動を行うとともに、自らの商品や役務（サービス）の購入が公正かつ持続可能な社会の形成に影響を及ぼすことを理解した消費生活を営んでいます。

平成31年度末での到達目標

さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報共有や情報提供が行われ、消費生活の安全を地域で支え合う意識が高まることにより、消費生活相談を利用しながら、消費者トラブルの予防や解決等に向けた県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値を達成し、活動指標の目標値もほぼ達成しているものの、依然として新たな消費者トラブルが発生し、消費者の不安感は拭えていないため、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度		29年度		30年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	31年度 目標値 実績値
消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用した人の割合	/	53.5%	55.2%	1.00	64.0%	64.0%
	49.6%	50.7%	63.8%		/	/
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方						
目標項目の説明	消費者トラブルに遭った時に消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用した人の割合					
30年度目標値の考え方	平成29年度実績値において平成31年度目標値をほぼ達成しているため、この水準を平成31年度まで維持することとして、平成31年度目標値と同じ数値を目標に設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		14301 自主的かつ合理的な消費活動への支援 (環境生活部)	消費生活講座等で消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られたとする人の割合		97.0%	99.0%
		96.2%	98.5%	99.0%		
14302 消費者被害の救済、適正な取引の確保 (環境生活部)	消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合		93.1%	93.1%	0.99	94.1%
		92.4%	85.3%	92.7% (速報値)		

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	102	95	106	106	
概算人件費		146	137		
(配置人員)		(16人)	(15人)		

平成29年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「みえ・くらしのネットワーク*」に加入する消費者団体、事業者団体等の連携・協力を得て、5月の消費者月間に主要駅での街頭啓発(11団体)や記念講演会でのパネル展示(11団体)を実施しました。このほかにも、各団体の主催する消費関連イベントに県のブースを出展しました。引き続き、「みえ・くらしのネットワーク」各会員との連携・協力はもとより、さまざまな主体と連携し、消費者啓発の取組を推進していく必要があります。
- ②地域での啓発活動の担い手である「消費者啓発地域リーダー」を養成する講座を3地域で開催し、新たに10名と2団体の登録を得て、登録者数は51名と3団体になりました。地域の見守り力向上のためにも、引き続き地域リーダーの養成を進めることが必要です。また、地域リーダーにそれぞれの地域で活躍していただくため、啓発情報を提供するとともに、市町とも連携が図れるように支援していくことが必要です。
- ③消費生活出前講座(15回、492名)および青少年消費生活講座(8回、1,684名)を開催し、消費者啓発・消費者教育を行いました。また、小中学校において演劇による消費生活出前講座(8校)を行い、児童・生徒にインターネットやスマートフォン等による消費者トラブルの危険性を訴えました。講座による啓発の効果をより高めるためには、受講者の方が講座で得た知識を周囲の方に広めていただけるようにしていくことが求められます。そのほかにも、フリーペーパーにより消費者トラブル防止の啓発、消費者ホットライン「188(いやや!)」の周知を行いました。引き続き、さまざまな手段により、相談先の周知も含めた消費者トラブルに関する情報提供、啓発を行っていく必要があります。

- ④消費生活センターにおいて、平日および日曜日に消費生活相談（3,056件）を実施し、さまざまな消費者トラブル等の解決に向けた助言、あっせん等を行いました。引き続き、消費者トラブルの防止・救済のため、消費生活相談を実施していく必要があります。
- ⑤特定商取引法に基づく呼出指導を2件、面接指導を126件、景品表示法に基づく指導を16件行いました。引き続き、適正な商取引や商品・サービスの適正な表示が行われるよう、事業者を監視・指導していく必要があります。

・県民指標「消費トラブルに遭った時に消費生活相談を利用するとした人の割合」について、幅広い啓発活動を行った結果、目標値を達成しました。引き続き、さまざまな手法で幅広い層に向けて効果的・継続的に啓発していくことが必要です。

平成30年度の取組方向

【環境生活部 次長 富田 康成 電話：059-224-2468】

- ①消費者団体、事業者団体等が参画する「みえ・くらしのネットワーク」をはじめ、多様な主体との連携・協力を強め、消費者トラブルの未然防止、拡大防止の啓発に生かしていきます。
- ②高齢者等の消費者トラブル防止に向けて、市町で実施される地域の見守り力向上の取組とも連携し、地域の中から啓発情報が発信されるような取組を行います。
- ③地域における消費者啓発・消費者教育として出前講座等を行います。また、教育機関との連携により、若い世代への消費者教育に取り組みます。ほかにも、さまざまなアプローチで消費者ホットライン「188（いやや!）」の周知なども含めた情報提供、啓発に取り組みます。
- ④県内消費者行政の中核センターである県消費生活センターにおいて専門的な相談対応を行うとともに、消費者事故等に関する情報集約や情報提供を行います。また、県民に身近な市町において消費生活相談に対応できるよう、相談体制の充実について市町に働きかけや助言を行います。
- ⑤国、近隣県、警察、関係機関、関係部局等と連携して「悪質な商取引」や「商品・サービスに係る不適正な表示」について事業者の監視・指導を行います。加えて、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

* 「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

3

施策144

薬物乱用防止と動物愛護の推進等

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携し、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組むことで、薬物の乱用のない社会と、人と動物が安全・快適に共生できる社会が実現しています。また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保されているとともに、生活衛生営業施設の衛生が確保され、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

平成31年度末での到達目標

多くの関係機関と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する県民の意識が向上するとともに、取締りの強化により容易に薬物が入手できない環境が整備されています。また、医薬品等の製造業者等および生活衛生営業施設の監視指導などを行うことにより、安全な製品やサービスが提供されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標を達成するとともに、活動指標についても、目標をほぼ達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標							
目標項目	27年度	28年度		29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
危険ドラッグの 販売店舗数 (インターネット 販売店舗 を含む)		0件	0件	0件	1.00	0件	0件
	0件	0件	0件	0件			
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方							
目標項目 の説明	警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグを販売する店舗（インターネット販売店舗を含む。）に対し、監視指導を実施した後の店舗数						
30年度目標 値の考え方	インターネット監視や警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグを販売する店舗を根絶するため、店舗を発見した場合は監視指導により廃業させ、0件を維持することを目標値として設定しました。						

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
14401 薬物乱用防止対策の推進（医療保健部）	薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた人数(累計)		509,000人	569,000人	1.00	629,000人
		451,744人	514,342人	583,901人		
14402 人と動物との共生環境づくり（医療保健部）	犬・猫の殺処分数		340匹以下	270匹以下	1.00	250匹以下
		366匹	191匹	138匹		
14403 医薬品等の安全な製造・供給の確保（医療保健部）	県内の医薬品等製造施設のうち不良品を出さなかった施設の割合		100%	100%	0.98	100%
		97.4%	97.4%	98.1%		
14404 生活衛生営業の衛生確保（医療保健部）	生活衛生営業施設のうち健康被害が発生しなかった施設の割合		100%	100%	1.00	100%
		99.9%	100%	100%		

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	196	400	194	200	
概算人件費		356	429		
(配置人員)		(39人)	(47人)		

平成 29 年度の取組概要と成果、残された課題

- 平成 29 年度「三重県薬物乱用対策推進計画」に基づき、警察本部、教育委員会等の関係機関と連携し、薬物乱用防止に関する啓発（街頭啓発 41 回、講習会参加者数 69,559 人）、立入検査（医療用麻薬等取扱い施設の立入検査 1,692 施設）、再乱用防止（薬物依存者等の相談応需 26 件、薬物依存者の家族教室の開催 8 回）に取り組みました。今後も引き続き、関係機関と連携して、危険ドラッグをはじめとする薬物乱用防止対策に取り組む必要があります。
- 「第 2 次三重県動物愛護管理推進計画」（平成 26 年度～30 年度）に基づき、（公社）三重県獣医師会やボランティア団体等と連携し、動物愛護教室等の普及啓発活動や飼い主への終生飼養の指導等の引取り数を減らす取組の一つとして、所有者不明猫の減少を図るため、不妊手術等を実施（1,142 匹）するとともに、譲渡事業（犬譲渡数 134 匹、猫譲渡数 346 匹、動物愛護教室等参加者数 3,224 名）等を行いました。犬・猫の殺処分がなくなることをめざし、今後も引き続き、関係団体と連携するとともに、平成 29 年 5 月に開所した三重県動物愛護推進センター「あすまいる」（以下「あすまいる」という。）を動物愛護管理の拠点とし、これらの取組を推進する必要があります。

- ③医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導を実施（2,806施設）し、医薬品等の検査を実施した結果、全ての製品が検査に適合しましたが、医薬品等製造施設のうち不良品を出した施設が3施設ありました。また、後発医薬品の数量シェアが拡大していることから、その品質確保のために後発医薬品の製造施設の監視指導（7施設）や製品検査（6検体）を実施するとともに、後発医薬品の適正使用のために会議を開催し、関係団体との情報共有を行いました。医薬品等の安全確保のため、今後も引き続き、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を行う必要があります。
- ④在宅医療への薬局・薬剤師の参画を促進するため、無菌調剤技術習得のための研修等に使用するモバイルファーマシーを整備するとともに、訪問薬剤管理指導等に取り組む薬局・薬剤師への研修会（四日市地域で19回）を開催しました。また、薬系大学訪問や就職情報紙の作成等により、県内で不足している薬剤師の確保支援を行っています。薬局・薬剤師は地域包括ケア*システムを構築する重要な役割を担うことから、今後も引き続き、在宅医療への薬局・薬剤師の参画に係る取組や薬剤師の確保支援を行う必要があります。さらに、薬剤師の確保支援については、より専門的な職能を生かすことができる薬剤師が求められることから、調剤技術に加え、災害時でも薬事業務を適切に担うスキルなどを習得した薬剤師の養成が必要です。
- ⑤高等学校に対して献血セミナーを開催するとともに、ヤングミドナサポーター（696名）や三重県学生献血推進連盟「みえっち」の高校生や大学生等とともに献血啓発（献血ページェント43回）や血液センター等と連携した県内の高等学校に対する献血セミナー（54回）を開催することにより、高校への献血バスの導入数（22校）も増加し、若年層への献血思想を普及することができました。将来にわたり献血協力者を確保するため、今後も引き続き、若年層に対する献血啓発に取り組む必要があります。
- ⑥生活衛生営業施設に対する監視指導や営業者に対する衛生管理に関する講習会等を行いました。施設における衛生確保を図るため、今後も引き続き、監視指導等に取り組む必要があります。
- ⑦平成30年6月に住宅宿泊事業法が施行されるため、制度の円滑な導入に向けて準備を進めてきました。今後も引き続き、同法の施行に向けて的確に対応していく必要があります。
- ・東海北陸厚生局、警察本部等の関係機関と連携した取組により、県内の危険ドラッグ販売店舗は0件を維持しており、県民指標については目標を達成できました。

平成30年度の取組方向

【医療保健部 次長 三木 恵弘 電話:059-224-2321】

- ①警察本部、教育委員会等の関係機関と連携し、計画的な啓発、取締りや再乱用防止等を実施することにより、危険ドラッグの販売店舗0件を維持するなどの薬物乱用防止に取り組めます。
- ②平成35年度までに犬・猫の殺処分をなくすため、動物愛護教室等の普及啓発活動等に取り組むとともに、「あすまいる」を動物愛護管理の拠点とし、犬・猫の譲渡等の殺処分数ゼロに向けた取組、災害時などの危機管理対応、さまざまな主体との協創の取組を推進します。
- ③医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を行い、医薬品等製造施設のうち不良品を出した施設0件をめざすとともに、県民に対して医薬品の副作用等に関する正しい知識の提供に取り組めます。また、後発医薬品の製造施設の監視や製品検査についても、引き続き関係団体との会議を開催し、後発医薬品の適正使用に取り組めます。
- ④薬局・薬剤師の在宅医療への参画の促進や薬剤師の確保のための支援に取り組むとともに、災害時の薬事業務を適切に担うことができる薬剤師（災害薬事コーディネーター）の養成に努めます。

- ⑤若年層の献血推進のため、高等学校における献血セミナーの開催や高校生や大学生等の献血ボランティアと連携した献血啓発を実施します。また、献血セミナー受講者を実際の献血につなげるための仕組みの構築に取り組みます。
- ⑥生活衛生営業施設における衛生確保を図るため、施設の監視指導等を行うとともに、(公財)三重県生活衛生営業指導センターと連携して自主的な衛生管理の推進を図ります。
- ⑦住宅宿泊事業法の施行に向けて的確に対応し、施行後も同法の円滑な運用に取り組みます。

* 「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

施策145

食の安全・安心の確保

【担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られているとともに、高病原性鳥インフルエンザ*等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備され、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。

平成31年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通に至る全ての過程において監視指導を行うとともに、食品関連事業者の自主管理体制が構築されることにより、安全で安心な食品が供給されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標、活動指標とも目標をすべて達成していることから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標							
目標項目	27年度	28年度		29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
食品の基準適合の確認率(累計)		50%	67%	1.00	84%	100%	
	33.0%	50.2%	68%				
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方							
目標項目の説明	検査する全ての食品と食品表示を行う全ての製造・加工施設のうち、基準に適合していることを確認した食品や施設（不適合であったが適合するよう改善したものを含む）の割合						
30年度目標値の考え方	平成31年度までに、全て（食品：15,000件、施設：13,800件）の基準への適合性を確認し、安全で安心な食品供給の体制の維持が図られるよう、平成30年度の目標値を設定しました。						

活動指標								
基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
14501 食の安全・安心の確保 (医療保健部)	食品事業者の自主点検実施件数		10,500件	18,400件	1.00	26,300件	34,200件	
		3,126件	11,420件	20,743件				

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14502 農水産物の安全・安心の確保（農林水産部）	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の感染拡大阻止率		100%	100%	1.00	100%	100%
		100%	100%	100%			

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	215	174	220	175	
概算人件費		1,369	1,332		
(配置人員)		(150人)	(146人)		

平成29年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ① 「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品による健康被害の防止や食品表示の適正化等のため監視指導を実施（監視指導件数 12,928 件）するとともに、食品中の残留農薬や微生物等についても検査を実施し、衛生基準等に不適合があった場合は、事業者に対して改善するよう指導しました（検査件数 1,709 件、不適合率 3.2%）。また、食肉の安全性を確保するため、と畜検査・食鳥検査を全頭（羽）実施しました。引き続き、食品による危害発生リスクの低減や食品表示の適正化を図るため、監視指導および検査を実施する必要があります。
 - ② 米穀の産地偽装等の再発防止や、県民の信頼回復を図るため、食品事業者等を対象としたコンプライアンス研修会を開催するとともに、米の科学的検査を実施しました（講習会開催数 1 回、米の産地・品種の科学的検査 7 検体）。また、（一社）三重県食品衛生協会と連携し、食品関係施設の衛生管理や食品表示等についての自主点検を推進するなど、食品事業者等が行う自主衛生管理の取組を促進しました（自主点検実施件数 累計 20,743 件）。引き続き、食品事業者等による自主衛生管理を推進する必要があります。
 - ③ 「第 27 回全国菓子大博覧会・三重」に係る食品関係施設に対し、重点的に監視指導等を実施した結果、食中毒の発生はありませんでした。引き続き、「平成 30 年度全国高等学校総合体育大会」に係る食品関係施設や観光地における飲食店等の監視指導を実施する必要があります。
 - ④ 「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づき、農薬や動物・水産用医薬品等の生産資材販売事業者に対する監視指導や関連事業者の主体的な取組の促進、県民への情報提供に努めました。引き続き、食品関連事業者による衛生管理意識のさらなる向上を図るとともに、消費者が主体的に判断・選択できるよう、食の安全に関する情報を積極的に提供する必要があります。
 - ⑤ 高病原性鳥インフルエンザ等の防疫体制を強化するため、県対策対応マニュアルを用いて図上訓練等を実施しました。また、過去に家きんでの発生が確認されていなかった香川県での発生を受け、県全域に消毒命令を発し（1 月）、全ての民間家きん農場を対象に消石灰を無償配付するとともに、消毒の徹底や早期発見・通報等の注意喚起を行いました。引き続き、防疫対策を徹底するとともに、発生時の迅速な対応に向け、関係機関と連携し、防疫体制の強化を図る必要があります。
- ・食品に対する残留農薬等の検査を実施し、衛生基準等の確認を行うとともに、食品表示を行う製造・加工施設に対し適切な食品表示が行われていることを確認すること等により、県民指標の目標を達成することができました。

平成30年度の取組方向

【医療保健部 次長 三木 恵弘 電話:059-224-2321】

- ①「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品による健康被害の防止や食品表示の適正化等のための監視指導を実施するとともに、食品中の残留農薬や微生物等について検査を実施し、衛生基準等に不適合があった場合は、事業者に対して改善するよう指導します。また、食肉の安全性を確保するため、と畜検査・食鳥検査を全頭（羽）実施します。
- ②米穀の産地偽装等の再発防止や、県民の信頼回復を図るため、食品事業者等を対象としたコンプライアンス研修会の開催や米の科学的検査を実施するとともに、（一社）三重県食品衛生協会と連携し、食品関係施設の衛生管理や食品表示等についての自主点検を推進するなど、食品事業者等が行う自主衛生管理の取組を促進します。
- ③「平成30年度全国高等学校総合体育大会」に係る食品関係施設や観光客の増加が見込まれる観光地における飲食店等の監視指導を重点的に実施し、食中毒の発生等の防止を図ります。
- ④食の安全・安心確保のための施策を調査審議する「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」を開催し、委員の意見等を施策に反映させていきます。また、農薬や動物・水産用医薬品等の適正な流通・使用に向け、監視指導等を計画的に行います。さらに、関連事業者のコンプライアンス意識の向上に取り組むとともに、出前トークやホームページ等の充実を図り、消費者への情報提供を進めます。
- ⑤高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生予防と発生時の迅速な対応に向け、生産者等との連携強化、防疫研修等を実施していきます。併せて、農場HACCP*等の概念を取り入れた畜産農場の生産衛生管理の推進や精度の高い検査体制の整備に取り組みます。

*「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

施策146

感染症の予防と拡大防止対策の推進

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

平成31年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識が高められ、感染予防や感染拡大防止対策がとられています。また、発生すると社会的影響が大きい感染症については、速やかな防疫措置ができています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標、活動指標ともに、目標をほぼ達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値		
危険性の高い感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合	/	100%	100%	0.98	100%
	100%	100%	98.4%		/

目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方

目標項目の説明	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、一、二、三類感染症発生数のうち集団感染が抑止できた割合
30年度目標値の考え方	一、二、三類感染症の集団発生を起こさない、もしくは小規模に抑えることが重要であるため、患者発生数のうち、集団発生を抑止できた数の割合を100%とすることを目標として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値		
14601 感染予防のための普及啓発の推進(医療保健部)	感染予防を普及啓発する推進者の総数(累計)	/	100人	200人	1.00	300人
		-	144人	288人		/

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14602 感染症危機管理体制の整備(医療保健部)	感染症危機管理に関する訓練実施率		40%	60%	1.00	80%	100%
		20%	50%	60%			
14603 感染症対策のための相談・検査の推進(医療保健部)	保健所におけるHIV(エイズの原因となるウイルス)検査受診者数		1,490件	1,560件	0.95	1,630件	1,700件
		1,395件	1,337件	1,478件			

(単位: 百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	289	554	385	334	
概算人件費		365	365		
(配置人員)		(40人)	(40人)		

平成29年度の取組概要と成果、残された課題

- ① 感染症情報化コーディネーターのスキルアップ研修会(1回)を実施するとともに、学校、幼稚園、保育所、高齢者施設等で感染症情報化コーディネーター等と協力しながら感染予防を普及啓発する推進者の養成研修会(4回)を実施しました。また、感染症情報システムを活用して、学校、幼稚園、保育所等に対して、感染症の流行状況に合わせた情報提供や注意喚起を行うとともに、感染症情報システムの入力、活用のための研修会(2回)を実施しました。今後も引き続き、感染症情報システムの活用やコーディネーターとの連携により、各施設等で適切な感染予防対策が行われるよう取り組んでいく必要があります。
- ② エボラ出血熱や新型インフルエンザ等、発生すると社会的影響の大きい感染症に対し、適切な治療や防疫措置を講じるため、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への補助、防疫用品や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、更新を行うとともに、発生に備えて医療機関等と連携した実働訓練(6回)やワークショップ(1回)を実施しました。今後も引き続き、防疫体制の充実を図っていく必要があります。
- ③ エイズや肝炎の早期発見と感染拡大防止のため、保健所における無料のHIV(エイズの原因となるウイルス)、B型・C型肝炎ウイルスの検査や相談(検査: HIV1,478件 B型1,320件 C型1,315件 相談: HIV314件 B型108件 C型44件)及び委託医療機関における無料のB型・C型肝炎ウイルス検査(B型50件 C型50件)を実施するとともに、普及啓発を実施しました。また、エイズ対策についてベンチマーキングを実施し、より効果的な検査体制や普及啓発について検討しました。エイズやウイルス性肝炎の感染拡大や発病の予防には早期発見と適切な医療が重要であることから、今後も引き続き、無料の検査や啓発を実施していくとともに、陽性者が安心して治療を受けることができるよう、相談体制の充実に取り組む必要があります。また、肝炎ウイルス検査陽性者等の重症化を予防するため、フォローアップ事業や検査費用の助成を実施するとともに、市町等担当者や非専門医への研修会の実施や陽性者向けパンフレットを作成し、フォローアップ事業や検査の周知を図りました。引き続き、フォローアップ事業等の実施や啓発を行っていく必要があります。

- ④ 結核は、集団感染のリスクが高く、早期発見と治療の完遂が重要なため、健康診断や医療費の助成、訪問指導、服薬支援（DOTS）、接触者健診、結核菌分子疫学的解析等を実施し、感染拡大を防止しました。しかし、県内の結核新規登録患者数は横這いの状況で、患者の高齢化や外国人患者の増加等の課題があるため、今後も引き続き、対策を継続するとともに、高齢者や外国人等に対する支援を充実する必要があります。また、適切な医療を提供するために、結核病床の維持、確保や人材育成等医療体制整備について検討していく必要があります。
- ⑤ 予防接種については、三重県予防接種センターにおいて、県民や市町、医療機関等からの相談（予防接種センターでの接種人数 1,041 人、相談件数 671 件）に対応するとともに、学校、幼稚園、保育所等関係者への研修、市町と連携した健康被害者の救済や接種率向上、接種間違いの防止等に取り組みました。また、先天性風しん症候群の発生を予防するため、無料の風しん抗体検査（検査件数 831 件）を実施しました。予防接種が適切に実施されるよう、これらの取組を継続していく必要があります。
- 発生すると社会的影響の大きい感染症の発生に備えて、防疫体制の整備を図るとともに、結核対策の実施、報道資料提供やホームページなどによる情報提供や感染予防についての注意喚起を行いました。その結果、感染拡大を抑止することができ、県民指標にある一、二、三類感染症の集団発生は概ね抑止出来ました。今後は、一、二、三類感染症のうち、特に集団発生のリスクが高い、結核、腸管出血性大腸菌感染症について、引き続き感染予防についての正しい知識の普及啓発を行う必要があります。

平成 30 年度の取組方向

【医療保健部 次長 三木 恵弘 電話：059-224-2321】

- ① 感染症情報化コーディネーターの資質向上を図るとともに、各施設等で感染予防を普及啓発する推進者を養成します。また、感染症情報システムを活用し、コーディネーターや推進者、各施設等と連携を図りながら感染予防や感染拡大防止に取り組めます。
- ② 発生すると社会的影響の大きい感染症の発生に備え、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への補助、防疫用品や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄を継続するとともに、医療機関、消防、警察等の関係機関と連携した訓練を実施し、発生時に迅速な対応ができるよう体制を整えます。
- ③ 早期発見や感染拡大防止に向けて、HIV や肝炎ウイルスの無料検査の実施、イベント等にあわせて行う正しい知識や検査の必要性の啓発とともに、陽性者が安心して治療を受けることができるよう、相談体制の充実に取り組めます。また、肝炎ウイルス検査陽性者等を対象に、重症化予防のためのフォローアップ事業や検査費用の助成を実施するとともに、これらの事業の啓発を行います。
- ④ 結核の早期発見と適切な治療につながるよう、健康診断や医療費の助成、訪問指導、服薬支援（DOTS）、接触者健診、結核菌分子疫学的解析等を継続するとともに、高齢者や外国人等に対して正しい知識の普及啓発等の支援を行うとともに、結核病床の維持、確保や人材育成など、結核医療の体制整備に取り組めます。
- ⑤ 三重県予防接種センターの円滑な運営を支援するとともに、市町と連携した健康被害者の救済や接種率向上、接種間違いの防止等の取組を継続し、予防接種が適切に実施されるよう体制の充実を図ります。また、先天性風しん症候群の発生を予防するため、無料の風しん抗体検査を継続します。

* 「○」のついた項目は、平成 30 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策147

獣害対策の推進

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

農山漁村に暮らす皆さんとともに、野生鳥獣の被害防止や生息数管理、獣肉等の利活用を促進する総合的な獣害対策に取り組むことにより、獣害が減少し、安心して暮らせる農山漁村の実現につながっています。

平成31年度末での到達目標

農山漁村の振興を図る上で支障となっている獣害が減少し、安心して暮らせる農山漁村づくりが進むとともに、持続的な農林水産業の展開につながっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の被害金額目標を達成するとともに、活動指標も、ほぼ達成しており、ある程度進んだと判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
野生鳥獣による農林水産業被害金額	/	533百万円 (27年度)	508百万円 (28年度)	1.00	483百万円 (29年度)	460百万円 以下 (30年度)
	558百万円 (26年度)	517百万円 (27年度)	461百万円 (28年度)		/	/
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方						
目標項目の説明	サル、ニホンジカ、イノシシ、カワウ等による農林水産業の被害金額					
30年度目標値の考え方	国の方針に合わせて、10年後にニホンジカ・イノシシの生息数とサルの加害群れを半減させることにより、4年間で約1億円の被害額を減少させることを目標に、毎年度25百万円減少させることとし、平成30年度の目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14701 獣害対策の体制づくりの推進(農林水産部)	獣害対策の体制づくりに取り組む集落数(累計)	/	503集落 (27年度)	536集落 (28年度)	1.00	568集落 (29年度)	600集落 (30年度)
		470集落 (26年度)	505集落 (27年度)	542集落 (28年度)		/	/

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14702 獣害につ よい集落活動 の実践による 被害防止の推 進（農林水産 部）	被害が大きい 集落の割合		45% (27年度)	42% (28年度)	0.98	39% (29年度)	36% (30年度)
		47% (26年度)	49% (27年度)	43% (28年度)			
14703 野生鳥獣 のモニタリン グに基づいた 生息数管理の 推進（農林水産 部）	ニホンジカの 推定生息頭数		50,800頭	47,400頭	0.97	44,300頭	41,500頭
		56,200頭	54,400頭	49,000頭			
14704 獣肉等利 活用の促進（農 林水産部）	みえジビエ*と して利活用さ れた野生獣の 頭数（ニホンジ カ、イノシシ）		1,000頭	1,100頭	0.94	1,200頭	1,300頭
		957頭	592頭	1,029頭			

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	293	281	296	383	
概算人件費		110	146		
(配置人員)		(12人)	(16人)		

平成 29 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①集落ぐるみの獣害対策を進めるため、集落代表者アンケートで獣害が大きいと回答する集落を主な対象として、関係市町と連携しながら 67 集落を選定し、研修会等の開催により獣害対策に取り組む体制づくりを進めました。今後とも、集落ぐるみによる体制整備と強化を図る必要があります。また、地域の獣害対策を担う指導者を育成するため、これまでの基礎研修に加え、より実践的な内容を含む高度化研修を実施しました。引き続き、指導者育成に取り組む必要があります。さらに、野生獣による生活被害への対応として、鉄道事業者や警察などを構成員とする情報連絡会を開催し、県が実施したニホンジカ捕獲事業の結果等について情報を共有しました。引き続き、関係機関との情報共有を進めていく必要があります。
- ②被害防止の取組として、地域獣害対策協議会が取り組む捕獲活動への支援を行うとともに、13 市町に対して侵入防止柵の整備を 36 km 支援し、累計では、2,171km となりました。引き続き、市町と連携し、捕獲や侵入防止柵の整備等を支援していく必要があります。
- ③第二種特定鳥獣管理計画*に基づいたニホンザルの計画的な個体数調整を進めるため、2市1町が地域実施計画を策定しました。引き続き、市町に地域実施計画の策定を促すとともに、ICTを用いた大量捕獲技術等の活用により、適切なニホンザルの生息数管理を行う必要があります。また、同計画に基づき、県がニホンジカの計画的な捕獲を行うため、生息状況の調査及び実施計画書の作成を行い 920 頭を捕獲しました。今後とも計画的な捕獲を進める必要があります。さらに、狩猟者の確保のため、狩猟免許更新講習を行うとともに、狩猟免許試験を実施し、新たに 275 名が免許を取得しました。今後とも、狩猟者数の確保を図る必要があります。

- ④「みえジビエ」の普及・消費拡大を図るため、「みえジビエ」登録事業者等で構成される「みえジビエ推進協議会」と連携し、フェアの開催など「みえジビエ」のPRや情報発信の取組を進めました。引き続き、「みえジビエ推進協議会」等と連携し「みえジビエ」のさらなる魅力向上に取り組む必要があります。

・集落ぐるみで獣害対策に取り組む集落が増加し、個人対策でなく集落単位による広域での対策が進んだことで、効果的な侵入防止柵の整備が図られるとともに、有害獣の積極的な捕獲により、直接、被害をおこす個体数の減少につながりました。総合的な獣害対策が着実に進展した結果、「県民指標」については目標を達成できました。

平成30年度の取組方向

【農林水産部 次長 辻森 芳宜 電話：059-224-2501】

- ①集落ぐるみで獣害対策を進める集落を拡大するため、引き続き、集落リーダーとの話し合いや集落座談会および研修会等を開催します。また、獣害対策に取り組む集落の優れた活動を表彰するとともに、獣害対策の新技术などの情報提供と集落間の情報交換を図るため、「獣害につよい三重づくりフォーラム」を開催し、集落ぐるみで獣害対策に取り組む機運の醸成を図ります。
- ②市町の被害防止計画の達成に向け、侵入防止柵整備の支援を行うとともに、組織的な有害捕獲の取組を支援します。また、被害状況や捕獲状況などを地図上で整理した獣害情報マップを作成し、市町が実施する獣害対策を支援します。さらに、獣害対策に取り組んでいる集落に対しては、侵入防止柵の効果的な設置、補修・改良方法などの情報提供を行い、さらなる被害軽減を図ります。
- ③ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの生息数管理を適切に行うため、生息状況のモニタリングを着実にを行い、個体数調整に取り組めます。また、内水面振興と合わせてカワウの駆除対策に取り組めます。さらに、ニホンジカについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づく県による捕獲を積極的に進めるとともに、ニホンザルについては、適切な生息数管理のため、地域実施計画の策定を市町に促して参ります。加えて、狩猟免許所持者の確保を図るとともに、ICTを用いた捕獲装置の改良を進め、引き続き、捕獲頭数の維持・拡大に取り組めます。
- ④獣肉等の利活用を促進するため、「みえジビエ推進協議会」と連携し、フェアの開催や各種メディアを通じたPR活動に取り組み一層の消費拡大を図ります。また、「みえジビエ品質・衛生管理マニュアル」をブラッシュアップし衛生管理の徹底、高品質化に取り組むとともに、「みえジビエ登録制度*」を拡充し、新たに捕獲や解体処理などの一定の知識や技術を持った人材登録を始めることにより、「みえジビエ」のさらなるブランド化に努めます。さらに、捕獲から処理加工・流通に関わる事業者が連携しながら安全で高品質な「みえジビエ」の安定的な供給に取り組む「みえモデル」を構築します。

*「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

施策151

地球温暖化対策の推進

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

地球温暖化対策の必要性について広く認知され、県民一人ひとりが日常生活において、また事業者は事業活動において、温室効果ガス排出削減に向けて自主的に行動し、地球温暖化の緩和が進められているとともに、さまざまな分野において、県内で起こりつつある地球温暖化による気候変動の影響への適応が進められています。

平成31年度末での到達目標

家庭や事業所では、省エネルギー、節電、再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減の自主的な取組が進んでいます。

また、県民の皆さんや事業者等が連携した低炭素なまちづくりの取組が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値はほぼ達成し、活動指標の目標値についてもほぼ目標を達成している(見込)ことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A(進んだ)、B(ある程度進んだ)、C(あまり進まなかった)、D(進まなかった)】

県民指標 目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
家庭での電力消費による二酸化炭素排出量	1,144千 t-CO ₂	1,165千 t-CO ₂	1,150千 t-CO ₂	0.99	1,134千 t-CO ₂	1,119千 t-CO ₂
		1,148千 t-CO ₂	1,157千 t-CO ₂ (速報値)			

目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方

目標項目の説明	家庭部門からの二酸化炭素排出量として、家庭での電力消費による二酸化炭素排出量
30年度目標値の考え方	国では、2030年度に2013年度比で温室効果ガスの排出量を26%削減することとしており、家庭での取組を継続して促進しつつ、国の目標達成に資するよう目標値を設定しました。

活動指標		27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		15101 温室効果ガス排出削減の取組推進(環境生活部)	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	/		+0.8% 以下 (27年度)	+1.2% 以下 (28年度)
		-0.5% (26年度)	-1.4% (27年度)	+1.2% (28年度)	/	/	
15102 電気自動車等を活用した温暖化対策の推進(環境生活部)	電気自動車等を活用した温暖化対策に取り組む地域の数(累計)	/	4地域	6地域	1.00	8地域	10地域
		1地域	2地域	6地域		/	/
15103 地球温暖化対策の普及啓発の推進(環境生活部)	地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合	/	97.0%	98.0%	1.00	99.0%	100%
		95.8%	99.3%	98.8%		/	/
15104 環境教育の推進(環境生活部)	環境教育講座等参加者の満足度	/	100%	100%	0.98	100%	100%
		98.4%	99.7%	98.3%		/	/

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	429	701	629	569	/
概算人件費	/	119	110	/	/
(配置人員)	/	(13人)	(12人)	/	/

平成29年度の取組概要と成果、残された課題

- ①平成27(2015)年のCOP21でパリ協定が採択され、平成28(2016)年5月には国の地球温暖化対策計画が閣議決定されました。2030年度に平成25(2013)年度比で26%削減する国の目標達成に向け、一層、温室効果ガス排出削減の取組を進めていく必要があります。
- ②大規模事業所における温室効果ガスの排出削減が進んできていますが、さらなる削減に向けた取組が必要です。また、中小規模の事業所における温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減のため、引き続き環境経営の促進に取り組む必要があります。
- ③県内の市町で電気自動車等の活用やLED照明の導入等が進んできていますが、さらに多くの市町等で低炭素なまちづくりの取組を広げていく必要があります。
- ④東日本大震災以降、県民の皆さんや事業者者に省エネルギーの意識が高まりつつありますが、より一層の省エネルギーの取組を促進する必要があります。
- ⑤世界的に温暖化の影響が顕在化しつつあり、県内においても、農林水産業、自然災害、健康などのさまざまな分野への影響が懸念されています。

⑥環境問題解決への具体的な行動を実践する人材を育てるためには、子どもたちを含めた環境教育が重要です。

・県民指標「家庭での電力消費による二酸化炭素排出量」については、省エネ等の取組が進んだものの、冬季（12～2月）の平均気温が平年を下回り、暖房による電気使用量が増加したことにより、目標値を僅かに達成できませんでした。引き続き、より一層省エネ等に取り組む必要があります。

平成30年度取組方向

【環境生活部 副部長 笠谷 昇 電話：059-224-2620】

- ①「三重県地球温暖化対策推進条例」や「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減の取組を推進していきます。
- ②温室効果ガスの排出削減を進めるため、大規模事業所に対し地球温暖化対策計画書に基づく自主的な削減取組を促進するとともに、中小規模の事業所に対しては、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）*等の導入促進により、環境負荷低減の取組を進めます。
- ③市町等と連携して電気自動車等の活用やLED照明の導入等の省エネルギーに取り組み、低炭素なまちづくりの取組を広げていきます。また、県庁舎に電気自動車用急速充電器の整備を進めます。
- ④家庭での温室効果ガス排出削減の取組を促進するため、地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、節電取組や省エネ家電の導入、再生可能エネルギーの導入等を促進します。
- ⑤地球温暖化による影響の最新情報について、県民の皆さんや事業者等にわかりやすく提供することで、気候変動の影響の理解とその適応の取組を促進します。
- ⑥環境配慮行動の定着を図るため、県環境学習情報センターにおける講座において、ESD*等の取組を推進するとともに、県民の皆さんのニーズにあった学習メニューを実施していきます。

*「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1.5.2

廃棄物総合対策の推進

【主担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者等のさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用および適正処理が進むとともに、廃棄物が貴重な資源やエネルギー源としてより一層有効活用され、循環型社会の定着が実感できる社会となっています。

平成 31 年度末での到達目標

ごみの発生・排出抑制が進み、地域特性などに応じた循環利用により、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進み、不適正処理 4 事案についても着実に是正されてきています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標および活動指標の目標値をおおむね達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度		29 年度		30 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況		目標値 実績値
廃棄物の最終 処分量		289 千 t 以下	283 千 t 以下	0.98		277 千 t 以下
	309 千 t	286 千 t	290 千 t (速報値)			
目標項目の説明と平成 30 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量					
30 年度目標値 の考え方	廃棄物処理計画の目標値の考え方をふまえて設定した平成 31 年度目標値の達成に向けて、平成 30 年度目標値を 277 千 t 以下と設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度		29 年度		30 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況		目標値 実績値
15201 ごみゼロ 社会の実現（環 境生活部廃棄物 対策局）	1 人 1 日あた りのごみ排出 量（一般廃棄物 の排出量）		965g/ 人日以下	957g/ 人日以下	1.00		950g/ 人日以下
		959g/ 人日	950g/ 人日	936g/ 人日 (速報値)			
15202 産業廃棄 物の 3 R の推進 （環境生活部廃 棄物対策局）	産業廃棄物の 再生利用率		43.2%	43.3%	1.00		43.4%
		42.8%	43.7%	45.8% (速報値)			

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15203 廃棄物処理の安全・安心の確保（環境生活部廃棄物対策局）	不法投棄等不適正処理事案の改善着手率		100%	100%	1.00	100%	100%
		69.2%	100%	100%			
15204 不適正処理の是正措置の推進（環境生活部廃棄物対策局）	不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率		56.3%	68.8%	1.00	75.0%	81.3%
		37.5%	50.0%	68.8%			

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	3,354	3,675	3,470	2,325	
概算人件費		803	757		
(配置人員)		(88人)	(83人)		

平成29年度の取組概要と成果、残された課題

- ① 県民の皆さん、事業者、行政等のさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再利用、再生利用）の取組により、一般廃棄物の排出量および最終処分量は着実に削減され、資源化率についても全国と比べて高い水準を維持している状況にあります。引き続き、循環型社会の実現に向けた取組を推進するとともに、循環の質にも着目して、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や、食品廃棄物の削減、リサイクルに向けた取組等を促進する必要があります。
- ② RDF*焼却・発電事業について、関係市町のごみ処理が円滑に進むよう、安全で安定した運転の確保に努めるとともに、RDF焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制構築に向けて、市町等が設置した検討会議等に参画し技術的支援を実施しました。今後も、安全で安定した運転の確保に努めるとともに、関係市町等のごみ処理体制構築に向けた技術的支援等を実施していく必要があります。
- ③ 災害廃棄物の処理について、発災後の迅速な復旧・復興につなげるため、災害廃棄物処理に関して精通し、かつ柔軟な発想力と決断力のある人材の育成・確保に向け、災害時マネジメント力を育成するための研修等を継続的に行いました。また、県と応援協定を締結している民間団体や市町等と図上訓練等を実施しました。引き続き、南海トラフ地震等の大規模災害時においても、適正かつ円滑に災害廃棄物処理が行われる体制を早期に整備することが必要です。
- ④ 産業廃棄物の3Rの推進により、再生利用率は向上しましたが、排出量や最終処分量については、景気の動向もあり明確な削減傾向は見られない状況です。今後、排出量、最終処分量の削減等に向け、排出事業者の一層の取組が求められます。また、枯渇性資源の循環利用や未利用エネルギーの有効活用などを推進するとともに、PCB廃棄物の処分期間内の適正処理を促進する必要があります。
- ⑤ 排出事業者の処理責任の徹底に向け、事業者、関係団体への働きかけや研修会等を通じて、電子マニフェストや優良認定処理業者の活用を促進するとともに、優良認定取得の手引きを改定するなど、処理業者の育成・支援を行いました。引き続き、電子マニフェスト*や優良認定処理業者*の活用を促進する必要があります。

- ⑥産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理については、依然として後を絶たない状況です。引き続き、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視指導など、県民が安全・安心を実感できる取組が必要です。
- ⑦過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、行政代執行により着実に環境修復を行うことが必要です。

・県民指標「廃棄物の最終処分量」については、目標値を達成することができませんでした。一般廃棄物は3Rの取組により削減されている一方、産業廃棄物は事業活動により影響を受けることがあり、明確な削減傾向が見られませんでした。引き続き、3Rの取組に加え、天然資源の使用量の抑制など、循環の質にも着目した取組を進める必要があります。

平成30年度の取組方向【環境生活部廃棄物対策局 次長 長崎 敬之 電話：059-224-2375】

- ①平成27（2015）年度に策定した廃棄物処理計画に基づき、3Rや適正処理の取組を進め、安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目して、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や、食品廃棄物の削減、リサイクルの取組等を促進します。
- ②RDF焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制が確実に構築されるよう、市町等で設置した検討会議等に参画し技術的支援を実施していきます。
- ③大規模災害時に備え災害廃棄物の適正かつ円滑な処理が実施されるよう、国や近隣県、市町、民間事業者団体等との連携強化に取り組みます。また、災害廃棄物処理に精通した人材の育成や、市町等職員の災害対応力を高める取組を進めます。
- ④事業者、廃棄物処理業者、研究機関、行政等のさまざまな主体との協創による、地域特性や資源の性状に応じた最適な規模の地域循環圏の形成に向けた取組を促進します。また、PCB廃棄物の早期適正処理を促進するため、PCB使用電気機器を保有している可能性のある事業所を対象に実態調査等を実施します。
- ⑤排出事業者の処理責任の徹底に向け、電子マニフェストや優良認定処理業者の活用を促進するとともに、処理業者の優良化を図り、廃棄物処理に係る県民の安全・安心を確保します。
- ⑥産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期発見・早期是正のため、厳正な監視指導を行うとともに、市町、県内自主活動団体等のさまざまな主体との連携を強化し不法投棄を許さない社会づくりを進めます。
- ⑦産業廃棄物が不適正処理された4事案について、2022年度までに対策を完了するよう、着実に工事を実施し、対策工事の効果確認を行います。

*「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。

施策153

豊かな自然環境の保全と活用

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が、生物多様性をはじめとする自然環境を自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんが、自然とのふれあいや自然資源の持続可能な活用を通じて、自然からの恩恵を享受しています。

平成31年度末での到達目標

生物多様性をはじめとする自然環境の保全活動のサポート機能を充実することで、県民の皆さんや事業者、NPO等による生態系や希少野生動植物、里地・里山・里海の自主的な保全活動が活発に行われています。また、こうした取組をとおして、県民の皆さんが自然とのふれあいや地域への愛着を深めながら暮らせる自然環境が維持保全されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標、活動指標ともに目標値を達成していることから「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
自然環境の保全活動団体数		78 団体	80 団体	1.00	82 団体	84 団体
	76 団体	80 団体	82 団体			
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方						
目標項目の説明	絶滅のおそれのある野生動植物種の保全活動および里地・里山・里海等の保全活動を継続して実施している実施団体数の合計					
30年度目標値の考え方	平成31年度に活動団体数を現状値から8団体増やすことを目標としており、平成30年度は前年度の目標値から2団体増加させることを目標値として設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		15301 貴重な生態系と生物多様性の保全（農林水産部）	希少野生動植物種の保全活動や貴重な生態系の維持回復活動の実施率	/	60.0%	75.0%
		50.0%	65.0%	75.0%	/	/
15302 自然とのふれあいの促進（農林水産部）	自然とのふれあい体験の満足度	/	72.0%	74.0%	1.00	77.0%
		69.9%	72.3%	74.2%		/

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	159	100	170	313	/
概算人件費	/	155	183	/	/
(配置人員)	/	(17人)	(20人)	/	/

平成 29 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①生物多様性の保全を推進するため、「第2期みえ生物多様性推進プラン」に基づき、県民の皆さんの参画を得ながら、県内の希少野生動植物種の生息・生育状況調査や保全活動を16回実施しました。また、さまざまな主体による自主的な保全活動を促進するため、自然環境保全活動者に対して事業者等がサポートする仕組みとして、「みえ生物多様性パートナーシップ協定」制度を立ち上げ、5件の協定を締結しました。今後も希少野生動植物の保全活動を進めるとともに、開発や乱獲の恐れがある地区においては、「希少野生動植物監視地区」の指定による保全を進める必要があります。
- ②県民の皆さんを対象として、身近な自然環境や生物多様性の状況、それらのもたらすさまざまな恩恵など、環境保全の重要性を伝えるための研修会・出前講座等を13回実施しました。また、自然環境の保全に係る活動団体等と連携し、子どもたちを対象に生物多様性の理解につながる観察会や外来生物の駆除活動などを14回実施し、普及啓発に取り組みました。引き続き、将来の自然環境を支える子どもたち等の生物多様性への理解を高める必要があります。
- ③自然環境を保全するため、里地・里山・里海や河川等において、景観維持や侵入竹の除去など、県民の皆さんやNPO等による自主的な自然環境保全活動の実施にあたり、専門家のアドバイスや県職員による情報提供を実施しました。引き続き、さまざまな主体による自主的な自然環境保全活動を促進していく必要があります。
- ④近年増加している太陽光発電施設等の設置に際し、自然環境の保全や希少野生動植物の保護を図るため、三重県自然環境保全条例等に基づき、関係事業者への適切な指導、助言を行いました。一部の地域では、大規模な太陽光発電施設の設置による影響が危惧されていることから、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、適切に対応していく必要があります。

- ⑤県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供するため、7つの自然公園における施設や2つの森林公園の適正な維持管理を行うとともに、地元企業や市町の協力を得て、2か所の老朽化した自然公園施設の修繕に取り組みました。今後も、自然公園施設の整備を進めるとともに、利用者のニーズにあった公園管理やイベントを実施し、利用者の満足度の向上に取り組む必要があります。
- ⑥世界水準のナショナルパークとして、伊勢志摩国立公園が誇る美しい自然や豊かな歴史・文化等を資源とした誘客を促進するため、インバウンドの拡大に取り組む事業者を対象としたセミナーを開催したほか、地域住民の機運醸成に向けたイベントの開催や、地域の自然や魅力を伝えることができる人材の育成に取り組みました。引き続き、官民が一体となって、国内外への情報発信、快適な利用環境の整備や景観の保全に向けた取組など、「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」を確実に実行していく必要があります。(創21)
- ⑦ステップアッププログラムに基づくエコツーリズムの推進に向け、専門家を招いたセミナーを開催したほか、伊勢志摩地域全域をフィールドとするエコツーリズム推進協議会を2月に設立しました。また、環境省と連携し、国立公園の利用者に新たな魅力を伝えるツアー等に取り組む事業者を対象として、アドバイザーの派遣等に取り組みました。今後も引き続き、エコツーリズムの質の向上やガイド等の育成を進める必要があります。(創21)

・県民指標については目標を達成できました。自然環境の保全の重要性について、さまざまな普及啓発を行い、県と関係団体等が連携・協働し活動に取り組んだ結果です。

平成30年度の取組方向

【農林水産部 次長 前田 芳宏 電話：059-224-2501】

- ①生物多様性の保全を推進するため、引き続き、県民の皆さんの参画を得ながら、県内の希少野生動物種の生息・生育状況調査を進めるとともに、大規模な開発や乱獲の恐れがある地区において、「希少野生動物監視地区」の指定について検討を進めます。また、さまざまな主体による自主的な保全活動を促進するため、「みえ生物多様性パートナーシップ協定」の締結に取り組みます。
- ②県民の皆さんに、身近な自然環境や生物多様性の重要性を啓発するとともに、保全に向け自主的な活動を促進します。また、将来の自然環境を支える子どもたちを対象として、学校への出前授業や各種イベントを通じて生物多様性の重要性に対する理解促進を図ります。
- ③自然環境の保全に向け、自然公園や三重県自然環境保全地域等の適正管理に取り組むとともに、里地・里山・里海や河川などにおいて、県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体による自主的な自然環境保全活動が継続できるよう、引き続き、専門的な知識や必要な情報の提供などに取り組みます。
- ④自然環境の保全や希少野生動物の保護を図るため、三重県自然環境保全条例等の関係法令や「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、関係事業者への適切な指導、助言に努めます。また、大規模な太陽光発電施設の設置については、事業計画の初期の段階から関係部局との連携、情報共有のもとで関係法令等に基づいた適切な指導、助言を行います。
- ⑤県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供するため、自然公園施設の適切な維持管理や施設整備を進めます。また、市町や指定管理者、活動団体などと連携し、三重県民の森や三重県上野森林公園など県民が自然とふれあう拠点において、魅力ある自然体験プログラム等を実施します。さらに、指定50周年を迎える鈴鹿国定公園において、関係市町や関係団体等と連携した記念イベントの開催やガイドマップの作成等に取り組めます。

- ⑥伊勢志摩国立公園への国内外からの誘客を促進するため、8月にオープンが予定されている横山園地の「天空カフェテラス」を重要な利用拠点とした周遊ツアーやインスタミート等への活用を図るとともに、インバウンドの受け入れ態勢の充実に向けた外国語に対応できるガイドの育成に取り組みます。また、伊勢志摩地域が誇る自然や景観などの保全に向け、地域住民を主体としたナショナルトラスト活動等を推進するとともに、ビューポイントとして選定された大王埼灯台（志摩市）、登茂山園地（志摩市）、鵜倉園地（南伊勢町）などの整備を行います。（創 21）
- ⑦伊勢志摩地域のエコツーリズムの取組を促進するため、昨年度に設立した「伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会」を核として、交通事業者や宿泊事業者等と連携し、三重県が誇る美しい自然や豊かな伝統・文化を資源として活用したエコツアーのブラッシュアップなどに取り組みます。（創 21）

* 「○」のついた項目は、平成 30 年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な取組方向のめざす姿の達成に資する主な取組であり、検証レポートにも記載しています。

施策154

大気・水環境の保全

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

大気や河川、海域の環境基準が達成され、県民の皆さんが良好な大気環境と美しい水環境のもとで、健康で豊かな生活を営んでいます。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全活動に積極的に取り組み、自動車排出ガスや生活排水などの身近な暮らしの問題に対する取組の効果があらわれています。

平成31年度末での到達目標

工場・事業場において排出ガスや排水が適正に管理されるとともに負荷量の削減が行われています。大気環境への負荷が少ない自動車の利用が進み、さらに生活排水処理施設の整備促進により、大気や河川、海域の環境基準の達成率が向上しています。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して環境保全活動に積極的に取り組むことにより、身近な暮らしの問題を改善していきます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、目標値を達成できませんでしたが、生活排水処理施設の整備が進むなどの活動指標の達成状況もふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率		93.0%	94.0%	0.96	95.0%	97.0%
	96.1%	96.1%	90.2% (速報値)			
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方						
目標項目の説明	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合*					
30年度目標値の考え方	各種施策を講じることにより全地点および全水域で環境基準を達成することをめざして目標値を設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		15401 大気・水環境への負荷の削減（環境生活部）	大気・水質の排出基準適合率	/	100%	100%	1.00
		99.9%	99.9%	100%	/	/	
15402 自動車環境対策の推進（環境生活部）	NOx・PM法*対策地域全体の大気環境基準達成率	/	100%	100%	1.00	100%	100%
		100%	100%	100% (速報値)		/	/
15403 生活排水対策の推進（環境生活部）	生活排水処理施設の整備率	/	83.5%	84.5%	0.99	85.5%	86.5%
		82.6%	83.5%	84.4% (速報値)		/	/
15404 伊勢湾の再生に向けた取組の推進（環境生活部）	海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	/	30,250人	31,500人	0.83	32,750人	34,000人
		26,629人	64,067人	26,272人		/	/
15405 環境保全のための調査研究成果の還元（環境生活部）	大気環境および水環境の保全に関する調査研究成果を公表した研究事業数	/	6件	6件	1.00	7件	7件
		4件	6件	7件		/	/

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	13,137	14,659	13,393	16,794	/
概算人件費	/	1,278	1,287	/	/
(配置人員)	/	(140人)	(141人)	/	/

平成29年度の取組概要と成果、残された課題

- ①大気環境について、33測定局（うち四日市市11局）で測定したところ、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等項目については、すべての測定局で環境基準に適合する見込み（速報値）であり、おおむね良好な大気環境が維持されています。光化学オキシダント*については、濃度が高くなると予測された時に予報の発令（延べ1日5地域）を行いました。引き続き、発令等を的確に行うとともに、原因物質の排出抑制に取り組む必要があります。
- ②水環境について、河川、海域および地下水の水質常時監視を行ったところ、河川におけるBOD*、海域におけるCOD*の環境基準達成率はそれぞれ92%、38%（速報値）でした。海域の環境基準達成率は近年50%前後と低く、特に閉鎖性海域である伊勢湾では大規模な貧酸素水塊も発生していることから、今後も水環境の改善を進める必要があります。
- ③工場・事業場に対し排出ガスや排出水の検査を伴う立入検査（大気関係34および水質関係211工場・事業場）を実施したところ、排出ガスについてはすべての事業所において排出基準を満たしていましたが、排出水については4事業所に基準の超過があり、改善指導を行いました。引き続き、法令遵守の徹底やコンプライアンス意識の向上を図る必要があります。

- ④大規模開発や工作物の新設等の事業(9件)について、三重県環境影響評価委員会の答申を受けて、知事意見を述べました。今後も、該当する事業については、環境に大きな影響を与えるおそれがあることから、適正な環境配慮を促す必要があります。
- ⑤NO_x・PM法対策地域内において、自動車から排出される二酸化窒素や浮遊粒子状物質は年々減少し、二酸化窒素は7年連続、浮遊粒子状物質は6年連続で環境基準を達成する見込み(速報値)です。引き続き、総量削減計画の目標である、2020年度における対策地域全体での環境基準の確保に向けて、総排出量および大気環境の状況を注視していく必要があります。
- ⑥生活排水処理未普及人口の早期解消に向けて、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町および関係部と連携して、生活排水処理施設の整備を促進するとともに、県費上乘せ補助制度により単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を進めました。引き続き、生活排水処理施設の整備を促進する必要があります。
- ⑦「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、関係機関、民間団体等と連携し、県内の海岸漂着物等の回収処理を進めるとともに、発生抑制対策として、東海三県のFMラジオを活用した広報活動とシンポジウムを組み合わせた啓発キャンペーン「CLEAN UP | SEWAN」を展開しました。「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」等の取組においては、三県一市の連携により実施し、県内で26,272名の参加がありました。伊勢湾の再生に向けては、一人でも多くの方が伊勢湾を守ろうという意識を持つことが重要であることから、引き続き、取組の拡大を図る必要があります。
- ⑧環境保全に係る調査研究について、外部識者等で構成する研究評価委員会で評価を受けながら、その成果を学会での発表や研究所年報に掲載するほか企業等へ発信しました。また、伊勢湾の貧酸素水塊の発生等に係る調査研究を実施しましたが、発生原因の究明や対策の検討に向けては、さらなる知見の蓄積が必要です。引き続き、目標達成のため調査研究を遂行し、成果を情報発信する必要があります。

県民指標「大気環境および水環境に係る環境基準の達成率」については、目標値を達成できない見込み(速報値)です。その理由として、近年、環境基準値を下回っていた河川や海域の数地点において、降水量等の影響により、基準値を若干上回ったためと考えられます。引き続き、汚濁負荷の削減に取り組んでいきます。

平成30年度の取組方向

【環境生活部 副部長 笠谷 昇 電話：059-224-2620】

- ①大気環境について、33測定局(うち四日市市11局)で大気汚染の状況をモニタリングするほか、排出ガスを多量放出する工場・事業場の常時監視を行います。光化学オキシダントやPM2.5(微小粒子状物質)*の濃度が上昇した際は、県民の皆さんに予報等を発令するなど迅速な情報提供に努めます。
- ②水環境について、公共用水域(河川、海域)および地下水の常時監視を行い、環境基準等の適合状況を確認します。また、第8次水質総量削減計画に基づき伊勢湾の汚濁負荷削減等に取り組めます。
- ③工場・事業場に対し、排出ガスや排出水の検査を伴う立入検査を実施し、法令遵守の徹底とコンプライアンス意識の向上等を図ります。また、大気汚染防止法の改正により水銀排出施設が規制されることから、新たに、当該排出ガスの検査を伴う立入検査をします。
- ④環境に著しい影響を与えるおそれのある一定規模以上の開発事業等を対象として、環境への負荷をできる限り低減させることを目的に、環境影響評価を実施します。

- ⑤自動車環境対策について、NO_x・PM法対策地域内における二酸化窒素や浮遊粒子状物質の削減状況および地域全体での環境基準の確保状況を把握するなど、「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の進行管理を行います。
- ⑥生活排水対策について、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町および関係部と連携して下水道、集落排水施設等の集合処理施設や浄化槽の効率的・効果的な整備を進め、未整備人口の解消を図ります。また、県費上乘せ補助制度により合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽の適正な維持管理の指導を行います。
- ⑦伊勢湾の再生に向け、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸管理者、県民の皆さん、民間団体、企業等による協力体制を拡充していきます。また、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を三県一市の連携により展開し、参加者の拡大を図っていきます。引き続き、国の補助金を活用して回収・処理および発生抑制対策事業を実施します。
- ⑧光化学オキシダント、PM_{2.5}等の大気環境および伊勢湾の水質改善、貧酸素水塊等の水環境に関する課題に対応した調査研究ならびに検査精度の確保に係る研究事業を行い、得られた成果を行政課題の解決に役立てていきます。将来の課題解決に向けて技術力の維持向上に努め、研究成果を公表して県民の皆さんに還元していきます。

* 「○」のついた項目は、平成30年度に特に注力するポイントを示しています。